

**N P O法人の実態及び認定N P O法人制度の  
利用状況に関する調査**

**報 告 書**

**平成 16 年 11 月  
内閣府国民生活局**

NPO法人の実態及び認定NPO法人制度の利用状況に関する調査  
報告書目次

<b>調査結果の概要</b> .....	1
<b>・調査の概要</b> .....	13
1．調査の目的.....	15
2．調査実施概要.....	15
(1) NPO法人に対するアンケート調査.....	15
(2) 認定NPO法人に対するアンケート調査.....	15
<b>・NPO法人に対するアンケート調査結果</b> .....	17
1．法人の概要について.....	19
(1) 活動分野〔問 2-1〕.....	19
(2) 設立年月〔問 3、問 4〕.....	20
(3) 役員・社員・会員の状況〔問 5、問 19〕.....	21
(4) 会員等に対する活動の状況〔問 18〕.....	23
(5) 収支状況〔問 12〕.....	25
(6) 会費〔問 14〕.....	29
(7) 寄附金〔問 15、問 16、問 20〕.....	32
(8) 補助金・助成金〔問 17-1〕.....	38
(9) 委託事業費〔問 17-2〕.....	40
(10) 特定非営利活動事業の事業収入〔問 13-1、問 13-2〕.....	42
(11) 法人税法上の収益事業を行っている法人の概要〔問 23、問 24〕.....	44
(12) 海外送金・海外への金銭持ち出し〔問 22〕.....	46
(13) 経理の状況〔問 21〕.....	47
2．認定NPO法人制度の利用状況について.....	48
(1) 認定NPO法人化の希望〔問 6〕.....	48
(2) 認定申請の進捗状況と申請準備における課題〔問 7、問 8、問 9〕.....	49
3．申請・報告書類に関する意識について.....	52
(1) 受け入れた寄附金の明細表〔問 10-1〕.....	52
(2) 役員及び社員の状況を明らかにする書類〔問 10-2〕.....	55
(3) その他の申請書類〔問 10-3〕.....	58
(4) 認定後における報告書類について〔問 11〕.....	60
<b>・認定NPO法人に対するアンケート調査結果</b> .....	61
1．認定後の効果について.....	63
(1) 寄附金の受け入れ状況.....	63
(2) みなし寄附金制度の利用状況.....	64
2．申請・報告書類に関する意識について.....	66
(1) 申請手続きについて〔問 6〕.....	66
(2) 受け入れた寄附金の明細表〔問 7-1〕.....	67
(3) 役員及び社員の状況を明らかにする書類〔問 7-2〕.....	69
(4) その他の申請書類〔問 7-3〕.....	72
(5) 認定後における報告書類について〔問 8〕.....	74

3 . 認定後の運営について〔問9、問10〕 .....	75
(1) 受け入れた寄附金の明細表の作成及び同意を得る作業に関する問題の有無 .....	75
(2) 今後の認定NPO法人としての事業活動や広報活動について .....	75
<b>. 認定NPO法人制度の活用増進に向けた課題 .....</b>	<b>77</b>
(1) 我が国におけるNPO法人に対する寄附意識の向上 .....	79
(2) 認定NPO法人制度に関する普及啓発 .....	79
(3) NPO法人に対する申請手続きや会計処理に対する支援の充実 .....	79
(4) 認定要件等、制度面における検討 .....	80
<b>参考資料：アンケート設問票 .....</b>	<b>81</b>
A . 一般NPO向けアンケート .....	83
B . 認定NPO向けアンケート .....	104

## 調査結果の概要



## 調査の目的及び実施概要

### 1. 調査の目的

認定NPO法人制度は、市民や企業からNPO法人への寄附を促す仕組みとして、重要である。この制度については、平成15年度の税制改正において大幅な拡充がなされたところであるが、平成16年9月末現在で認定NPO法人の数は25法人にとどまっている。

このため、できる限り多くNPO法人によってこの制度が活用されるよう、現状を十分に把握した上で、必要な対応を検討することが重要であることから、現行制度の利用実態について調査を行った。

### 2. 実施概要

#### (1) 実施期間

平成16年7月7日(水)～8月6日(金)

#### (2) 対象

全国のNPO法人(平成16年3月末時点、認定NPO法人を除く)

発送対象法人数	16,136
回答法人数	3,242 (回答率20.1%)

全認定NPO法人(平成16年6月末時点)

発送対象法人数	24
回答法人数	22 (回答率91.7%)

#### 調査方法

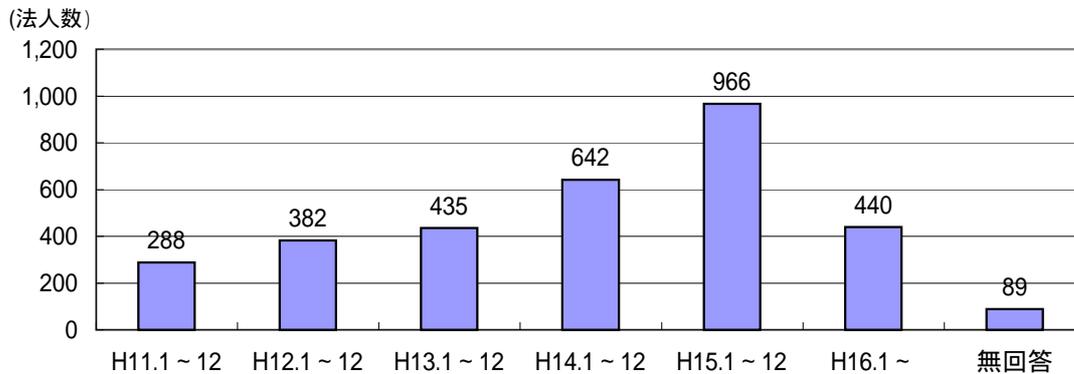
質問票 郵送法

# 調査結果

## 1. 法人の概要

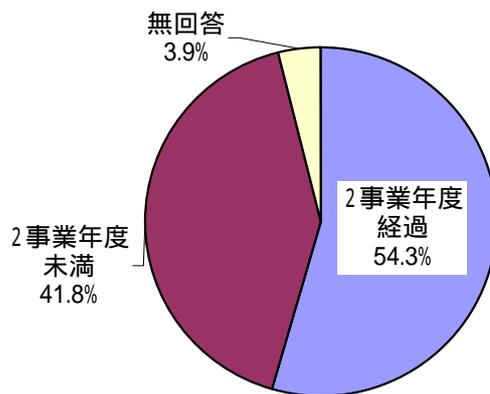
### (1) 設立時期

平成15年以降に設立された法人が4割以上を占める。



### (2) 事業年度の経過状況

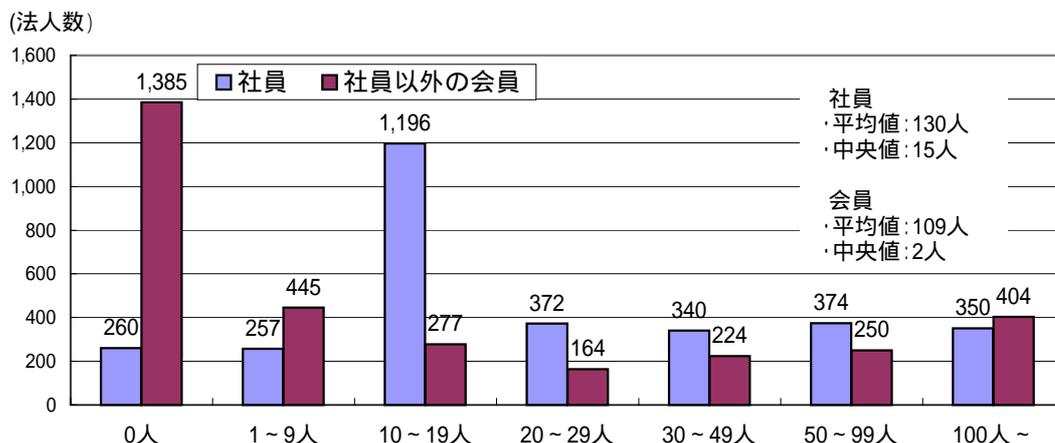
認定申請を行うことができる2事業年度が経過した法人は全体の約54%を占める。



### (3) 社員、会員、役員の状況

#### 社員・会員の規模

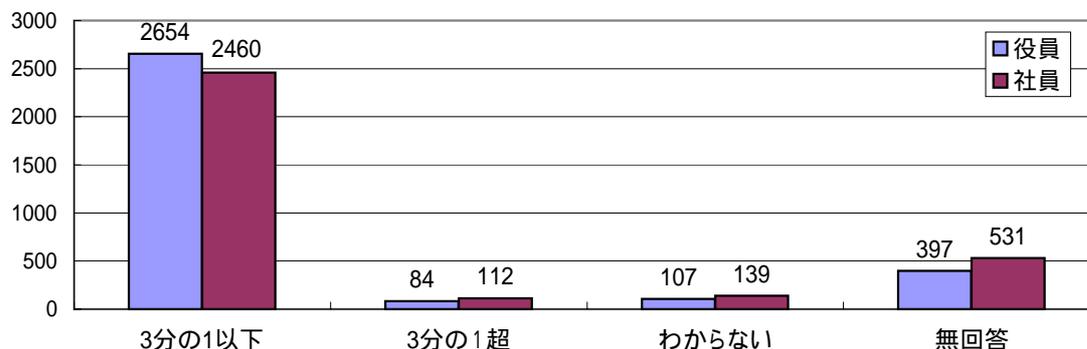
社員数10~19人の法人が1,196件と全体の約37%を占めるなど、社員数及び会員数については少人数の法人が大半を占める。



### 役員及び社員における親族等の割合

役員及び社員のうち親族等の占める割合が3分の1を超えてはいけないという認定要件について、「3分の1以下」の法人は80%超であり、「3分の1超」の法人は3%未満となっている。

(法人数)

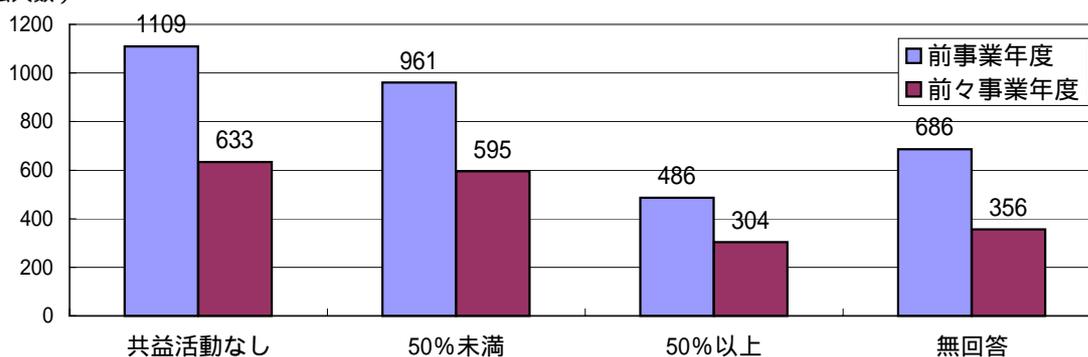


### (4) 会員等に対する活動の状況

会員等を対象とする活動など共益的な活動は50%未満でなければいけないという認定要件について、約34%の法人は共益的な活動を実施しておらず、共益的な活動が50%未満の法人は約30%となっている。

一方、共益的な活動が50%を超えている法人は約15%となっている。

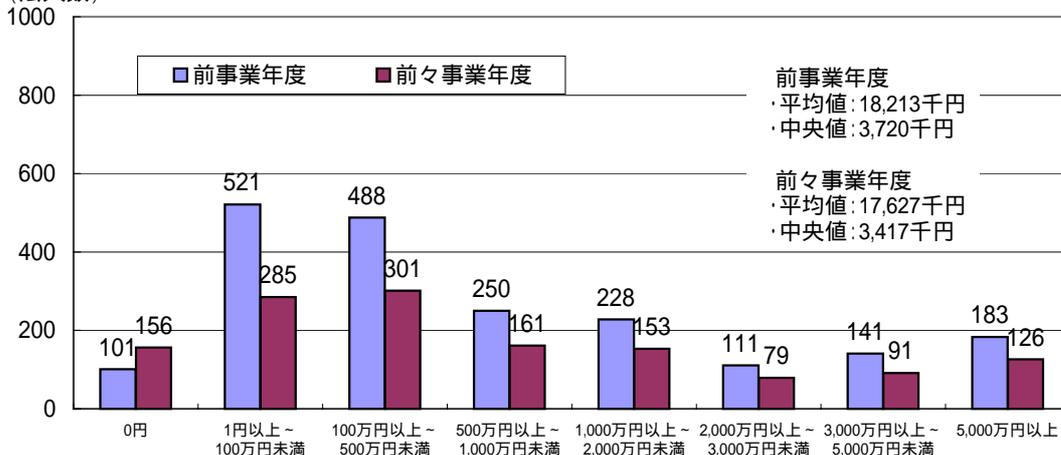
(法人数)



### (5) 収入の状況

100万円未満の法人が約3割となっており、収入規模の小さい法人が多い。

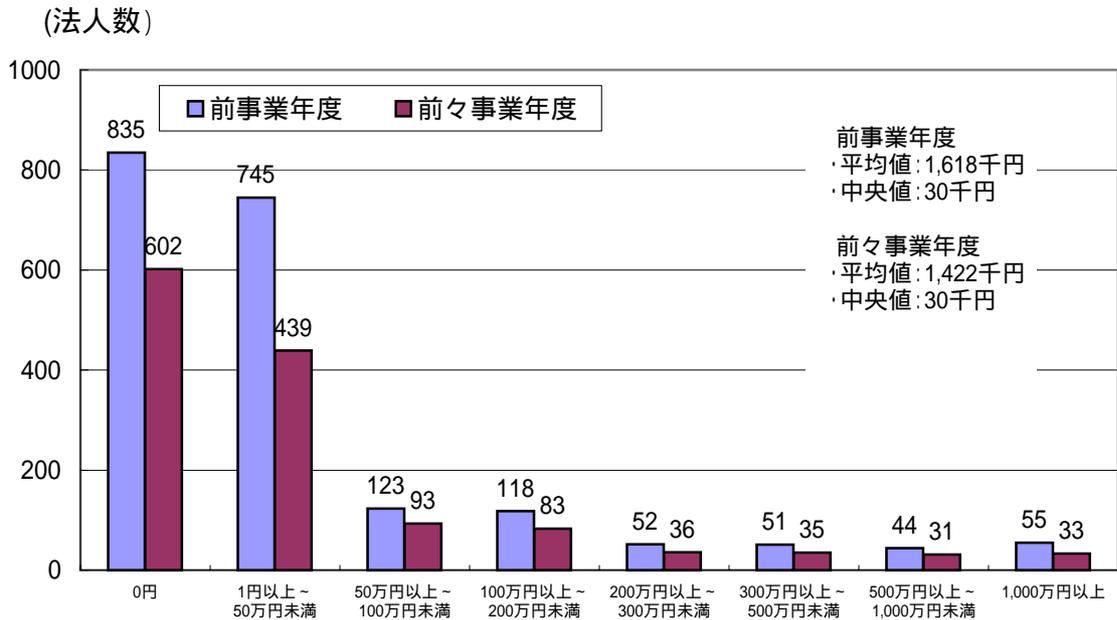
(法人数)



(6) 寄附金

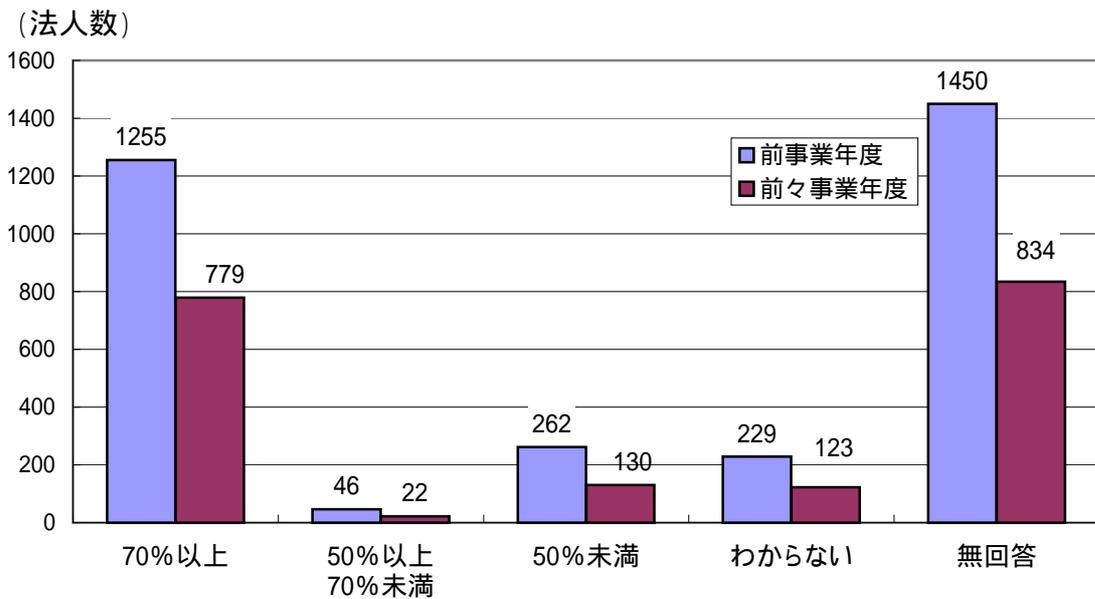
受け入れ状況

寄附金の受け入れが全くない法人が4割、50万円未満の法人が3割を超えており、NPO法人における寄附の受け入れは少ないのが現状。



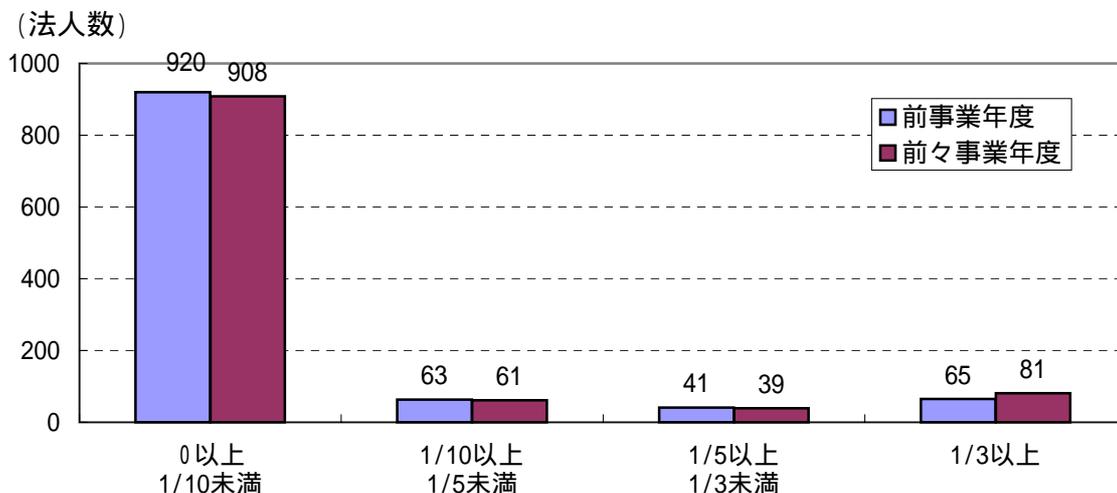
寄附金の特定非営利活動に係る事業への充当

受け入れた寄附金の70%以上を特定非営利活動へ充当しているかという要件については、約4割の法人が「70%以上」であり、70%未満の法人は約1割となっている。



### (7) パブリックサポートテスト

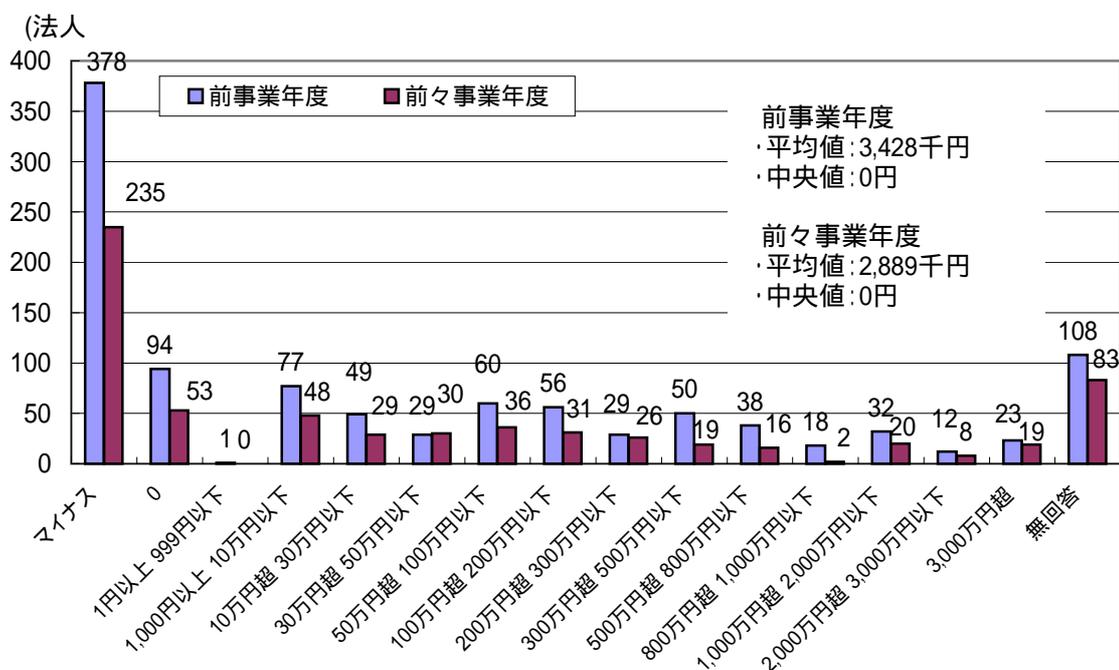
広く一般からの支持を受けていることを明らかにするため、総収入に占める寄附金の割合が2事業年度とも5分の1以上でなければいけないというパブリックサポートテストの認定要件については、2事業年度を経過している有効回答法人1,089法人のうち、61法人(5.6%)が2事業年度とも5分の1以上となっている。



(注) 前事業年度のPSTの値が5分の1以上の法人は106件、前々事業年度のPSTの値が5分の1以上の法人は120件であった。上記にも記載したとおり2事業年度とも5分の1以上の法人は61件であった。

### (8) 税法上の収益事業(収益事業の所得金額の規模別法人数)

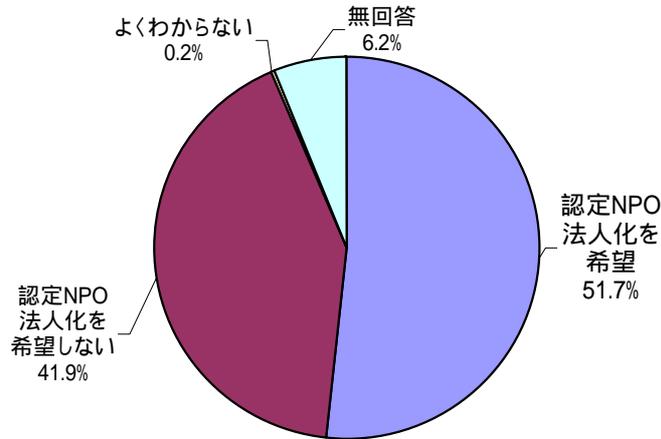
収益事業の所得がマイナス、若しくはゼロの法人は全体の約45%を占める。



## 2. 制度の利用状況

### (1) 認定NPO法人化の希望状況

認定NPO法人になることを希望している法人は約52%を占める。

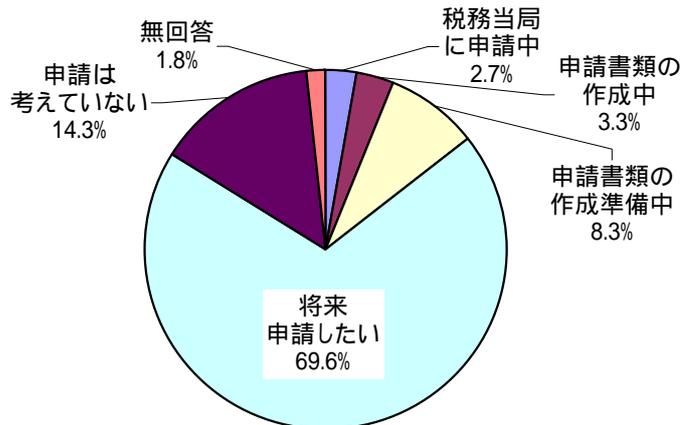


### (2) 認定申請の進捗状況

認定申請に向けた作業状況（「認定NPO法人化を希望する法人を対象」）

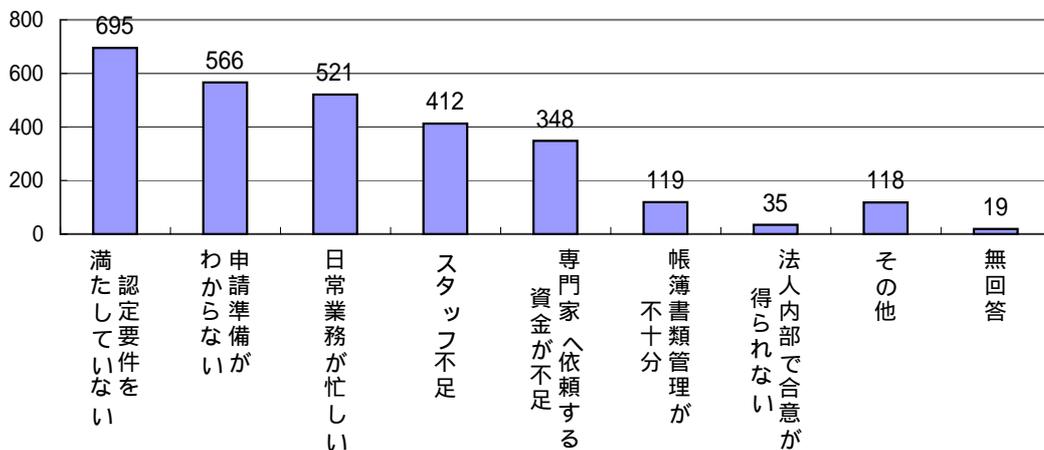
実際に申請の準備を行っているのは約14%となっている。

なお、申請準備を進めていない理由としては「認定要件を満たしていない」ことを挙げる法人が最も多い。



(法人数)

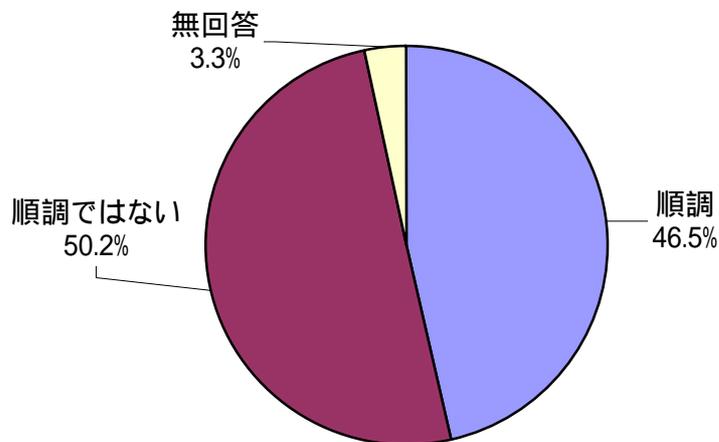
申請準備を進めていない理由



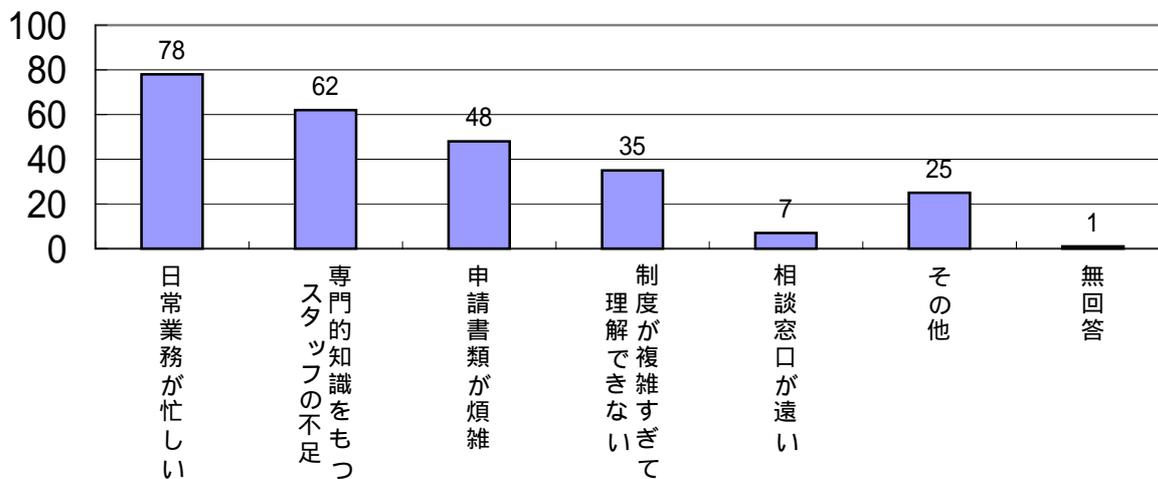
## 申請準備の状況

(「税務当局に申請中」、「申請書類の作成中」又は「作成準備中」と回答した法人を対象)  
「順調」に進んでいる法人が約47%、「順調ではない」法人が50%とほぼ半々となっている。

なお、申請準備が「順調ではない」理由としては、「日常業務が忙しい」、「専門的知識をもつスタッフの不足」を挙げる法人が多い。



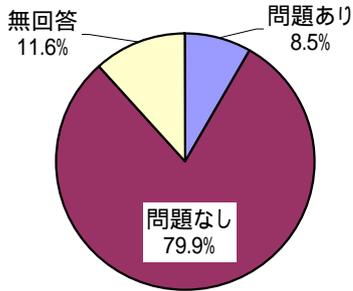
申請準備が順調に進まない理由



### 3. 申請・報告書類に関する意識

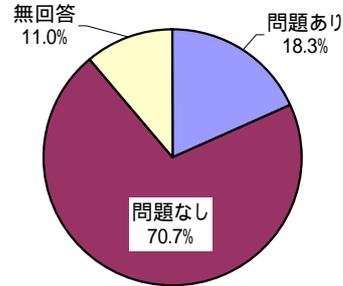
#### (1) 受け入れた寄附金の明細表 税務当局への提出に関する 問題の有無

約9%の法人が「問題あり」、約80%  
の法人が「問題なし」と回答。



#### 一般の閲覧に供することに関する 問題の有無

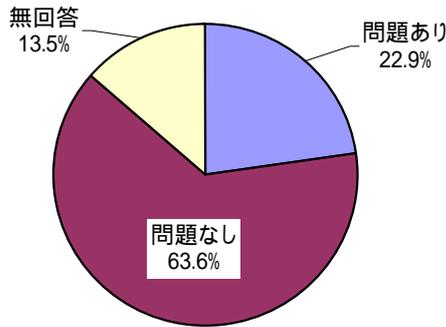
約18%の法人が「問題あり」、約71%  
の法人が「問題なし」と回答。



#### (2) 認定後における報告書類

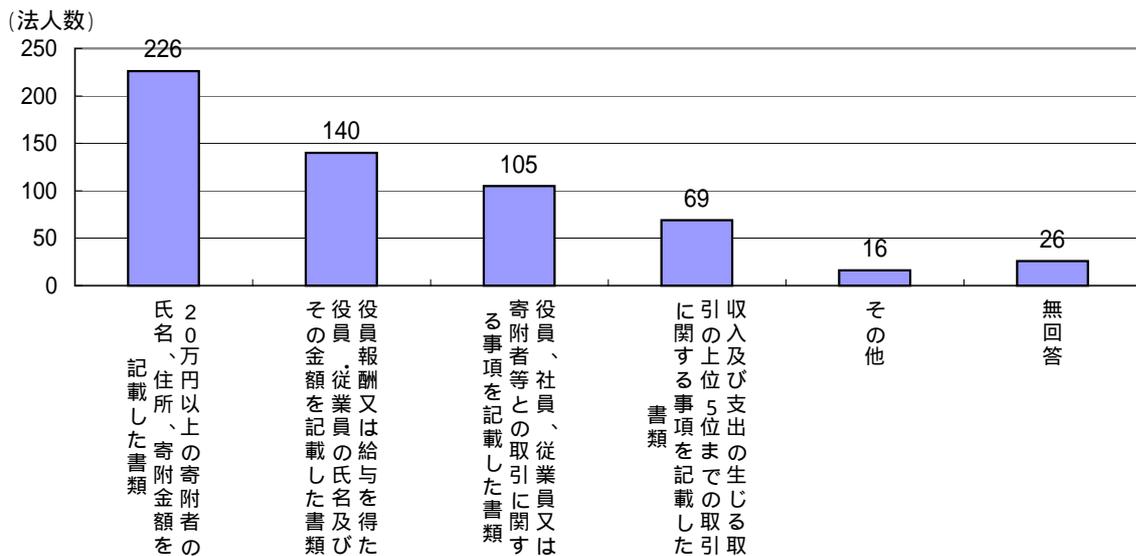
##### 一般の閲覧に供することに関する問題の有無

約23%の法人が「問題あり」、約64%の法人が「問題なし」と回答。



##### 一般の閲覧に供することと問題があると思われる報告書類

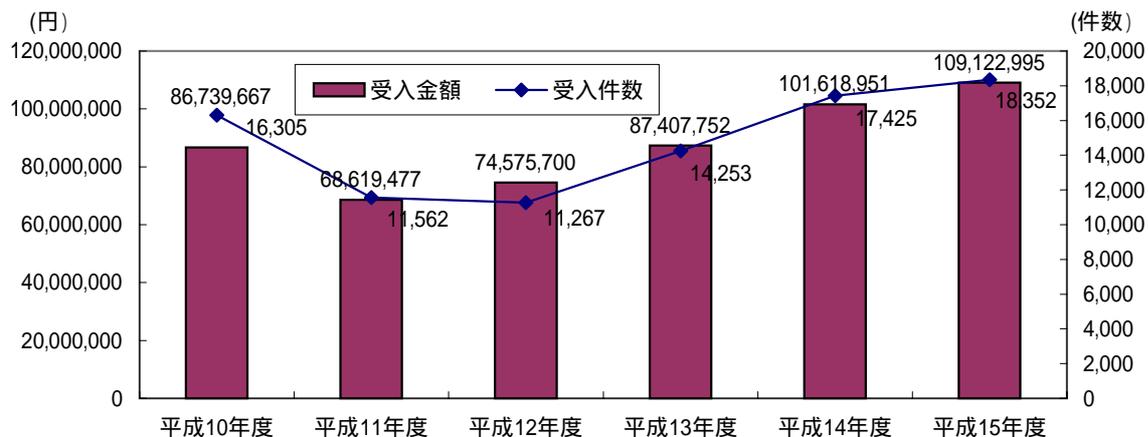
「問題あり」と回答した法人のうち約70%が、「寄附金の明細表」を挙げている。



#### 4. 認定後の効果（認定NPO法人に対する調査結果）

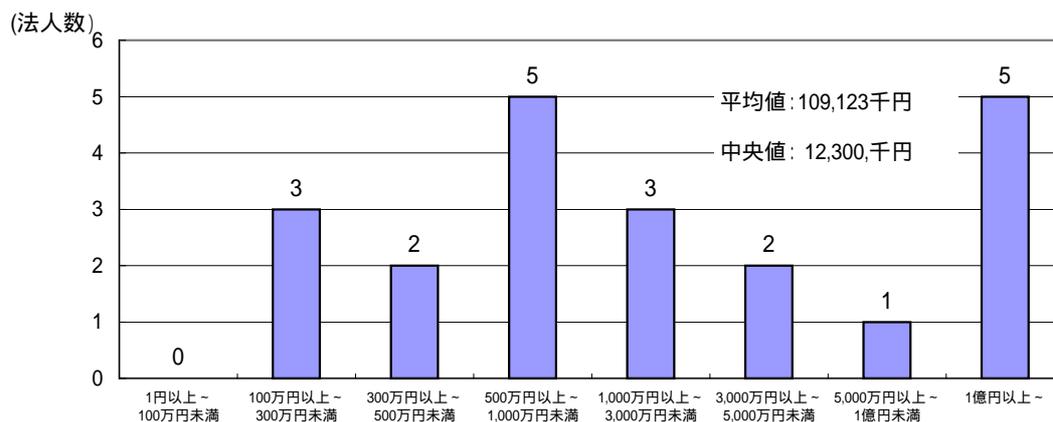
##### (1) 寄附金の推移

一法人あたりの寄附金受入件数及び金額の平均値  
寄附金の受入件数、金額ともに増加傾向である。



##### 受入寄附金額別法人数(平成15年度)

1,000万円以上の法人が5割以上となっている。



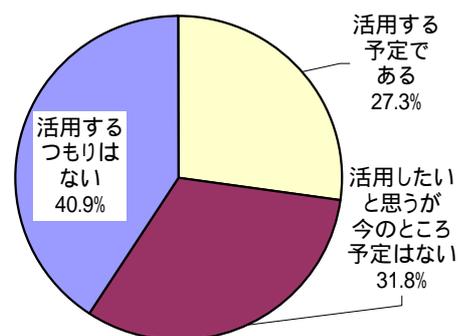
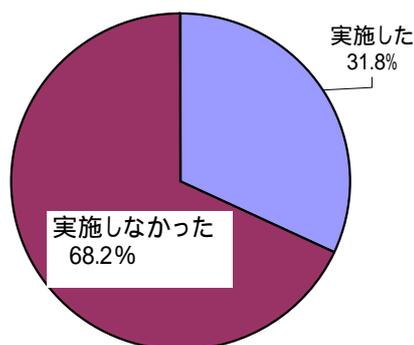
##### (2) みなし寄附金制度の活用状況

###### 法人税法上の収益事業の実施状況

税法上の収益事業を行ったのは7法人。  
このうち、みなし寄附金制度を活用した法人は1法人のみ。

###### 今後のみなし寄附金制度の活用予定

活用の意向がある法人は約6割。



## 認定NPO法人制度の活用増進に向けた課題

今後、認定NPO法人制度がより広くNPO法人に活用されるために以下のような課題に対し取り組むことが重要である。

### (1) 我が国におけるNPO法人に対する寄附意識の向上

当制度の普及にあたっては、NPO法人に対する寄附意識の向上が必要不可欠である。しかし、現状では市民や企業がNPO法人に対して寄附を行う環境が整っていないことから、当制度を十分に活用できないといった問題が考えられる。

このため、当制度の活用増進にあたっては、以下に挙げる取組等を通じて、人々がNPO法人に対して寄附を行いやすい環境を整備していくことが重要である。

- NPO法人制度全体に対する信頼の確保
- NPO法人による市民への情報公開の徹底
- NPO法人による寄附の募集活動推進のための啓発活動等
- 市民や企業におけるNPO法人への寄附意識の向上のための取組
- 中間支援型NPOなどによるNPO法人の活動内容や評価に関する情報提供の充実

### (2) 認定NPO法人制度に関する普及啓発

NPO法人及び一般の市民、企業において、認定NPO法人制度が十分に周知されていない現状を踏まえ、制度の趣旨及び税制上の特例措置の内容や申請手続き等について、普及啓発を進める。

### (3) NPO法人に対する申請手続きや会計処理に対する支援の充実

認定NPO法人制度を利用するにあたり、日常業務が忙しく申請手続きを進める時間がないこと、会計や税務など専門的知識をもったスタッフが不足していること、申請手続きが煩雑であること等を踏まえ、会計処理など法人の内部管理について、市民や企業、中間支援組織等の参加・協力や、会計や税務の専門家による支援が進むように環境整備を図る。

### (4) 認定要件等、制度面における検討

パブリックサポートテスト要件など現行要件が設けられている趣旨や必要性、要件緩和による効果を十分に考慮し、NPO法人の実態を踏まえた上で、当制度の利用を促進する観点から見直すことができる事項がないか検討を行うことが重要である。

税務当局へ提出し、一般の閲覧の対象となる申請書類、報告書類について、NPO法人における透明性を確保することの重要性を十分に踏まえつつ、寄附者の個人情報に関してどのような配慮を行うことが適当であるか検討することが重要である。

## . 調査の概要



## 1. 調査の目的

平成10年12月に特定非営利活動促進法（以下、NPO法）が施行されて以来、この法律に基づく特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の認証数は着実に増加し、平成16年9月末現在で18,000件を超えた。NPO法人は、国民の多様なニーズに効果的かつ機動的に答えるとともに、個々人の自己実現の意欲を生かすことができる場として、今後ますます重要な役割を果たすことが期待される。

こうしたNPO法人の活動を支援することを目的として、平成13年度の税制改正において「認定NPO法人制度」が創設された。この制度は、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下、認定NPO法人）に対して行った寄附について、寄附金控除等の対象とする税制上の特例措置を講じるものである。市民や企業からNPO法人への寄附を促す仕組みとして、同制度ができる限り多くのNPO法人に活用されることにより、その活動が一層発展していくことが望まれる。

現在、この制度に基づく認定NPO法人数は25法人にとどまっている（平成16年9月末現在）。このため、NPO活動の促進を図る観点から、認定NPO法人制度の活用増進のために今後どのような対応が必要なのかを検討することが急務となっている。本調査では、こうした検討に資する基礎資料として、NPO法人の活動や業務運営の実態、認定NPO法人制度の利用に関する意識及び現状、申請書類の作成等に係る問題意識等に関し、全国のNPO法人に対してアンケート調査を実施した。今後、内閣府としても、この調査結果等を踏まえ、必要な対応を検討し制度の活用増進にあたることとしたい。

## 2. 調査実施概要

### (1) NPO法人に対するアンケート調査

調査対象：全国のNPO法人 16,136件

（平成16年3月末時点において所轄庁より認証を受けている法人。

ただし、認定NPO法人を除く）

調査方法：質問票 郵送法

実施期間：平成16年7月7日（水）～8月6日（金）

督促：はがきによる督促

発送・回収状況

発送法人数	16,136（うち不達法人数 1,464）
回答法人数	3,242（回答率 20.1%）

不達の理由については、リスト作成から調査票の送付までの期間に住所を変更した法人があったこと等が考えられる。

### (2) 認定NPO法人に対するアンケート調査

調査対象：全認定NPO法人 24件（平成16年6月末時点）

調査方法：質問票 郵送法

実施期間：平成16年7月7日（水）～8月6日（金）

督促：はがき、電話による督促

発送・回収状況

発送法人数	24
回答法人数	22（回答率 91.7%）



. NPO法人に対する  
アンケート調査結果



## 1. 法人の概要について

この章では、まず全国のNPO法人の活動や業務運営等の実態について分析している。

### (1) 活動分野〔問 2-1〕

NPO法人は以下に挙げた17分野のいずれかに該当する特定非営利活動を主たる目的で行うことが法律で求められている。

活動分野ごとに該当する活動を実施している法人数は以下のとおり。

NPO法人が実施している特定非営利活動分野 (N=3,242、M.A)

号数	活動分野	法人数	構成比%
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1,856	57.2
2	社会教育の推進を図る活動	1,196	36.9
3	まちづくりの推進を図る活動	1,194	36.8
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	863	26.6
5	環境の保全を図る活動	887	27.4
6	災害救援活動	194	6.0
7	地域安全活動	261	8.1
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	386	11.9
9	国際協力の活動	547	16.9
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	261	8.1
11	子どもの健全育成を図る活動	1,128	34.8
12	情報化社会の発展を図る活動	222	6.8
13	科学技術の振興を図る活動	94	2.9
14	経済活動の活性化を図る活動	235	7.2
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	269	8.3
16	消費者の保護を図る活動	88	2.7
17	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	791	24.4
	無回答	24	0.7

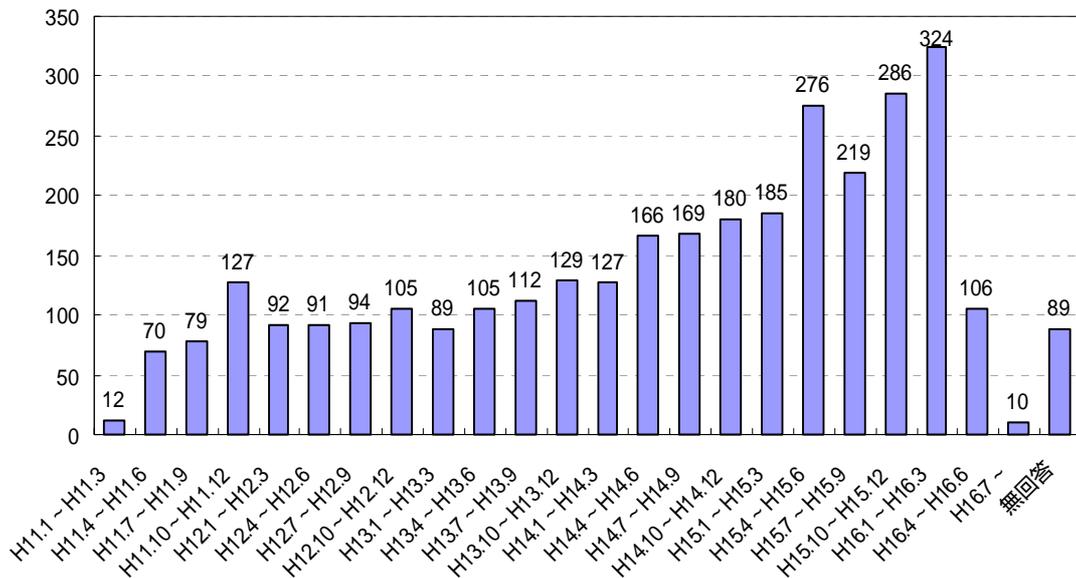
(2) 設立年月〔問3、問4〕

NPO法人の設立時期を見ると、NPO法の改正が行われた平成15年5月1日(施行)を含む平成15年第2四半期(4~6月)以降に設立された法人が1,221件と全体の37.7%を占めた。

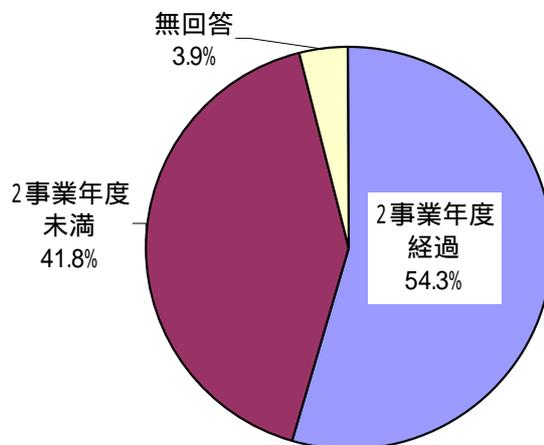
また、認定NPO法人への申請を行う際に、直近2事業年度に係る書類を作成する必要があるため、同制度を利用するには少なくとも2事業年度経過していることが前提となる。全国のNPO法人の事業年度の経過状況を見ると、2事業年度を経過した法人は1,762件(54.3%)と全体の5割強となった

(法人数)

法人の設立年月 (N=3,242、S.A)



事業年度の経過状況 (N=3,242、S.A)



(3) 役員・社員・会員の状況

役員数、社員数、会員数〔問5〕

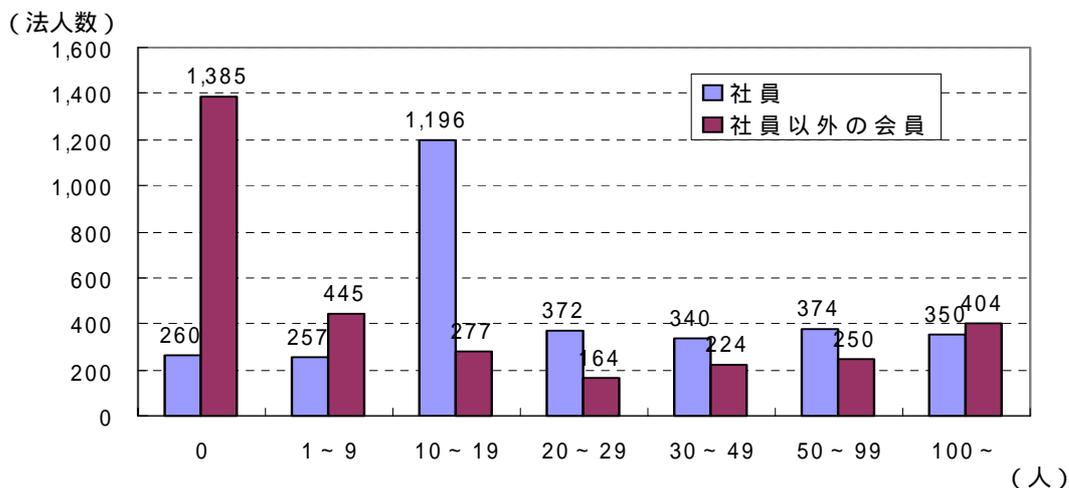
1法人あたりの役員数、社員数、会員数は以下のとおり。

社員及び社員以外の会員の人数規模別法人数を見ると、ともに少人数の法人が多く、社員数(個人及び団体)10~19人の法人が1,196件と、全体の36.9%を占めた。社員以外の会員(個人及び団体)については0人の法人が1,385件(42.7%)であった。

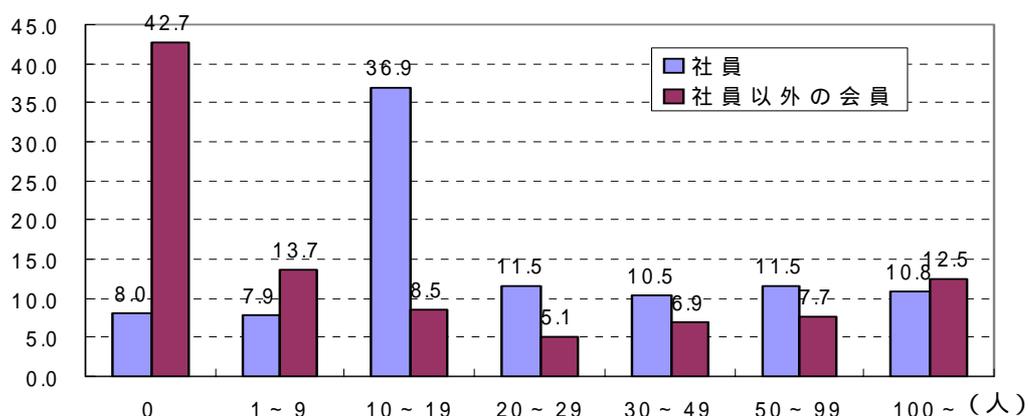
役員数、社員数、会員数 (N=3,242) 単位：人

	平均値	中央値
理事	8.2	7.0
監事	1.5	1.0
社員	130.0	15.0
社員以外の会員	109.0	2.0

社員及び社員以外の会員の人数規模別法人数 (N=3,149) 単位：件(法人数)



社員及び社員以外の会員の人数規模別法人比率 (N=3,149) 単位：%



- (注) 1. 3,242法人のうち93法人については、社員数及び社員以外の会員数が無回答であった。  
 2. 社員数が0~9人と回答した法人が517法人(15.9%)あった。NPO法上、社員は10人以上であることが規定されているが、これらの法人のうち、社員を従業員や専属スタッフと解釈した法人があったと考えられることから、全てがNPO法の規定に違反しているものではないと考える。

NPO法人・公益法人の社員を有している法人〔問5〕

団体社員のうち、NPO法人・公益法人の社員を有している法人は220件(6.8%)で、そのうち、NPO法人の社員を有する法人は142件(4.4%)、公益法人の社員を有する法人は118件(3.6%)となった。

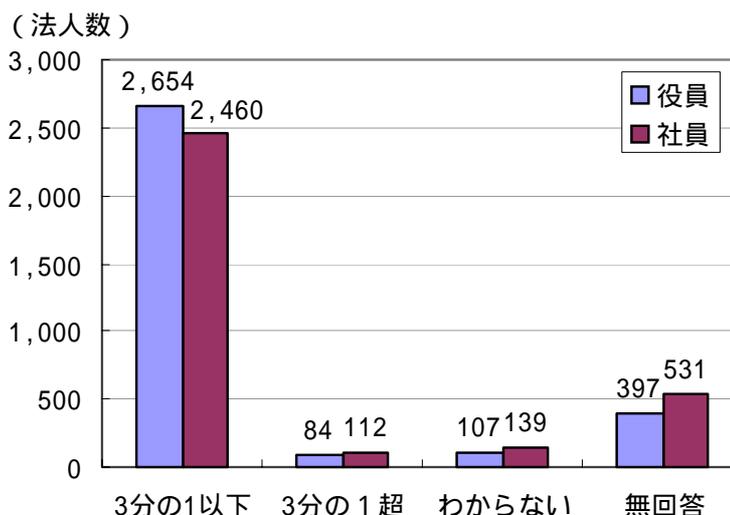
NPO法人・公益法人の社員を持つ法人(N=3,242)

	法人数	構成比%
NPO法人の社員を有する法人	142	4.4
公益法人の社員を有する法人	118	3.6
NPO法人又は公益法人の社員を有する法人	220	6.8

役員及び社員における親族等の割合〔問19〕

NPO法人の活動は、広く一般の人の参加によって進められることが望ましく、一方で特定の親族や企業関係者が実質的な支配を行うことは組織運営の適正を欠くおそれもある。したがって、認定NPO法人の認定要件において、役員及び社員のうち同じ親族や特定の法人等に属するものの割合が3分の1を超えてはいけないという基準が設けられている。この要件について、NPO法人の役員及び社員における親族等の割合を見ると、役員に占める親族等の割合が3分の1以下の法人が2,654件(81.9%)、社員の場合は2,460件(75.9%)となり、無回答の法人を除く大半の法人が要件を満たしていることが分かった。

役員及び社員のうち同じ親族等が占める割合(N=3,242、S.A)



(4) 会員等に対する活動の状況〔問18〕

NPO法人の活動は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであることから、認定NPO法人制度においては、会員等に対象を限定して行う活動（サークルや同窓会のような活動）や、特定の地域や特定の団体の構成員など特定の者のために行われる活動などは共益的な活動としてみなされ、活動の対象に関する認定要件として、これらの活動が直前2事業年度等において50%未満であることが規定されている。

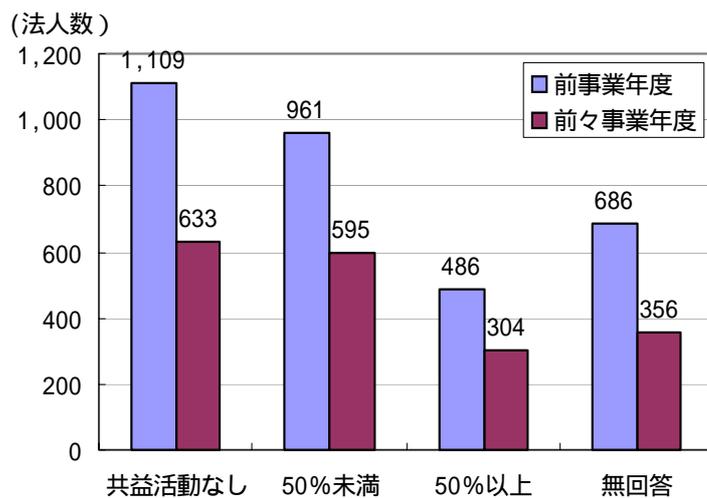
NPO法人の共益的な活動の実施状況を見ると、何らかの共益的な活動を実施したと回答した法人は、前事業年度回答法人（2,787法人）中1,678件（60.2%）、前々事業年度回答法人（1,614法人）中981件（60.8%）と、約6割となった。共益的な活動の内容としては「会員等相互の交流、連絡、意見交換、その他、その対象が会員である活動」を5割以上の法人が挙げた。

共益的な活動の実施状況（S.A）

有効回答（下記の母集団とする）		前事業年度			前々事業年度		
		2,787			1,614		
事業活動内容		あり	なし	無回答	あり	なし	無回答
A．会員等に対する対価を得て行われる物品の販売やサービスの提供等（資産の譲渡・貸付けや役務の提供）	法人数	551	2,171	65	348	1,233	33
	比率%	19.8	77.9	2.3	21.6	76.4	2.0
B．会員等相互の交流、連絡、意見交換、その他、その対象が会員等である活動	法人数	1,543	1,191	53	885	684	45
	比率%	55.4	42.7	1.9	54.8	42.4	2.8
C．便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動	法人数	94	2,528	165	60	1,462	92
	比率%	3.4	90.7	5.9	3.7	90.6	5.7
D．特定の著作物又は特定の者に関する活動	法人数	249	2,395	143	150	1,376	88
	比率%	8.9	85.9	5.1	9.3	85.3	5.5
E．特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動	法人数	38	2,583	166	25	1,492	97
	比率%	1.4	92.7	6.0	1.5	92.4	6.0
A-E「あり」回答が1つ以上（共益活動あり）		1,678(60.2%)			981(60.8%)		
A-E「あり」回答が0（共益活動なし）		1,109(39.9%)			633(39.2%)		

また、共益的な活動を実施したと回答した法人に対して、その活動の割合が 50%未満か否かを尋ねた。この結果、NPO法人全体において共益的な活動を行っていない法人、その活動の割合が 50%未満の法人、50%以上の法人及び無回答であった法人の数は下図のとおりである。これによると、当該要件を満たさない法人の割合は 15%程度であった。

共益的な活動の実施状況 (S.A) (前事業年度 N=3,242、前々事業年度=1,888)



(5) 収支状況〔問12〕

次に、NPO法人の収入及び支出の状況を分析した。

1法人あたり収入の平均値は前事業年度で1,821万円(前々事業年度1,763万円)、中央値は372万円(同342万円)と乖離が大きい、これはNPO法人の大半が収入規模の小さい法人であることによる。

さらに、平均値により収入構造をみると、収入の約7割(前年度70.1%、前々事業年度71.1%)が事業による収入で、そのうち、定款上の特定非営利活動事業による収入が、全体の6割強(前事業年度62.2%、前々事業年度64.0%)を占めた。なお、会費収入、寄附金収入とも、収入全体の1割に満たず、補助金・助成金が1割強であった。

一方、支出の平均値は前事業年度1,981万円(前々事業年度2,033万円)で、特定非営利活動事業費が支出全体の7割強(前事業年度73.1%、前々事業年度71.5%)を占めた。

収入・支出等の内訳

収入		前事業年度(N=2,023)			前々事業年度(N=1,352)		
		平均値 円	平均値 構成比%	中央値 円	平均値 円	平均値 構成比%	中央値 円
	会費	1,281,913	7.0	181,000	1,593,334	9.0	182,500
	寄附金	1,618,000	8.9	30,000	1,422,487	8.1	29,565
	補助金・助成金	2,538,612	13.9	0	2,078,961	11.8	0
	事業による収入	12,775,013	70.1	955,181	12,532,226	71.1	827,506
	定款上の特定非営利 活動事業による収入	11,334,195	62.2	658,000	11,279,226	64.0	464,700
	定款上のその他事業 による収入	1,440,818	7.9	0	1,253,000	7.1	0
	上記～の合計	18,213,538	100.0	3,719,512	17,627,008	100.0	3,417,160

支出		前事業年度(N=2,498)			前々事業年度(N=1,681)		
		平均値 円	平均値 構成比%	中央値 円	平均値 円	平均値 構成比%	中央値 円
	特定非営利活動事業費	14,491,444	73.1	2,385,255	14,532,050	71.5	2,446,368
	その他事業(特定非営利 活動以外)の事業費	1,300,110	6.6	0	1,041,448	5.1	0
	その他の管理費	4,021,626	20.3	374,505	4,756,207	23.4	361,278
	上記～の合計	19,813,181	100.0	4,215,473	20,329,705	100.0	4,407,938

収入及び支出規模ごとにNPO法人の分布をみると、「1円以上100万円未満」「100万円以上500万円未満」という収入(支出)規模が比較的小さい法人が大半を占めた。

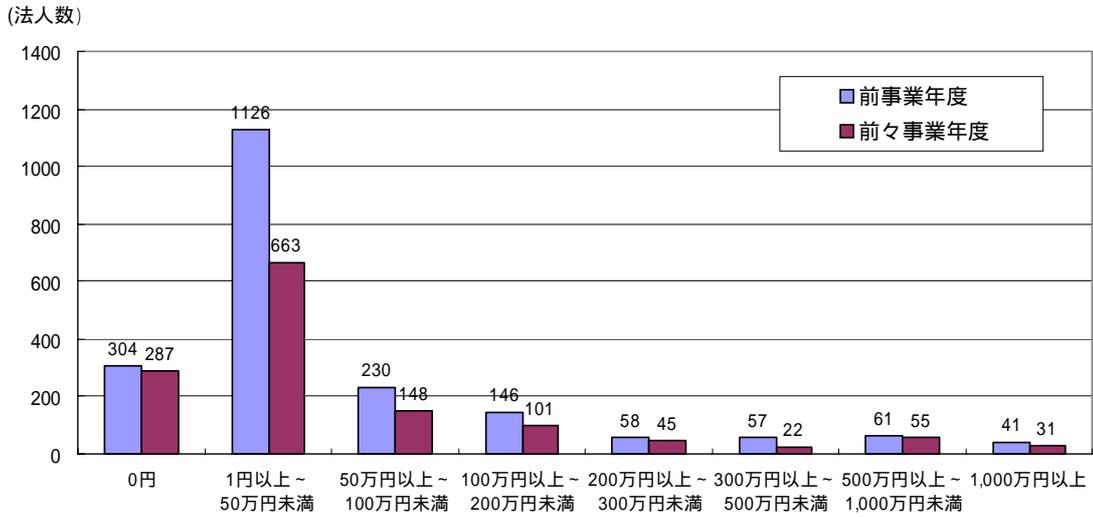
同様に収入項目ごとに分布を見ると

- ・会費収入に関しては、ゼロの法人は他の収入項目に比べて少ないが、「1円以上50万円未満」という小規模の法人が多い。
- ・寄附金収入に関しては、「0円」及び「1円以上50万円未満の法人」が大半を占めている。
- ・補助金・助成金収入に関しては、他の収入項目に比べて目立ってゼロの法人が多い。
- ・事業収入に関しては、「0円」の法人が一番多いが、次いで「1000万円以上」の法人も多い。

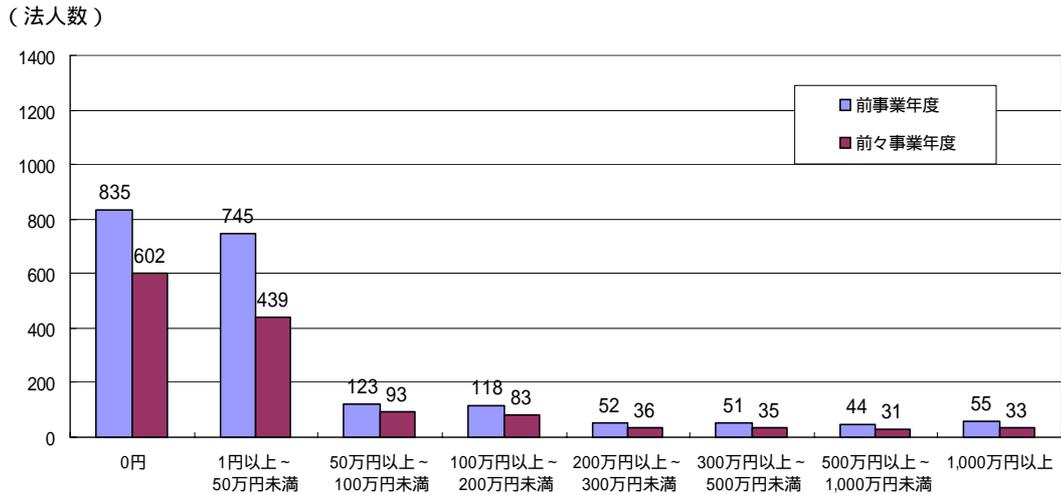
という各々の特徴が見られた。

収入規模別にみたNPO法人の分布  
 (前事業年度：N=2,023、前々事業年度：N=1,352)

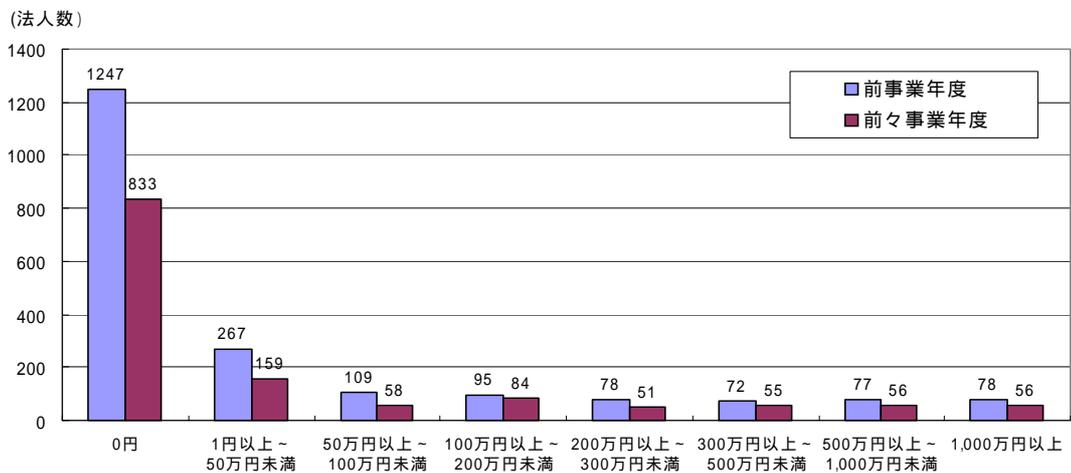
会費



寄附金

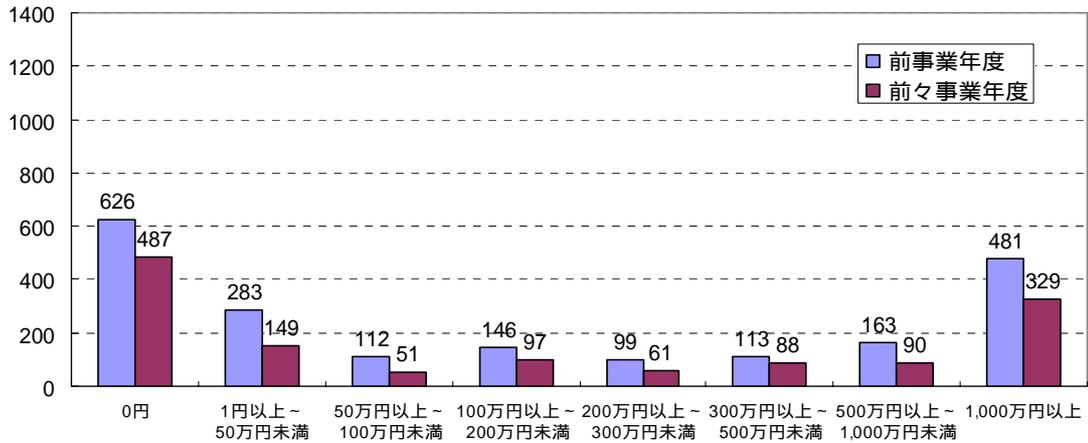


補助金・助成金



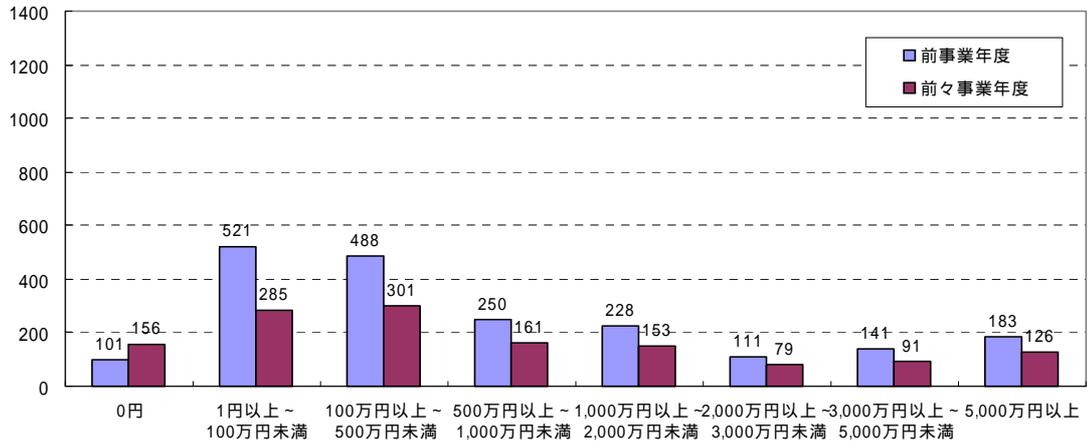
## 事業収入

(法人数)



## 収入合計

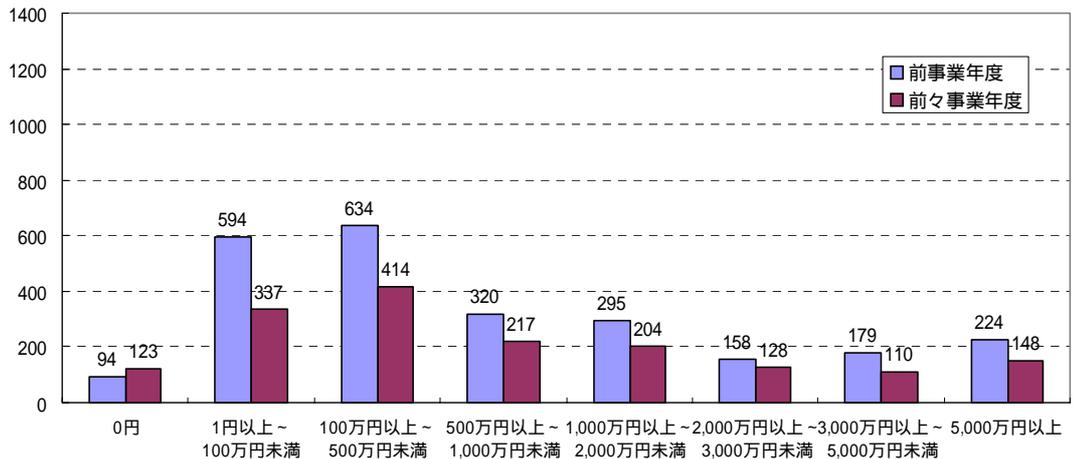
(法人数)



## 支出規模別にみたNPO法人の分布 (前事業年度：N=2,498、前々事業年度：N=1,681)

### 支出合計

(法人数)



収入に占める各収入項目の割合に基づき、NPO法人の分布を見たところ、会費については、「20%以下」の法人が約65%（前事業年度64.8%、前々事業年度66.4%）を占めている一方で、「90%超100%以下」も全体の約12%（前事業年度12.6%、前々事業年度11.7%）を占めた。

一方、寄附金については、「20%以下」の法人が全体の約8割（前事業年度、前々事業年度ともに79.2%）に達しており、全般的に寄附金収入は少ないことが分かった。さらに、補助金・助成金にあつては、「0%」が6割弱（前事業年度59.6%、前々事業年度56.6%）、「10%以下」で見ると7割を超える（前事業年度77.2%、前々事業年度74.2%）ことから、寄附金以上に収入における依存度が小さい状況であることが分かった。

また、事業収入については、「0%」の法人が最も多くなっているが、次いで多いのが「90%超100%以下」の法人となっており、事業収入を得ている法人においては、収入の大半を事業収入から得ている傾向が伺える結果となった。

### 収入に占める各収入項目の割合別法人数

前事業年度（N=1,922）

	会費	寄附金	補助金 助成金	事業 収入
0%	203	734	1146	525
0%超10%以下	854	644	337	145
10%超20%以下	188	145	98	77
20%超30%以下	103	82	63	91
30%超40%以下	82	53	46	80
40%超50%以下	70	42	49	78
50%超60%以下	51	41	37	80
60%超70%以下	41	33	33	76
70%超80%以下	48	31	37	108
80%超90%以下	39	32	33	163
90%超100%以下	243	85	43	499

前々事業年度（N=1,196）

	会費	寄附金	補助金 助成金	事業 収入
0%	131	446	677	331
0%超10%以下	539	413	211	68
10%超20%以下	124	88	65	65
20%超30%以下	70	61	50	54
30%超40%以下	51	37	35	49
40%超50%以下	32	22	40	35
50%超60%以下	30	24	27	54
60%超70%以下	37	25	20	50
70%超80%以下	20	20	22	80
80%超90%以下	22	19	22	105
90%超100%以下	140	41	27	305

(6) 会費

年会費、入会金〔問14〕

前述した問12において、「会費収入がある」と回答した1,964法人について、1会員あたりの年会費・入会金の状況について調べたところ、無回答を除く1,492法人の平均値、中央値は以下のとおりとなった。

会員数と1会員あたりの年会費の平均値から、1法人あたりの年会費収入の比率を計算したところ、社員からの収入70.4%、社員以外の会員（反対給付あり）からの収入14.2%、社員以外の会員（反対給付なし）からの収入が15.4%となった。

年会費・入会金（N=1,492）

会員の種類	母集団	平均値			中央値		
		会員数 人	年会費 円	入会金 円	会員数 人	年会費 円	入会金 円
社員	N=1,492	232	11,447	14,913	26	4,000	300
社員以外の会員（反対給付あり）		94	5,699	3,960	0	0	0
社員以外の会員（反対給付なし）		89	6,541	4,237	0	0	0

（注）反対給付とは、会員が入会金又は年会費の納付の対価として、NPO法人から財・サービスの提供等を受けることをいう。本調査では、NPO法人から財・サービスの提供等を一切受けていない会員を「反対給付のない」会員とした。

年会費収入に占める各会員収入の割合（N=1,492）

会員の種類	1法人あたり年会費収入比率%
社員	70.4
社員以外の会員（反対給付あり）	14.2
社員以外の会員（反対給付なし）	15.4

また、社員以外の会員（反対給付あり）を有する法人は648件（43.4%）、社員以外の会員（反対給付なし）を有する法人は357件（23.9%）であった。会員種類ごとに母集団をそれぞれの会員を有する法人に限定して、会員種類ごとの年会費・入会金の平均値・中央値及び金額別の分布を見たところ、以下のとおりとなった。

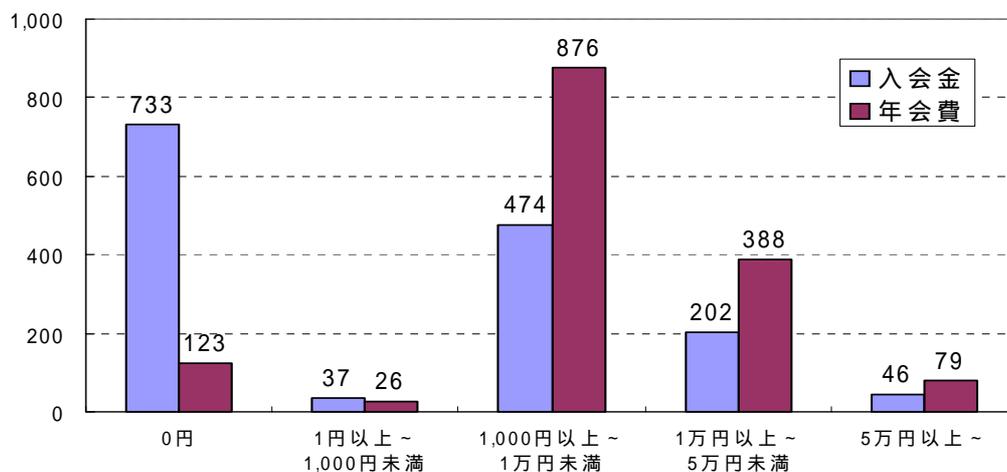
会員種類別の年会費・入会金（各会員を有する法人を母集団にして算出）

会員の種類	母集団	平均値			中央値		
		会員数 人	年会費 円	入会金 円	会員数 人	年会費 円	入会金 円
社員	N=1,492	232	11,447	14,913	26	4,000	300
社員以外の会員（反対給付あり）	N=648	217	13,121	9,117	35	3,000	0
社員以外の会員（反対給付なし）	N=357	372	27,337	17,707	8	2,154	0

入会金・年会費（1会員あたり）の金額別にみた法人分布（N=1,492）

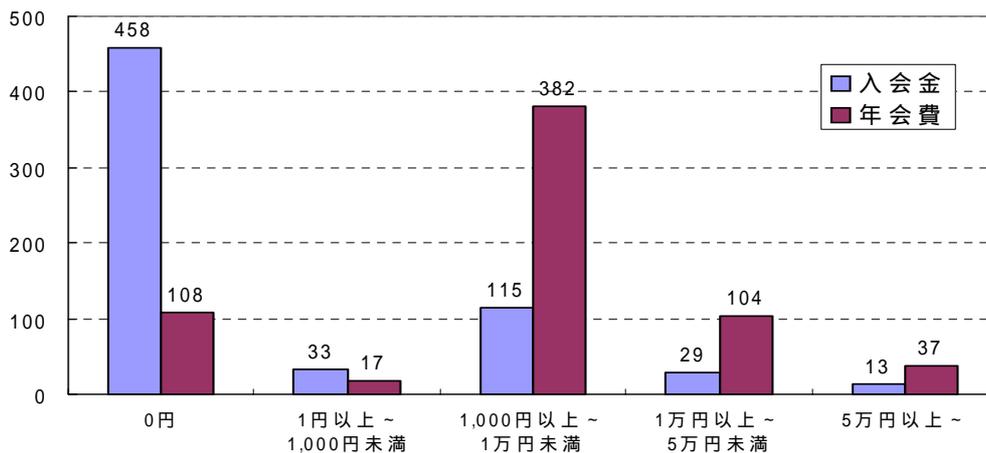
社員（N=1,492）

（法人数）



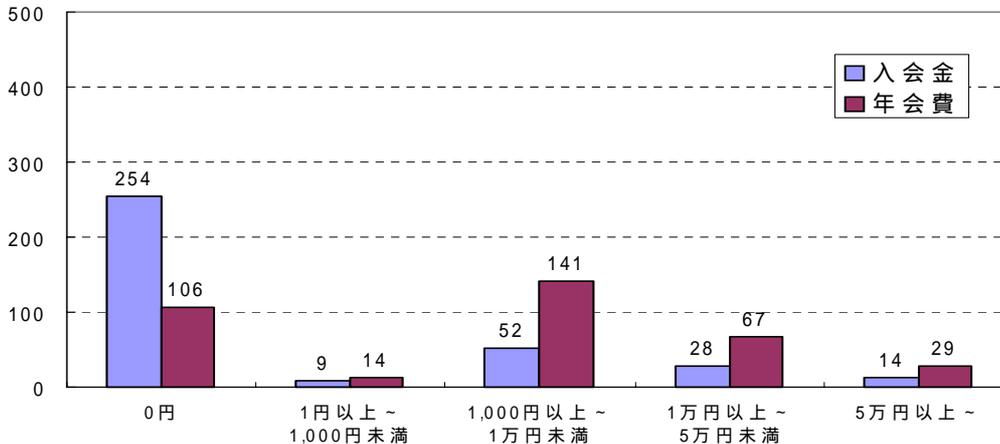
社員以外の会員（反対給付あり）(N=648)

（法人数）



社員以外の会員（反対給付なし）(N=357)

（法人数）



財・サービスの提供内容〔問14〕

の「会費収入がある」法人の会員に対する財・サービスの提供の状況について調べたところ、会報、機関誌、ニューズレター、活動報告書等の送付を挙げた法人が多数を占めた。これら以外に、メールマガジンやホームページ等を通じた法人に関する情報提供、セミナー・研修会・講習会等への招待、各種事業サービスの割引又は無料提供等を挙げた法人も見られた。なお、財・サービスの提供内容に、会費の多寡による大きな違いは見られなかった。

(7) 寄附金

寄附金の件数、金額〔問15〕

前述した問12において、寄附金収入が1円以上ある法人（前事業年度：1,188件、前々事業年度：750件）のうち、寄附金の件数・金額の内訳を回答した法人（前事業年度：1,015件、前々事業年度：506件）について、寄附金の受入状況をより具体的に調べたところ、前事業年度では1法人あたりの寄附受入件数及び受入額の平均はそれぞれ381.5件、190万円となり、1件あたりの寄附金は4,975円であった。

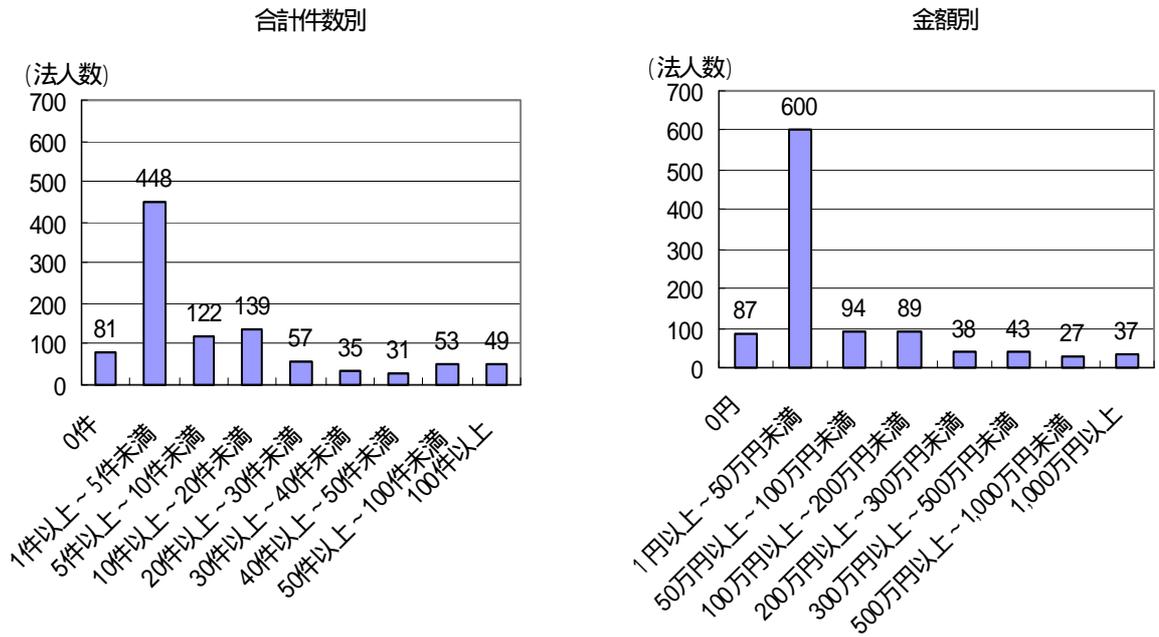
1法人あたりの寄附金受入金額内訳（前事業年度：N=1,015）

1法人あたりの受入金額	平均値		寄附金総額に占める比率		1件あたり寄附金	
	件数 件	合計金額 円	件数 %	合計金額 %	平均値 円	中央値 円
a. 寄附者の氏名又は名称がはっきりしていないもの	329.9	71,122	86.5	3.7	216	-
b. 寄附者の氏名又は名称が明らかな寄附金	51.6	1,826,711	13.5	96.3	35,401	53,333
1,000円未満	16.4	12,053	4.3	0.6	734	-
1,000円以上～1万円未満	26.6	78,351	7.0	4.1	2,950	-
1万円以上～10万円未満	6.9	173,975	1.8	9.2	25,320	17,000
10万円以上～20万円未満	0.6	68,062	0.2	3.6	118,699	-
20万円以上～50万円未満	0.4	131,054	0.1	6.9	340,203	-
50万円以上～100万円未満	0.1	88,914	0.0	4.7	605,688	-
100万円以上	0.3	1,268,671	0.1	66.8	4,716,853	-
計（a+b）	381.5	1,897,833	100.0	100.0	4,975	49,250

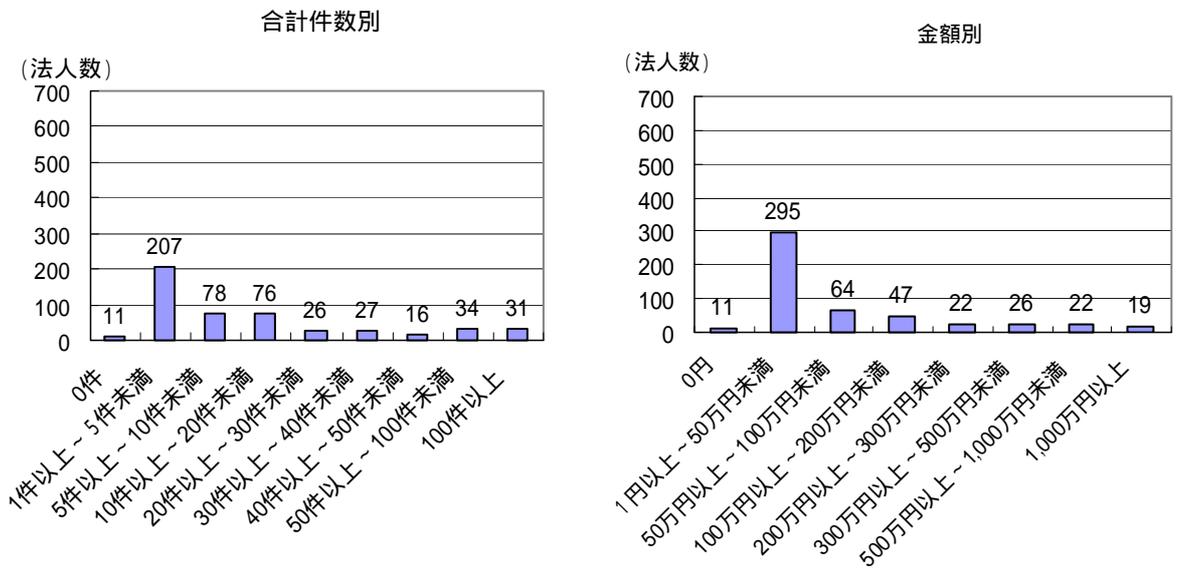
1法人あたりの寄附金受入金額内訳（前々事業年度：N=506）

1法人あたりの受入金額	平均値		寄附金総額に占める比率		1件あたり寄附金	
	件数 件	合計金額 円	件数 %	合計金額 %	平均値 円	中央値 円
a. 寄附者の氏名又は名称がはっきりしていないもの	663.7	81,182	91.5	3.3	122	-
b. 寄附者の氏名又は名称が明らかな寄附金	61.3	2,413,196	8.5	96.7	39,357	48,148
1,000円未満	12.9	6,896	1.8	0.3	535	-
1,000円以上～1万円未満	39.2	151,326	5.4	6.1	3,861	2,000
1万円以上～10万円未満	7.6	188,952	1.1	7.6	24,705	30,000
10万円以上～20万円未満	0.7	94,021	0.1	3.8	129,631	-
20万円以上～50万円未満	0.4	114,875	0.1	4.6	307,550	-
50万円以上～100万円未満	0.2	111,877	0.0	4.5	589,687	-
100万円以上	0.3	1,745,249	0.0	70.0	6,007,454	-
計（a+b）	725.0	2,494,378	100.0	100.0	3,441	44,953

寄附金の合計件数及び金額別法人数(前事業年度：N=1,015)



寄附金の合計件数及び金額別法人数(前々事業年度：N=506)



### 寄附金の対象〔問 16〕

2 事業年度のいずれかで寄附金収入がある 1,643 法人に対して、寄附金の募集対象を尋ねたところ、「役員及び社員」を対象に挙げた法人が 690 件（42.0%）、「役員および社員を除く会員」が 426 件（25.9%）となった。

なお「その他」を回答した法人に誰を対象に寄附の募集活動を行うかを詳しく尋ねたところ、寄附金の募集活動は積極的に行っていないとの回答が最も多かった。一方、寄附の募集活動を行う法人の場合には、対象を絞らず広く一般市民を対象としていると回答した法人も見られた。

寄附金の募集対象 (N=1,643、M.A)

寄附金の募集対象	法人数	構成比%
1. 役員及び社員（個人及び団体含む）	690	42.0
2. 1を除く会員（個人及び団体含む）	426	25.9
3. 1及び2を除く個人	481	29.3
4. 1及び2を除く企業等団体	518	31.5
5. その他	251	15.3
無回答	419	25.5

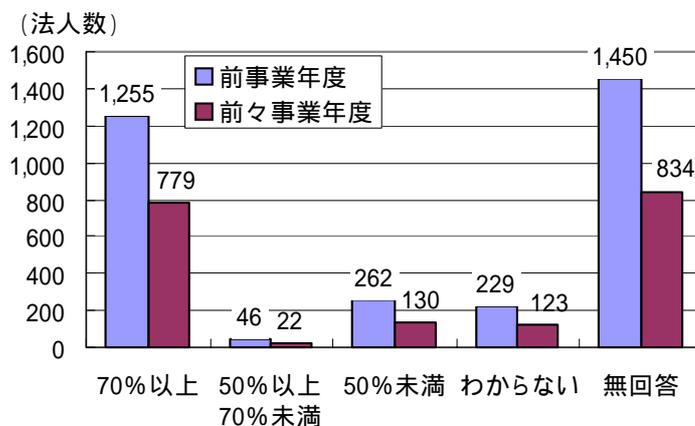
### 寄附金の特定非営利活動に係る事業費への充当〔問 20〕

寄附金については、寄附者が法人の目的や活動に賛同し、公益的な活動を支援するために行うものであることから、認定NPO法人制度においては、受け入れた寄附金総額の 70%以上を法人の本来事業である特定非営利活動に係る事業に充当しなければいけないという認定要件が規定されている。

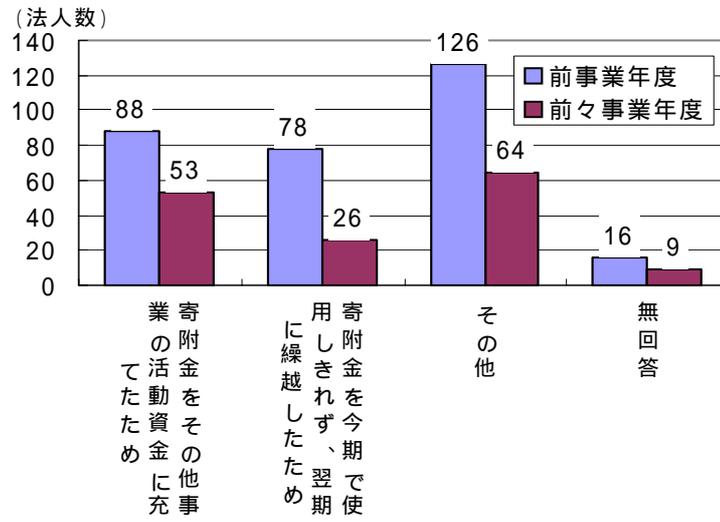
なお、当該要件について尋ねたところ、無回答の法人や「分からない」と回答した法人が多く見られたが、約 4 割の法人が「70%以上」であった。

一方、「70%未満」の法人は 1 割以下にとどまり、前事業年度 308 件（9.5%）、前々事業年度 152 件（8.1%）であった。70%未満となった理由は、下図のとおりである。

寄附金の特定非営利活動への充当割合  
(前事業年度 N=3,242、前々事業年度 N=1,888)



充当割合が70%未満となった理由  
(前事業年度 N=308、前々事業年度 N=152)



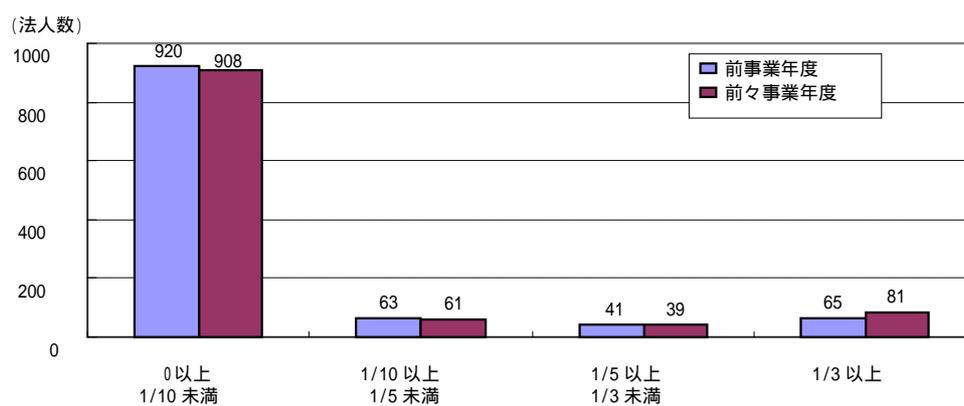
## パブリックサポートテスト

認定NPO法人制度においては、広く一般から支持を受けていることなどを客観的に明らかにするため、総収入に占める寄附金の割合が2事業年度とも5分の1以上であることを要するという認定要件が規定されている。

＜パブリックサポートテストの算式＞		
受入寄附金総額	- (イの金額)	1
<hr/>		
総収入額	- (ロの金額)	5
<p>(イの金額)・・・次の金額の合計</p> <p>受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額( )に相当する部分 1,000円未満の寄附金(同一の者) 寄附者の氏名が不明な寄附金</p>		
<p>(ロの金額)・・・次の金額の合計</p> <p>国、地方公共団体、国際機関からの補助金、委託事業費 法令に基づき行われる事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされているもの 資産の売却による収入(臨時的なもの) 遺贈等により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額( ) に相当する部分 1,000円未満の寄附金(同一の者) 寄附者の氏名が不明な寄附金</p>		
<p>(注) 1 一者当たりの基準限度額とは、同一の者から寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の5%を超える部分の金額</p> <p>2 平成15年度税制改正によりパブリックサポートテストの要件が、次のように緩和された。</p> <p>(1) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、その割合が3分の1以上から5分の1以上に引き下げられた。</p> <p>(2) 一者あたり基準限度超過額が受入寄附金総額の2%から5%とされた。</p> <p>(3) 分母・分子から除かれる同一の者から受け入れた少額の寄附金が3,000円未満から1,000円未満に引き下げられた。</p> <p>(4) 国、地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関からの事業委託費並びに我が国が加盟している国際機関からの補助金の額を分母に含めないこととされた。</p>		

なお、当該要件について本調査により入手した財務データに基づき試算を行ったところ、2事業年度を経過した法人1,089法人のうち、2事業年度とも「5分の1以上」の法人は61件(5.6%)であった。

### パブリックサポートテストの状況 (N=1,089)



(注) 前事業年度のPSTの値が5分の1以上の法人は106件、前々事業年度のPSTの値が5分の1以上の法人は120件であった。本文にも記載したとおり2事業年度ともに5分の1以上の法人は61件であった。

(8) 補助金・助成金〔問 17-1〕

前述した問 12 において、補助金・助成金収入が 1 円以上ある法人（前事業年度：776 件、前々事業年度：519 件）に対して、補助金・助成金の提供元、提供元別の件数及び合計金額を尋ねたところ以下のとおりとなった。

また、補助金・助成金の提供元ごとに、補助金・助成金の受入金額についてレンジ別に法人数及び割合を見た。

補助金・助成金の内訳（前事業年度：N=776、M.A）

補助金・助成金の提供元	回答法人数	対補助金・助成金収入のある法人 % N=776	対全法人 % N=2,023	平均値		中央値		1件あたり平均	
				件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関	418	53.9	20.7	2.0	5,900,131	1.0	933,228	2,898,067	933,228
公益法人	32	4.1	1.6	1.4	2,939,409	1.0	1,032,500	2,137,752	1,032,500
独立行政法人	96	12.4	4.7	1.3	5,205,428	1.0	1,987,000	3,934,811	1,987,000
特殊法人	57	7.3	2.8	1.1	1,089,180	1.0	500,000	955,127	500,000
企業	87	11.2	4.3	1.7	1,061,408	1.0	300,000	632,483	300,000
その他	98	12.6	4.8	2.2	1,705,603	1.0	273,750	770,272	273,750

提供元別にみた補助金・助成金の分布（前事業年度、S.A）

金額	国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関 (N=418)		公益法人 (N=32)		独立行政法人 (N=96)		特殊法人 (N=57)		企業 (N=87)		その他 (N=98)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%
1円以上 100万円未満	216	51.7	15	46.9	38	39.6	39	68.4	65	74.7	75	76.5
100万円以上 500万円未満	107	25.6	10	31.3	47	49.0	16	28.1	20	23.0	18	18.4
500万円以上 1,000万円未満	47	11.2	4	12.5	5	5.2	2	3.5	1	1.1	3	3.1
1,000万円以上 2,000万円未満	14	3.3	3	9.4	3	3.1	0	0.0	0	0.0	1	1.0
2,000万円以上 3,000万円未満	8	1.9	0	0.0	1	1.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0
3,000万円以上 5,000万円未満	16	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5,000万円以上	10	2.4	0	0.0	2	2.1	0	0.0	0	0.0	1	1.0

補助金・助成金の内訳（前々事業年度：N=519、M.A）

補助金・助成金の提供元	回答法人数	対補助金・助成金収入のある法人 % N=519	対全法人 % N=1,352	平均値		中央値		1件あたり平均	
				件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関	233	44.9	17.2	1.7	5,600,436	1.0	1,047,140	3,345,621	1,047,140
公益法人	183	35.3	13.5	1.6	1,615,172	1.0	400,000	1,101,896	400,000
独立行政法人	52	10.0	3.8	1.3	4,685,716	1.0	1,952,500	2,933,778	1,952,500
特殊法人	35	6.7	2.6	1.2	1,064,098	1.0	500,000	1,090,959	500,000
企業	59	11.4	4.4	1.6	1,163,889	1.0	500,000	653,986	500,000
その他	76	14.6	5.6	2.0	1,924,038	1.0	294,138	835,700	294,138

提供元別にみた補助金額・助成金額の分布（前々事業年度、S.A）

金額	国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関 (N=233)		公益法人 (N=183)		独立行政法人 (N=52)		特殊法人 (N=35)		企業 (N=59)		その他 (N=76)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%
1円以上 100万円未満	112	48.1	125	68.3	14	26.9	21	60.0	35	59.3	55	72.4
100万円以上 500万円未満	66	28.3	42	23.0	30	57.7	13	37.1	23	39.0	14	18.4
500万円以上 1,000万円未満	32	13.7	9	4.9	5	9.6	1	2.9	0	0.0	4	5.3
1,000万円以上 2,000万円未満	6	2.6	6	3.3	1	1.9	0	0.0	1	1.7	2	2.6
2,000万円以上 3,000万円未満	4	1.7	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3,000万円以上 5,000万円未満	7	3.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3
5,000万円以上	6	2.6	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(9) 委託事業費〔問 17-2〕

前述した問 12 において、事業収入がある法人(前事業年度:1,397 件、前々事業年度:865 件)が受けている委託事業費の提供元別の件数及び合計金額を尋ねたところ以下のとおりとなった。

また、委託事業費の提供元ごとに、委託事業費の金額についてレンジ別に法人数及び割合を見た。

委託事業費の内訳(前事業年度:N=1,397、M.A)

委託事業費の提供元	回答法人数	対事業収入のある法人%		対全法人%		平均値		中央値		1件あたり平均	
		N=1,397	N=2,023	件数	合計金額円	件数	合計金額円	平均値円	中央値円		
国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関	370	26.5	18.3	24.0	9,894,979	1.0	3,312,225	411,827	3,312,225		
公益法人	76	5.4	3.8	5.5	3,646,255	1.0	1,493,583	666,143	1,493,583		
独立行政法人	20	1.4	1.0	1.3	51,884,663	1.0	4,177,750	39,911,279	4,177,750		
特殊法人	17	1.2	0.8	1.7	5,593,599	1.0	400,000	3,279,007	400,000		
企業	77	5.5	3.8	321.0	5,359,545	1.0	1,328,880	16,698	1,328,880		
その他	70	5.0	3.5	6.8	3,673,870	1.0	730,321	536,891	730,321		

提供元別にみた委託事業費金額の分布(前事業年度、S.A)

金額	国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関(N=370)		公益法人(N=76)		独立行政法人(N=20)		特殊法人(N=17)		企業(N=77)		その他(N=70)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%
1円以上 100万円未満	95	25.7	32	42.1	6	30.0	13	76.5	30	39.0	42	60.0
100万円以上 500万円未満	120	32.4	28	36.8	6	30.0	1	5.9	27	35.1	22	31.4
500万円以上 1,000万円未満	67	18.1	8	10.5	3	15.0	0	0.0	8	10.4	1	1.4
1,000万円以上 2,000万円未満	46	12.4	7	9.2	1	5.0	1	5.9	8	10.4	2	2.9
2,000万円以上 3,000万円未満	16	4.3	0	0.0	1	5.0	0	0.0	1	1.3	2	2.9
3,000万円以上 5,000万円未満	10	2.7	1	1.3	0	0.0	2	11.8	2	2.6	0	0.0
5,000万円以上	16	4.3	0	0.0	3	15.0	0	0.0	1	1.3	1	1.4

委託事業費の内訳（前々事業年度：N=865、M.A）

委託事業費の提供元	回答法人数	対事業収入のある法人 % N=865	対全法人 % N=1,352	平均値		中央値		1件あたり平均	
				件数 件	合計金額 円	件数 件	合計金額 円	平均値 円	中央値 円
国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関	228	26.4	16.9	29.5	8,540,915	1.0	2,608,064	289,264	2,608,064
公益法人	45	5.2	3.3	4.6	5,090,771	1.0	1,700,000	1,117,486	1,700,000
独立行政法人	13	1.5	1.0	9.8	31,528,764	1.0	3,000,000	3,227,354	3,000,000
特殊法人	7	0.8	0.5	2.7	5,706,929	1.0	1,050,000	2,102,553	1,050,000
企業	35	4.0	2.6	726.2	6,800,358	2.0	1,774,480	9,365	887,240
その他	35	4.0	2.6	240.3	5,182,820	1.0	1,119,160	21,569	1,119,160

提供元別にみた委託事業費金額の分布（前々事業年度、S.A）

金額	国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関 (N=228)		公益法人 (N=45)		独立行政法人 (N=13)		特殊法人 (N=7)		企業 (N=35)		その他 (N=35)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%
1円以上 100万円未満	61	26.8	13	28.9	4	30.8	3	42.9	12	34.3	16	45.7
100万円以上 500万円未満	79	34.6	21	46.7	6	46.2	3	42.9	13	37.1	14	40.0
500万円以上 1,000万円未満	38	16.7	6	13.3	0	0.0	0	0.0	2	5.7	2	5.7
1,000万円以上 2,000万円未満	28	12.3	3	6.7	0	0.0	0	0.0	6	17.1	1	2.9
2,000万円以上 3,000万円未満	8	3.5	0	0.0	1	7.7	0	0.0	1	2.9	1	2.9
3,000万円以上 5,000万円未満	4	1.8	2	4.4	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0
5,000万円以上	10	4.4	0	0.0	2	15.4	0	0.0	1	2.9	1	2.9

( 1 0 ) 特定非営利活動事業の事業収入

事業収入が大きい活動分野〔問 13-1〕

前述した問 12 において、「事業による収入」に金額を記載した法人（前事業年度：1,397 件）に対して、定款に記載した特定非営利活動の事業のうち、事業収入が大きい上位 3 つの活動分野を尋ねたところ、以下のとおりとなり、第 1 位～第 3 位すべてにおいて「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を挙げた法人が最も多かった。

事業収入が大きい活動分野（前事業年度）(N=1,397、S.A)

号数	活動分野	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
		法人数	構成比%	法人数	構成比%	法人数	構成比%
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	586	41.9	297	21.3	190	13.6
2	社会教育の推進を図る活動	81	5.8	71	5.1	46	3.3
3	まちづくりの推進を図る活動	83	5.9	55	3.9	59	4.2
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	113	8.1	65	4.7	41	2.9
5	環境の保全を図る活動	118	8.4	74	5.3	50	3.6
6	災害救援活動	3	0.2	3	0.2	2	0.1
7	地域安全活動	9	0.6	5	0.4	6	0.4
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9	0.6	10	0.7	6	0.4
9	国際協力の活動	22	1.6	22	1.6	16	1.1
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	16	1.1	10	0.7	6	0.4
11	子どもの健全育成を図る活動	92	6.6	70	5.0	40	2.9
12	情報化社会の発展を図る活動	19	1.4	6	0.4	4	0.3
13	科学技術の振興を図る活動	5	0.4	2	0.1	1	0.1
14	経済活動の活性化を図る活動	21	1.5	13	0.9	10	0.7
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	16	1.1	12	0.9	7	0.5
16	消費者の保護を図る活動	3	0.2	2	0.1	3	0.2
17	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	39	2.8	31	2.2	26	1.9
	無回答	162	11.6	649	46.5	884	63.3

### 介護保険法に基づく事業〔問 13-2〕

前述した問 12 において、「事業による収入」に金額を記載した法人(前事業年度:1,397 件、前々事業年度:865 件)に対して、介護保険法に基づく事業の実施の有無を尋ねたところ、「実施している」法人は前事業年度 295 件(21.1%)、前々事業年度 190 件(22.0%)と、2 割強の法人で介護保険事業を実施していた。

介護保険事業収入額を記載した法人(前事業年度:269 法人、前々事業年度:174 法人)について、介護保険事業収入額の平均値・中央値を計算したところ以下のとおりであった。これによると、3,000 万円以上の法人が 3 分の 1、1,000 万円以上の法人が 6 割超と大半を占めた。

#### 介護保険法に基づく事業の実施状況 (S.A)

		法人数	構成比%
前事業年度 (N=1,397)	実施している	295	21.1
	実施していない	948	67.9
	無回答	154	11.0
前々事業年度 (N=865)	実施している	190	22.0
	実施していない	549	63.5
	無回答	126	14.6

#### 介護保険事業収入の規模別法人数、平均値、中央値

	前事業年度 (N=269)		前々事業年度 (N=174)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%
1 円以上 100 万円未満	27	10.0	12	6.3
100 万円以上 500 万円未満	35	13.0	16	8.4
500 万円以上 1,000 万円未満	26	9.7	20	10.5
1,000 万円以上 2,000 万円未満	49	18.2	25	13.2
2,000 万円以上 3,000 万円未満	33	12.3	30	15.8
3,000 万円以上 5,000 万円未満	52	19.3	31	16.3
5,000 万円以上	47	17.5	40	21.1
平均値(円)	34,062,945		36,613,835	
中央値(円)	19,527,492		24,732,041	

(11) 法人税法上の収益事業を行っている法人の概要〔問23、問24〕

法人税法上(以下「税法上」)の収益事業を実施し、税務署に対し確定申告を行った法人は、前事業年度1,054件(32.5%)、前々事業年度655件(20.2%)であった。

それらの法人に法人税法上の収益事業の業種を尋ねたところ、2事業年度とも「医療保健業」、「請負業」、「物品販売業」の順に多かった。

確定申告の提出(N=3,242、S.A)

	前事業年度		前々事業年度	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%
提出した	1,054	32.5	655	20.2
提出しなかった	1,382	42.6	790	24.4
無回答	806	24.9	1,797	55.4

税法上の収益事業の実施状況

	前事業年度(N=1054)		前々事業年度(N=655)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%
物品販売業	144	13.7	96	14.7
不動産販売業	1	0.1	0	0.0
金銭貸付業	0	0.0	0	0.0
物品貸付業	7	0.7	5	0.8
不動産貸付業	6	0.6	5	0.8
製造業	15	1.4	8	1.2
通信業	3	0.3	3	0.5
運送業	11	1.0	10	1.5
倉庫業	2	0.2	0	0.0
請負業	246	23.3	157	24.0
印刷業	0	0.0	1	0.2
出版業	41	3.9	28	4.3
写真業	0	0.0	0	0.0
席貸業	8	0.8	5	0.8
旅館業	8	0.8	5	0.8
料理店業その他の飲食店業	18	1.7	12	1.8
周旋業	5	0.5	3	0.5
代理業	12	1.1	6	0.9
仲立業	7	0.7	5	0.8
問屋業	0	0.0	0	0.0
鉱業	0	0.0	0	0.0
土石採取業	0	0.0	0	0.0
浴場業	1	0.1	2	0.3
理容業	6	0.6	1	0.2
美容業	6	0.6	2	0.3
興行業	21	2.0	14	2.1
遊技所業	2	0.2	1	0.2
遊覧所業	0	0.0	0	0.0
医療保健業	302	28.7	182	27.8
技芸教授業	23	2.2	12	1.8
駐車場業	2	0.2	1	0.2
信用保証業	0	0.0	0	0.0
無体財産権提供業	15	1.4	8	1.2
無回答	284	26.9	170	26.0

税法上の収益事業を行っている法人の所得については、黒字法人が約 43～45%で、赤字法人が 36%、所得がゼロの法人が 8～9%であった。

黒字法人の中では、「1,000 円以上 10 万円以下」の法人が最も多かった。

また、1 法人あたり平均値・中央値はそれぞれ、前事業年度 343 万円、0 円、前々事業年度 289 万円、0 円で、最高所得金額は、前事業年度 10 億 8,000 万円、前々事業年度 2 億 5,230 万円であった。

#### 収益事業の所得金額 (S.A)

	前事業年度 (N=1,054)		前々事業年度 (N=655)	
	法人数	構成比%	法人数	構成比%
マイナス	378	35.9	235	35.9
0	94	8.9	53	8.1
1円以上999円以下	1	0.1	0	0.0
1,000円以上10万円以下	77	7.3	48	7.3
10万円超30万円以下	49	4.6	29	4.4
30万円超50万円以下	29	2.8	30	4.6
50万円超100万円以下	60	5.7	36	5.5
100万円超200万円以下	56	5.3	31	4.7
200万円超300万円以下	29	2.8	26	4.0
300万円超500万円以下	50	4.7	19	2.9
500万円超800万円以下	38	3.6	16	2.4
800万円超1,000万円以下	18	1.7	2	0.3
1,000万円超2,000万円以下	32	3.0	20	3.1
2,000万円超3,000万円以下	12	1.1	8	1.2
3,000万円超	23	2.2	19	2.9
無回答	108	10.2	83	12.7
黒字合計	474	45.0	284	43.4

#### 所得金額の平均値・中央値・最大値

前事業年度 (N=814)			前々事業年度 (N=496)		
平均値 円	中央値 円	最大値 円	平均値 円	中央値 円	最大値 円
3,427,962	0	1,080,000,000	2,888,812	0	252,298,611

( 1 2 ) 海外送金・海外への金銭持ち出し〔問 22〕

海外送金

海外への送金があると答えた法人は、前事業年度で 97 件 (3.0%)、前々事業年度で 65 件 (3.4%) であった。送金回数及び金額の平均値と中央値は以下のとおり。

海外送金の有無並びに年間海外送金回数及び金額(N=3,242、S.A)

	海外送金の有無	法人数	構成比%	海外送金の回数		送金総額	
				件	円		
前事業年度 N=3,242	あり	97	3.0	→ 平均値	1,179.6	5,660,297	中央値
	なし	2,650	81.7				
	無回答	495	15.3				
前々事業年度 N=1,888	あり	65	3.4	→ 平均値	3.8	7,882,544	中央値
	なし	1,566	82.9				
	無回答	257	13.6				

前事業年度の回答には、送金回数が 10 万回という法人が含まれている。その法人を除くと送金回数の平均値は 3.1 回となる。

海外への金銭持ち出し

海外への金銭持ち出しがあると答えた法人は、前事業年度で 71 件 (2.2%)、前々事業年度で 53 件 (2.8%) であった。持ち出し回数及び金額の平均値と中央値は以下のとおり。

海外持ち出し金の有無並びに年間海外持ち出し回数及び金額(N=3,242、S.A)

	海外持ち出し金の有無	法人数	構成比%	海外持ち出しの回数		持ち出し総額	
				件	円		
前事業年度 N=3,242	あり	71	2.2	→ 平均値	1,616.4	1,875,316	中央値
	なし	2651	81.8				
	無回答	520	16.0				
前々事業年度 N=1,888	あり	53	2.8	→ 平均値	2.8	1,686,381	中央値
	なし	1574	83.4				
	無回答	261	13.8				

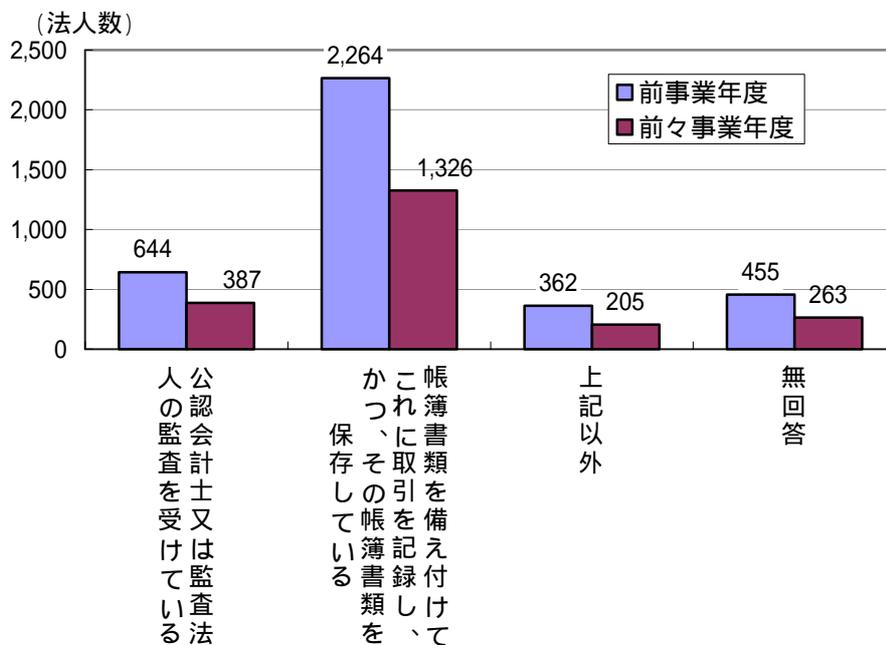
前事業年度の回答には、持ち出し回数が 10 万回という法人が含まれている。その法人を除くと持ち出し回数の平均値は 3.6 回となる。

( 1 3 ) 経理の状況〔問 21〕

認定NPO法人においては、経理が適正に行われる必要があることから、公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、若しくは青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていることという要件が規定されている。

法人の経理の状況は「公認会計士又は監査法人の監査を受けている」法人が前事業年度 644 件 (19.9%)、前々事業年度 387 件 (20.5%) 「帳簿書類を備えつけてこれに取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存している」が前事業年度 2,264 件 (69.8%)、前々事業年度 1,326 件 (70.2%) となった。上記以外の回答者に経理の状況について具体的に尋ねたところ、税理士に依頼しているとの回答や監事による監査、パソコンによる経理ソフトでの管理という回答が見られた。

経理の状況について (M.A)



## 2 . 認定NPO法人制度の利用状況について

ここでは、認定NPO法人制度を利用することについて、NPO法人の意向及び認定申請の準備状況について調査した結果をまとめた。

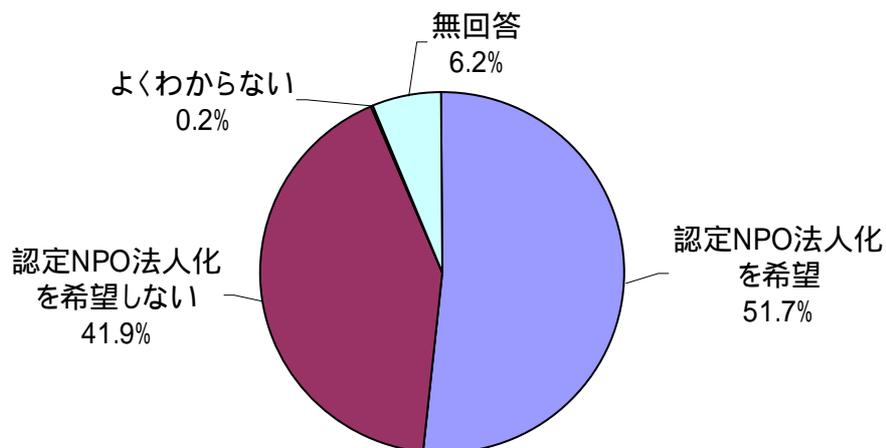
### (1) 認定NPO法人化の希望〔問6〕

認定NPO法人になりたいと思うかどうかを尋ねたところ、「認定NPO法人化を希望」と回答した法人が 1,677 件 (51.7%)、「認定NPO法人化を希望しない」が 1,358 件 (41.9%) であった。

認定NPO法人化を希望する理由としては、寄附者が税制上の優遇措置を受けられること、社会的な信頼度が増すこと、運営が適正に行われている証拠となること、公益性が高い活動を行っていることをアピールできること等が挙げられ、それらの結果として、広く寄附金を募り、NPO法人の財政基盤を充実させることにより将来的に事業規模を大きくしたい、という意向を示した法人もみられた。

一方、認定NPO法人化を希望しない理由としては、必要性を感じないこと、事務手続きが煩雑なこと、各種要件を満たせないこと(パブリックサポートテスト(PST)要件など)、制度自体を理解していないこと等が挙げられた。

認定NPO法人化希望状況 (N=3,242、S.A)



(2) 認定申請の進捗状況と申請準備における課題〔問7、問8、問9〕

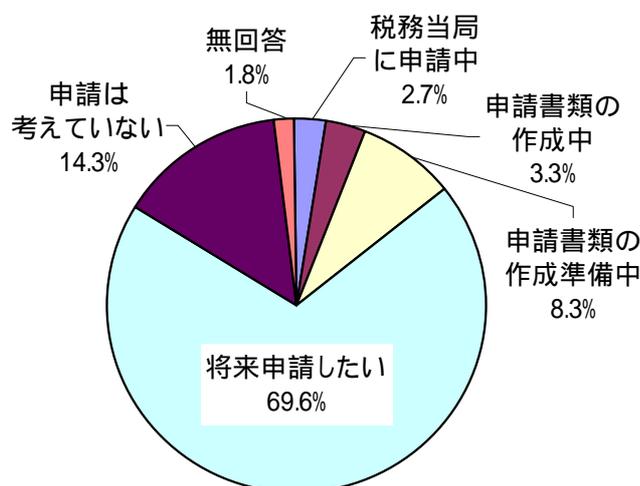
認定申請の進捗状況

「認定NPO法人化を希望」と回答した 1,677 法人を対象に、認定申請に向けた作業の進捗状況について質問したところ、実際に申請作業を進めている法人は 241 件 (14.3%) であった。その内訳は「税務当局に申請中」46 件 (2.7%)、「申請書類の作成中」56 件 (3.3%)、「申請書類の作成準備中」139 件 (8.3%) であった。

一方、現在申請作業を進めていない法人のうち、「将来申請したい」と考える法人は 1,167 件 (69.6%) と過半を占めたが、「申請は考えていない」法人も 239 件 (14.3%) 見られた。

「申請書類の作成中」の法人に申請予定時期を尋ねたところ、「平成 16 年 12 月まで」が 29 件 (51.8%) と半数近くを占め、回答があった全ての法人が 2 年以内 (平成 18 年 6 月) での申請を予定していることが分かった。

認定申請に向けた作業状況 (N=1,677、S.A)



書類作成中の法人の申請予定時期 (N=56、自由回答)

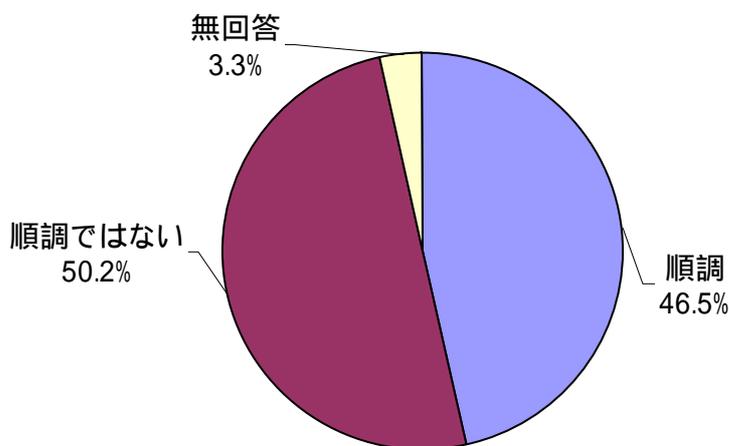
	法人数	構成比%
H16.7~H16.9	21	37.5
H16.10~H16.12	8	14.3
H17.1~H17.3	2	3.6
H17.4~H17.6	9	16.1
H17.7~H17.9	1	1.8
H17.10~H17.12	0	0
H18.1~H18.3	2	3.6
H18.4~H18.6	1	1.8
H18.7~	0	0
無回答	12	21.4

### 申請準備は順調に進んでいるかどうか

実際に認定申請作業を進めている（「税務当局に申請中」「申請書類の作成中」「申請書類の作成準備中」）241 法人について、申請準備が順調に進んでいるかどうかを尋ねたところ、「順調」が 112 件（46.5%）、「順調ではない」が 121 件（50.2%）とほぼ半々の結果となった。

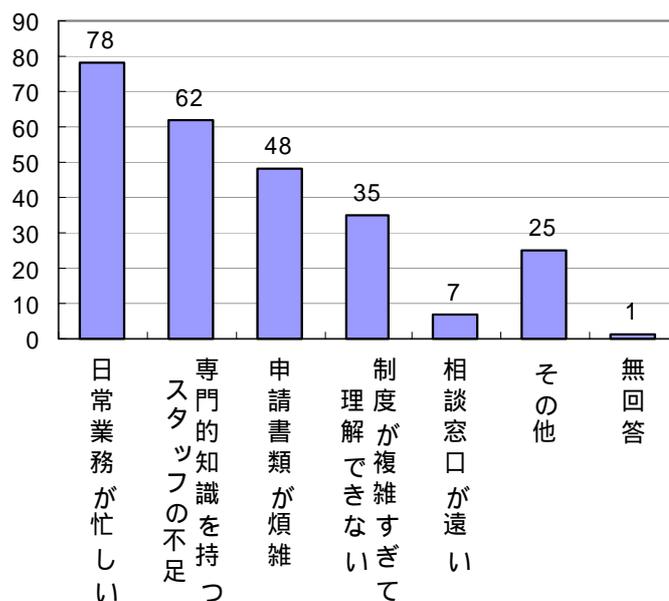
「順調ではない」と回答した 121 法人に対して、申請手続きが順調に進まない理由を尋ねたところ、過半数の法人が「日常業務が忙しい」、「専門スタッフ不足」を理由に挙げた。

申請準備は順調に進んでいるか（N=241、S.A）



申請準備が順調に進まない理由（N=121、M.A）

(法人数)

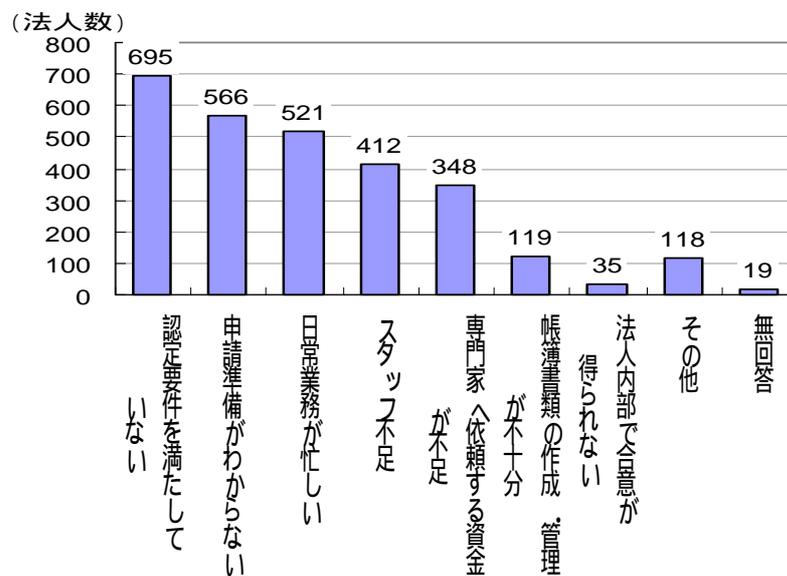


### 申請準備を進めていない理由

申請作業を進めていない(「将来申請したい」「申請は考えていない」)1,406 法人について、その理由を尋ねたところ、ほぼ半数の 695 法人(49.4%)が「認定要件を満たしていない」をこと挙げた。次いで、「申請に必要な準備がわからない」(566 件、40.3%)との回答が多かった。

「その他」の理由としては、認定NPO法人制度について理解不足であること、時期尚早であること(法人の活動基盤を整えてから検討したい)、事務手続きが煩雑であること等の回答が挙げられた。

申請準備を進めていない理由 (N=1,406、M.A)



認定要件を満たしていない」と回答した法人に対して、その満たしていない要件を尋ねると、パブリックサポートテストに係る要件、又は設立後2事業年度以上経過する必要があるという要件のいずれかを挙げる法人が多く見られた。

また、「法人内部で合意が得られない」主な理由としては、まだ制度については勉強中であり法人内部で議題に挙げる段階ではないこと、収入の中で寄附金収入の比率を拡大していくことについて消極的な意見があること、個人情報公開することに抵抗感を抱く者がいること等の理由が挙げられた。

### 3. 申請・報告書類に関する意識について

認定NPO法人については、市民から広く信頼を得るべく、活動の透明性を一層確保することが求められており、認定を受けるために作成した申請書類や毎事業年度終了後に作成する報告書類については、税務当局への提出のみならず、一般の閲覧に供されることとなっている。ここでは、これらの申請・報告書類の作成・提出及び一般の閲覧に関して、認定NPO法人になりたいと希望する法人のうち、「申請中」、「申請の準備中」または「今後申請したい」と答えた1,408法人を対象として、申請書類及び報告書類の提出や一般公開に関する意識について調査した結果をまとめた。

#### (1) 受け入れた寄附金の明細表〔問10-1〕

認定申請時に必要な添付書類として、「受け入れた寄附金の明細表」がある。当該明細表には、申請時から遡って過去2年間に受け入れた20万円以上の寄附金について、その寄附者の氏名、住所、寄附金額を各人別に記載することとされており、認定された際には、税務当局において、一般に対し閲覧させることとなっている。

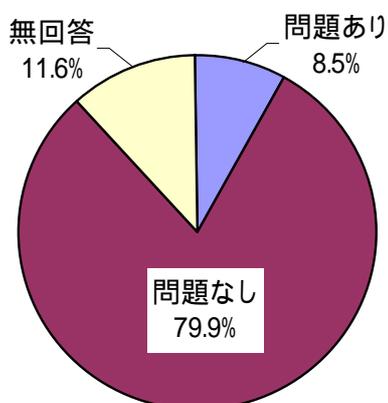
##### 受け入れた寄附金の明細表の提出及び一般への閲覧についての意識

受け入れた寄附金の明細表を税務当局に提出すること及び一般へ閲覧させることについての意識について質問したところ、税務当局に提出することについて「問題あり」と回答した法人は119件(8.5%)、「問題なし」が1,125件(79.9%)であった。また、当該明細表を一般の閲覧に供することについては、「問題あり」と回答した法人が257件(18.3%)、「問題なし」が996件(70.7%)であった。

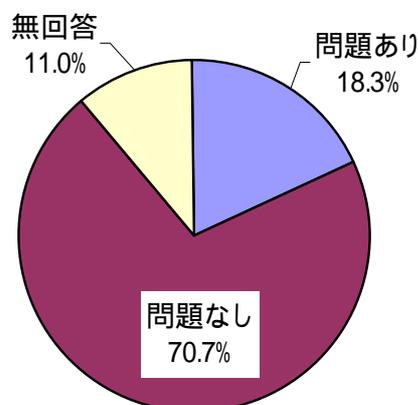
7割のNPO法人が一般の閲覧について問題がないと考えるなど、法人における情報公開の意識が高いことが分かった。一方、「問題あり」と回答した法人においては、不特定多数の閲覧者による悪用(セールス、アンケート、勧誘、サギ・犯罪等)への懸念の他、寄附者のプライバシーの侵害及び寄附意欲の後退への懸念を挙げた法人が多く、寄附者の個人情報への配慮が伺えた。

##### 寄附金の明細表の提出及び一般への閲覧についての意識 (N=1,408、S.A)

###### (i) 税務当局への提出について



###### (ii) 一般への閲覧に供することについて



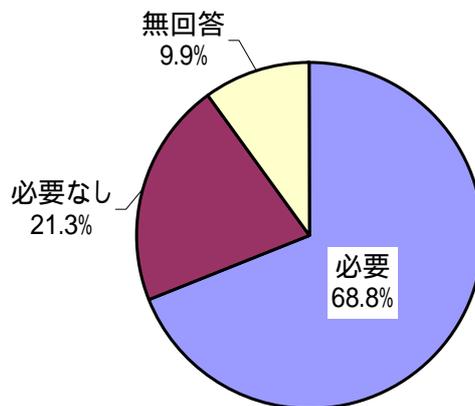
### 寄附者へ同意を得る必要性の有無

受け入れた寄附金の明細表が一般の閲覧に供されることについて、寄附者へ事前に同意を得る作業の必要性については、「必要」と回答した法人が 969 件（68.8%）、「必要なし」が 300 件（21.3%）であった。

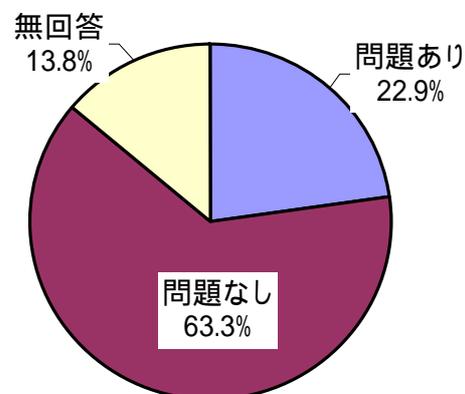
また、実際にこの作業を行うに際しての問題の有無については、「問題となる点がある」と回答した法人は 322 件（22.9%）、「ない」は 891 件（63.3%）であった。

さらに、「問題となる点がある」と回答した法人に、その具体的内容を尋ねたところ、寄附者の同意が得られないのではないかと懸念する意見、寄附者の翻意や寄附金の減額等、寄附者のモチベーション自体にマイナスの影響を及ぼすという意見が多くみられた。また、団体側の問題として、同意作業に必要な事務量が膨大であるという回答も見られた。

明細表を提出するに先立ち、寄附者に対して一般の閲覧に供することの同意を得る必要性（N=1,408、S.A）



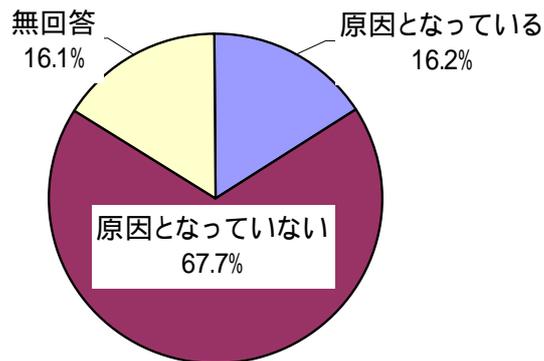
実際に同意を得る作業を行う場合の問題の有無（N=1,408、S.A）



### 明細表作成と申請手続き

明細表の作成が申請手続きを遅延させる、又は申請を思いとどまらせる原因となるかどうかについて、「原因となっている」と回答した法人は 228 件 (16.2%)、「原因となっていない」が 953 件 (67.7%) であった。

明細表の作成が申請手続きを遅延または中止させる原因となっているか否か (N=1,408、S.A)



(2) 役員及び社員の状況を明らかにする書類〔問 10-2〕

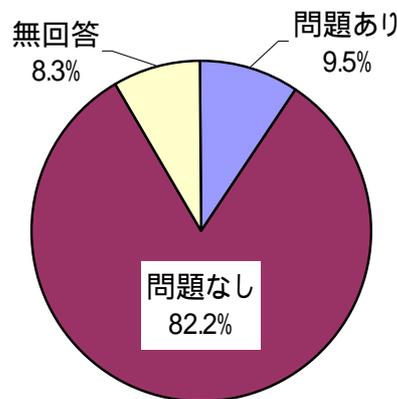
認定申請時に必要な添付書類として、「役員及び社員の状況を明らかにする書類」がある。当該書類には、全ての役員及び社員の氏名、住所、法人における職名、続柄、就任の状況を記載することとされており、認定された際には、税務当局において、一般に対し閲覧させることとなっている。

役員及び社員の状況を明らかにする書類の作成上の問題の有無

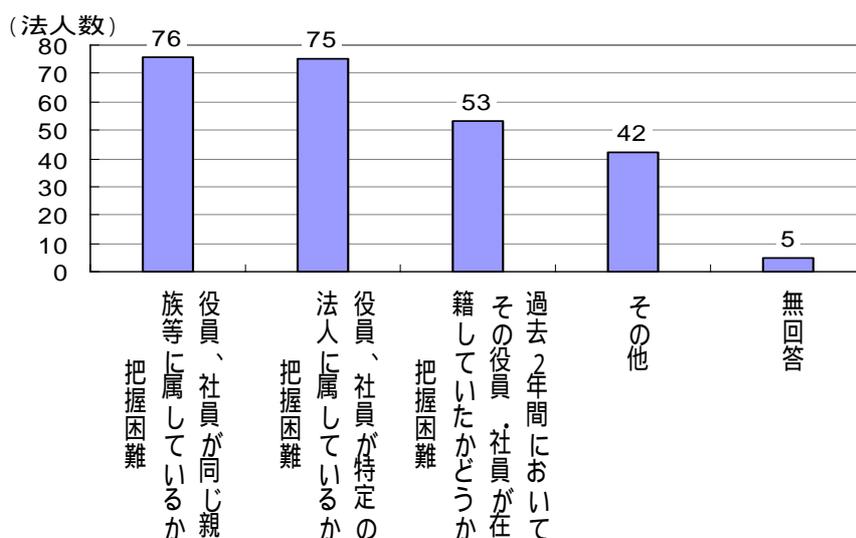
役員及び社員の状況を明らかにする書類を作成するにあたり問題となる点があるかどうか尋ねたところ、「問題あり」と回答した法人が 134 件（9.5%）、「問題なし」が 1,157 件（82.2%）であった。

「問題あり」と回答した法人にその問題点を選択肢により尋ねたところ、結果は以下のとおりであった。

役員及び社員に関する書類作成における問題の有無（N=1,408、S.A）



書類を作成する上での問題点（N=134、M.A）



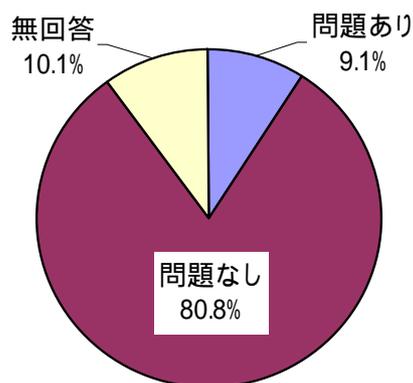
役員及び社員の状況を明らかにする書類の提出及び一般への閲覧についての意識

役員及び社員の状況を明らかにする書類を税務当局へ提出すること及び一般へ閲覧させることについての意識について質問したところ、税務当局へ提出することについては、「問題あり」と回答した法人が128件(9.1%)、「問題なし」が1,138件(80.8%)であった。また、当該書類を一般の閲覧に供することについては、「問題あり」と回答した法人が291件(20.7%)、「問題なし」が975件(69.2%)であった。

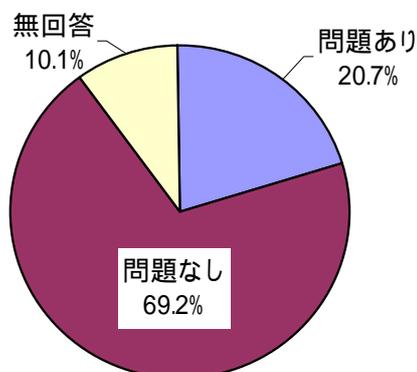
結果は、寄附金の明細表に対する意識と同様に、NPO法人における情報公開への意識が高いというものとなった。一方、「問題あり」と回答した法人の中には、不特定多数の閲覧者による悪用(犯罪、営業活動への利用等)やNPO法人自体への攻撃・抗議活動等が社員個人へ及ぶことの懸念の他、活動内容によっては社員がその団体に属していることが開示されることで不利益を被る可能性があるとの意見もあった。

役員及び社員に関する書類の提出及び閲覧についての意識 (N=1,408、S.A)

(i) 税務当局への提出について



(ii) 一般への閲覧に供することについて



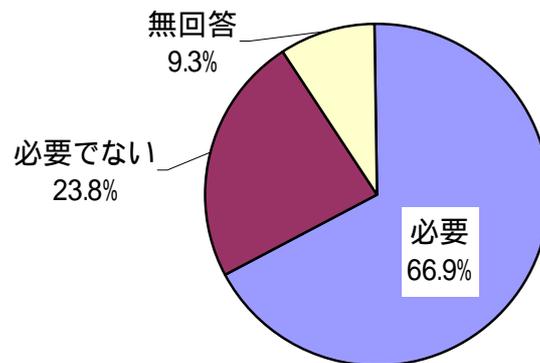
### 社員へ同意を得る必要性の有無

役員及び社員の状況を明らかにする書類が一般の閲覧に供されることについて、社員へ事前に同意を得る作業を「必要」と回答した法人は 942 件（66.9%）、「必要でない」が 335 件（23.8%）であった。

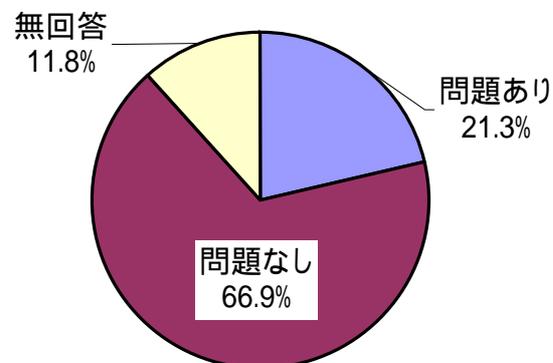
また、実際にこの作業を行うに際しての問題の有無については、「問題となる点がある」と回答した法人は 300 件（21.3%）、「ない」は 942 件（66.9%）であった。

さらに、「問題となる点がある」と回答した法人に、その具体的内容を尋ねたところ、個人情報保護の観点から社員の同意が得られないという意見が多く見られた。また、社員数が多い場合や全国展開している NPO 法人の場合等、全員から同意を取り付けることが実務上困難との意見も多く見られた。さらに、社員が情報公開に同意しないために申請が出来ない可能性も懸念された。

書類を提出するに先立ち社員に対して一般の閲覧に供することの同意を得る必要性  
(N=1,408、S.A)



実際に同意を得る作業を行う場合の問題の有無 (N=1,408、S.A)



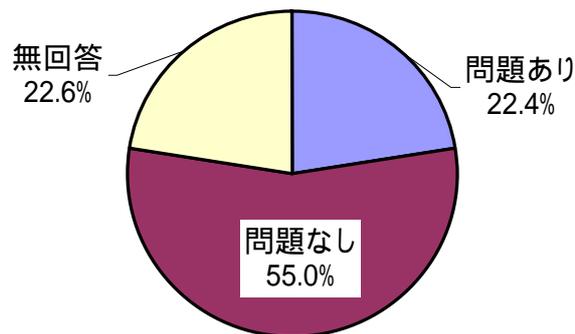
(3) その他の申請書類〔問 10-3〕

その他書類については、作成にあたり「問題あり」と回答した法人は 315 件(22.4%)、「問題なし」は 775 件(55.0%)であった。

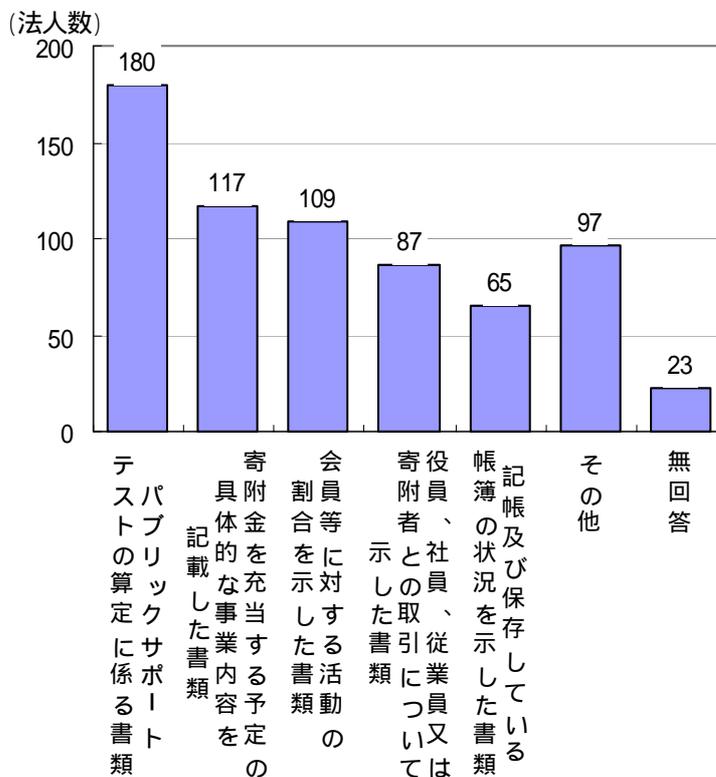
「問題あり」と回答した法人に、作成上問題がある書類について尋ねたところ、180 (57.1%)の法人が「パブリックサポートテストの算定に係る書類」を挙げた。

「その他」(97 件、30.8%)の具体的な記載としては「提出書類全て」、あるいは「わからない」との意見がほとんどであった。

その他申請書類の作成上問題となる点の有無 (N=1,408、S.A)



その他申請書類の作成上問題となる点の有無 (N=315、M.A)



申請書類作成上の主な問題点

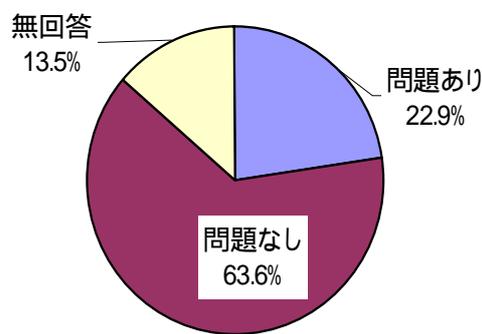
申請書類	主な問題点の例（自由回答）
パブリックサポートテストの算定に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一寄附者の確定、匿名による募金の集計等に手間がかかり、書類を揃えるだけでもかなりの時間、労力が必要である。</li> <li>・内容的に高度な専門知識を持った人材が必要である。</li> <li>・P S Tについてよく把握できていない。</li> </ul>
寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費に占める寄附金割合を正確に算出することは難しい。</li> <li>・寄附物品ならともかく、使用目的が限定されない寄附金について、充当した事業を特定することは難しい。</li> </ul>
会員等に対する活動の割合を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割合を示すための量を人数×時間（半日の倍数）で出したいが、ボランティアの参加があり算出が難しい。</li> <li>・部門別に共通経費を新たに割り振る形に変更しなければならない。（現在は支出を事業費と管理費の2つに分けているのみである。）</li> <li>・算出方法がよく分からない。</li> </ul>
役員、社員、従業員又は寄附者との取引について示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各取引に関して、取引相手が役員、社員、従業員、寄附者の親族等に当たるかどうかまでは確認できない。</li> <li>・取引の相手方に対して書類の添付の同意が得られるかが懸念される。</li> </ul>
記帳及び保存している帳簿の状況を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人手が不足している状況であり、帳簿の作成が簡単でなければ申請できない。</li> <li>・会計士の指導を受けていないため、過去に作成した帳簿については国税庁に相談した結果、不備とわかった。</li> </ul>
その他 （主に申請書類全般に対する意見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類が煩雑である。提出書類の量を削減し、簡易な言葉（官庁用語、税務用語は難しい）を使用し、マークシート形式等により、申請できる環境を整えて欲しい。</li> <li>・2年毎の更新では、事実上更新を制限しているように感じる。</li> <li>・人的体制が整っていない法人にとって、本来の目的以外に時間を割かれることは事業推進の停滞につながる。</li> <li>・内部での事務処理は時間的に難しく、これらを専門家に外注する資金もない。</li> </ul>

(4) 認定後における報告書類について〔問11〕

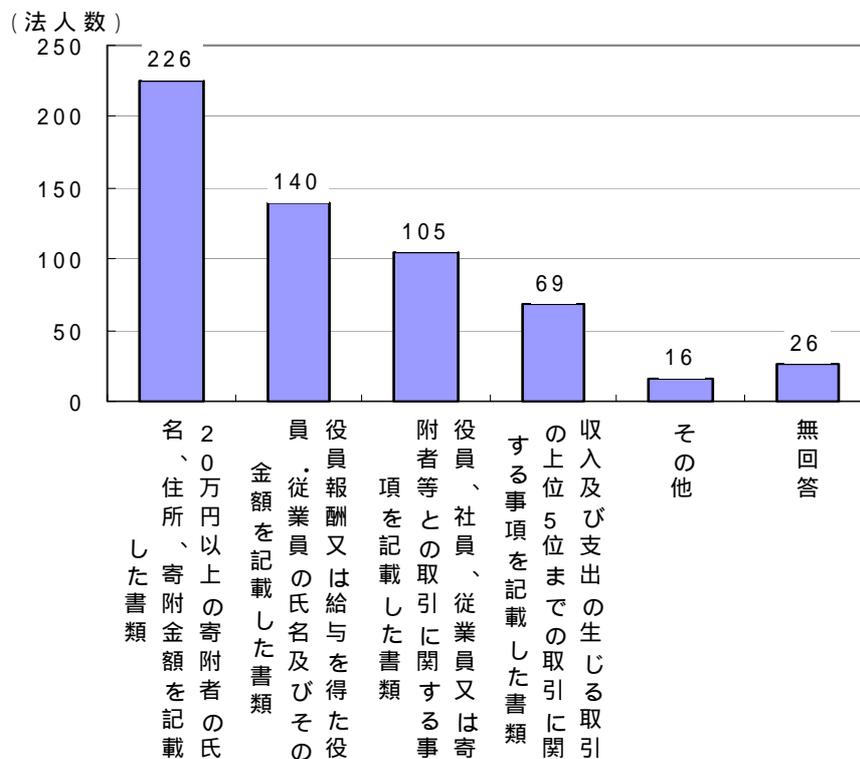
認定後、報告書類を一般の閲覧に供することについて「問題あり」と回答した法人は322件(22.9%)、「問題なし」が896件(63.6%)となり、申請書類と同様にNPO法人の情報公開に関する意識は高いことが分かった。

さらに、「問題あり」と回答した法人に、問題があると思われる報告書類について尋ねたところ、「20万円以上の寄附者の氏名、住所、寄附金額を記載した書類」と回答した法人が226件(70.2%)となり、具体的な問題点として、申請時における寄附金の明細表と同様に、寄附者の個人情報の流出に関する問題等が多く挙げられた。

認定後、報告書類等を一般の閲覧に供することについての問題の有無  
(N=1,408、S.A)



一般の閲覧に供することに問題があると思われる報告書類 (N=322、M.A)



・認定NPO法人に対する  
アンケート調査結果



この章では、平成16年6月末現在で国税庁長官より認定を受けた24の認定NPO法人に対して行ったアンケート調査の結果をとりまとめた。認定NPO法人に対しては、(1) 寄附金の増加やみなし寄附金制度の活用等、認定後の同制度による効果、(2) 申請書類、報告書類を実際に作成・公開した際に生じた問題点、(3) 今後の事業活動・広報活動に関する意識を調査した。

## 1. 認定後の効果について

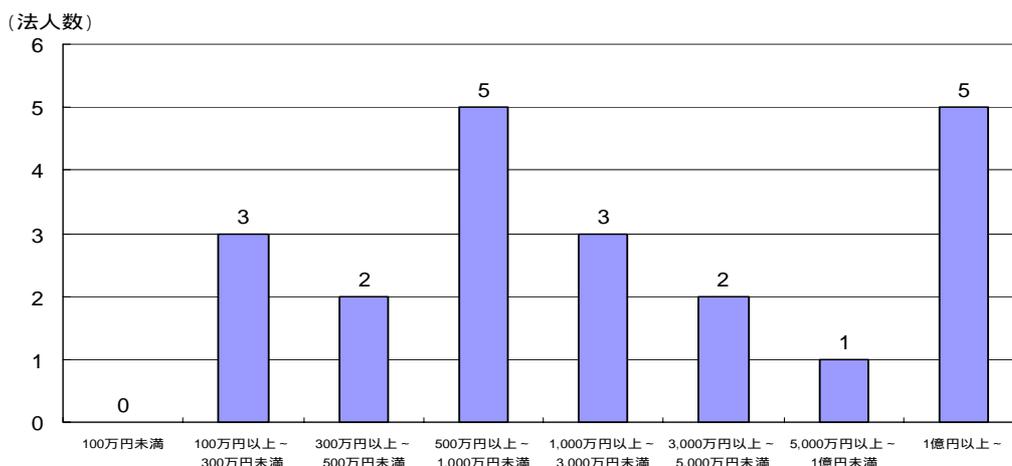
### (1) 寄附金の受け入れ状況

寄附金の受け入れ状況について尋ねたところ、平成15年度の受入金額を記載した法人21件のうち、1,000万円以上の寄附を受け入れている法人が5割を超えた。(平均値109,122,995円、中央値12,300,000円)。

また、寄附の受け入れ件数及び金額の推移は下表のとおりであるが、平成14年度から平成15年度における寄附金の増減を見ると、平成15年度までに認定を受けた14法人中10法人について寄附金の増加が見られた。

さらに、認定NPO法人になったことにより寄附の募集活動や寄附の受入状況においてどのようなメリットがあったかを具体的に尋ねたところ、ほとんどの法人が、認定を受けたことにより社会的信用性が高まった、寄附金の件数及び金額が増えた等、一定のメリットがあったと回答した。一方で、認定NPO法人制度が一般にあまり認知されていないため、寄附金が増える状況にはならなかったと回答した法人もあった。

平成15年度における受入寄附金額別法人数 (N=21、S.A)



一法人あたりの寄附金受入件数及び金額 (S.A)

一法人あたりの受入件数	件数		一法人あたりの受入金額	合計金額	
	平均値 件数 件	中央値 件数 件		平均値 合計金額 円	中央値 合計金額 円
平成10年度(N=4)	16,305	12,576	平成10年度(N=5)	86,739,667	29,350,000
平成11年度(N=9)	11,562	538	平成11年度(N=11)	68,619,477	9,395,125
平成12年度(N=14)	11,267	489	平成12年度(N=19)	74,575,700	8,879,897
平成13年度(N=17)	14,253	743	平成13年度(N=20)	87,407,752	9,997,116
平成14年度(N=18)	17,425	686	平成14年度(N=20)	101,618,951	8,898,419
平成15年度(N=20)	18,352	713	平成15年度(N=21)	109,122,995	12,300,000

(注) 件数のみ無回答の法人があるため、件数と受入金額の回答者数が異なる。ここではそれぞれの平均値・中央値を算出した。

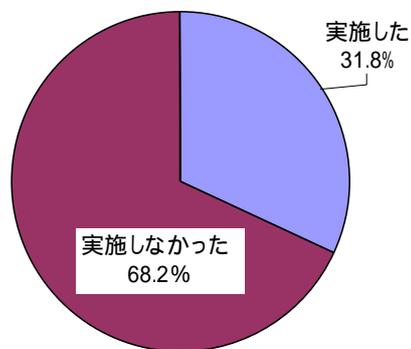
## (2) みなし寄附金制度の利用状況

平成15年度税制改正により、平成15年4月から、認定NPO法人に対して、「みなし寄附金制度」が適用されることとなった。「みなし寄附金制度」とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額を、寄附金の額とみなして一定の範囲内で損金算入できるという制度である。ここでは、認定NPO法人の「みなし寄附金制度」の利用状況について分析した。

### 収益事業の有無について

平成15年度に税法上の収益事業を行った法人は22法人中7件であった。そのうち、所得金額が黒字との回答は3件であった。

法人税法上の収益事業の実施状況(N=22、S.A)

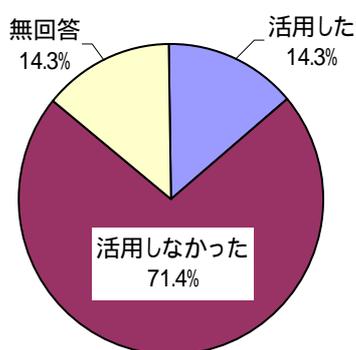


### みなし寄附金制度の利用実態及び利用意向の有無

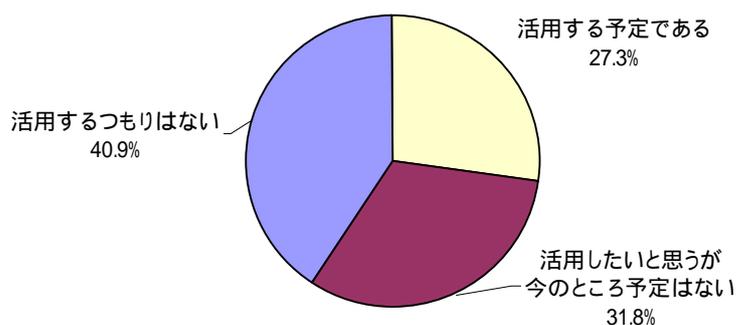
平成 15 年度に収益事業を行った 7 法人のうち、みなし寄附金制度を活用したのは 1 法人（繰入額、100 万円）にとどまった。さらに、活用しなかった法人に対して、その具体的理由を尋ねたところ、「赤字だったため」、「繰り入れるほどの収益がなかったため」等の理由に集約された。

今後、税法上の収益事業を行い、みなし寄附金制度を利用する意向について尋ねたところ、「活用する予定である」が 6 件（27.3%）、「活用したいと思うが、今のところ予定はない」が 7 件（31.8%）、「活用するつもりはない」が 9 件（40.9%）となった。

みなし寄附金制度の活用状況(N=7、S.A)



今後のみなし寄附金制度の活用予定(N=22、S.A)



## 2 . 申請・報告書類に関する意識について

認定NPO法人に対し、実際に行った申請手続きや申請書類の一般閲覧に関する意識、認定後における毎事業年度の報告書類の提出・公開に関する意識について質問した。

### ( 1 ) 申請手続きについて〔問 6〕

申請手続きを担当した主体について尋ねたところ、「法人スタッフ」と回答した法人が 18 件 ( 81.8% ) と最も多く、次いで「税理士」( 6 件、27.3% )、「公認会計士」( 5 件、22.7% ) と続いた。

申請手続きを担当した主体について(N=22、M.A)

	法人数	構成比%
法人スタッフ	18	81.8
税理士	6	27.3
公認会計士	5	22.7
その他	3	13.6

(2) 受け入れた寄附金の明細表〔問 7-1〕

認定申請時に必要な添付書類として、「受け入れた寄附金の明細表」がある。当該明細表には、申請時から遡って過去 2 年間に受け入れた 20 万円以上の寄附金について、その寄附者の氏名、住所、寄附金額を各人別に記載することとされており、認定された際には、税務当局において、一般に対し閲覧させることとなっている。

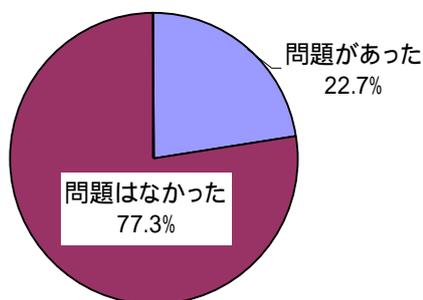
受け入れた寄附金の明細表の提出及び一般への閲覧についての意識

受け入れた寄附金の明細表を税務当局へ提出すること及び一般へ閲覧させることについての意識について質問したところ、税務当局に提出することについて「問題があった」と回答した法人は 5 件 (22.7%) であり、「問題はなかった」が 17 件 (77.3%) であった。また、当該明細表を一般の閲覧に供することについては、「問題があった」と回答した法人が 4 件 (18.2%)、「問題はなかった」が 17 件 (77.3%) であった。

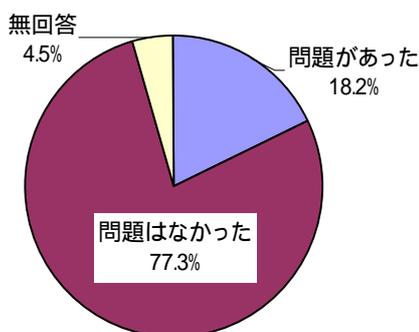
認定 NPO 法人においても 7 割以上が一般の閲覧について「問題はなかった」と回答しており、情報公開に関する意識の高さが伺える一方で、「問題があった」と回答した法人においては、不特定多数の閲覧者による悪用 (電話勧誘など) への懸念や、閲覧の必要性を寄附者に説明することができない等の意見が挙げられた。

寄附者明細表の税務当局への提出に関する問題の有無 (N=22、S.A)

(i) 税務当局への提出について



(ii) 一般への閲覧に供することについて

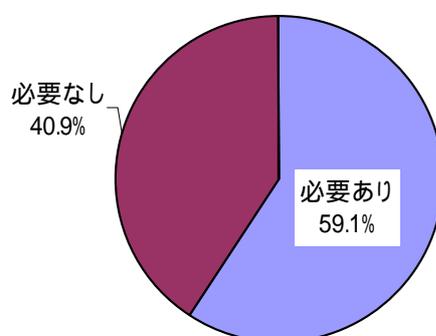


### 寄附者へ同意を得る必要性の有無

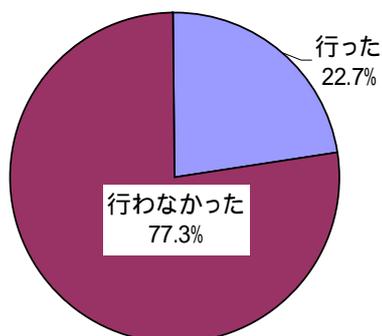
寄附金の明細表が一般の閲覧に供することについて、寄附者へ事前に同意を得る作業を「必要」と回答した法人は13件(59.1%)、「必要なし」が9件(40.9%)であり、認定NPO法人の約6割が一般の閲覧に供されることについて寄附者の同意を得る必要性を感じていることがわかった。

一方、実際にこの作業を行ったかを尋ねたところ「行った」と回答した法人は5件(22.7%)、「行わなかった」と回答した法人は17件(77.3%)であり、実際に同意を得る作業を行った法人は2割弱にとどまった。また、同意を得る作業を行った5法人に対し、その作業を行うにあたり問題となった点を尋ねたところ、寄附者に対しての説明に苦慮したとの意見が挙げられた。

明細表を提出するに先立ち寄附者に対して一般の閲覧に供することの同意を得る必要性(N=22、S.A)



同意を得る作業の実施の有無(N=22、S.A)



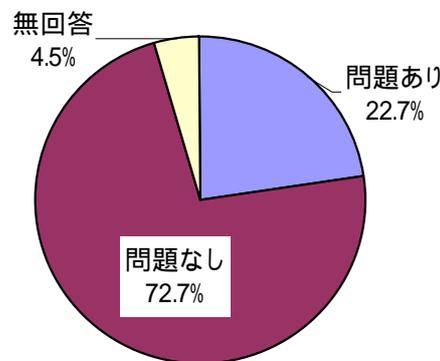
(3) 役員及び社員の状況を明らかにする書類〔問7-2〕

認定申請時に必要な添付書類として、「役員及び社員の状況を明らかにする書類」がある。当該書類には、全ての役員及び社員の氏名、住所、法人における職名、続柄、就任の状況を記載することとされており、認定された際には、税務当局において、一般に対し閲覧させることとなっている。

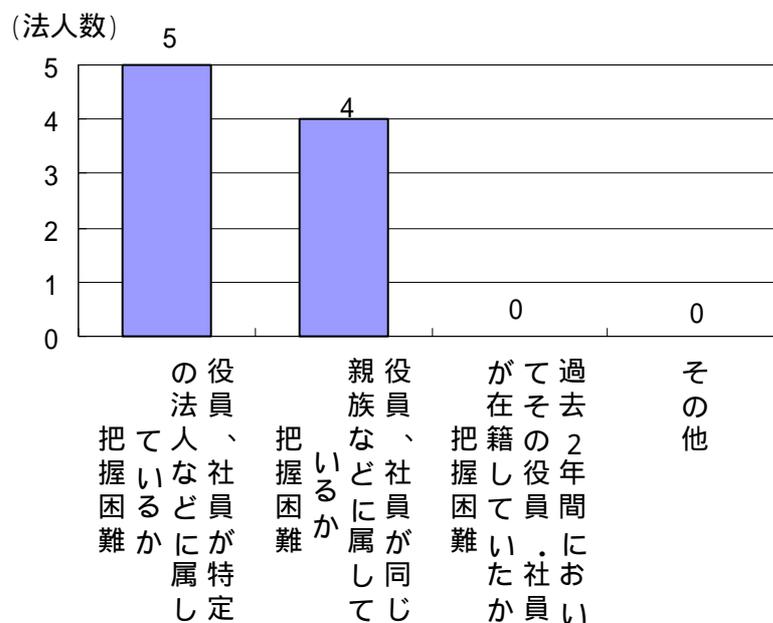
役員及び社員の状況を明らかにする書類作成における問題の有無

役員及び社員の状況を明らかにする書類を作成するにあたって問題があったかどうか尋ねたところ、「問題があった」と回答した法人は5件(22.7%)、「問題はなかった」が16件(72.7%)であった。

役員及び社員に関する書類作成における問題の有無(N=22、S.A)



書類を作成する上での問題点(N=5、M.A)



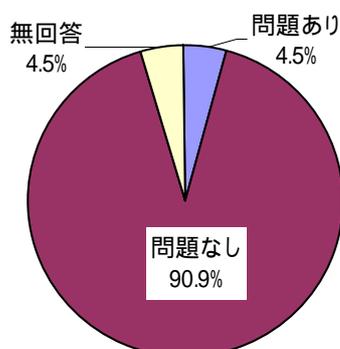
### 役員及び社員の状況を明らかにする書類の提出及び閲覧についての意識

役員及び社員の状況を明らかにする書類を税務当局に提出すること及び一般へ閲覧させることについての意識について質問したところ、税務当局に提出することについて「問題あり」と回答した法人が 1 件（4.5%）、「問題なし」と回答した法人が 20 件（90.9%）であった。また、当該書類を一般の閲覧に供することについては、「問題あり」と回答した法人が 3 件（13.6%）、「問題なし」が 18 件（81.8%）であった。

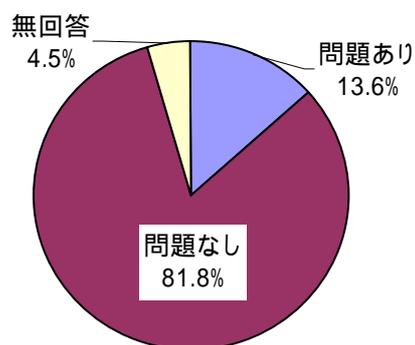
「問題あり」と回答した法人に対し、問題となる点を具体的に尋ねたところ、情報の正確性を確保することが困難であること、事務手続きが煩雑であること、個人情報流出への懸及びプライバシー上の問題点が挙げられた。

### 役員及び社員に関する書類の提出及び閲覧についての意識（N=22、S.A）

#### (i) 税務当局への提出について



#### (ii) 一般への閲覧に供することについて

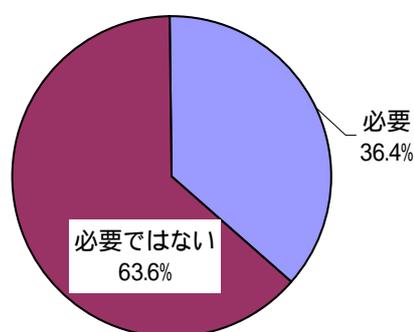


### 社員へ同意を得る必要性の有無

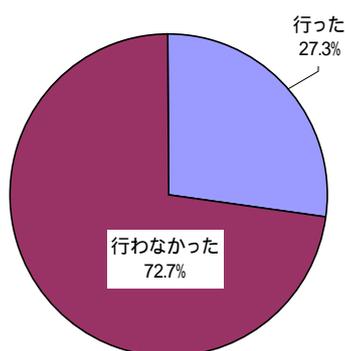
役員及び社員に関する書類を税務当局へ提出するにあたり、社員へ事前に同意を得る作業が「必要」と回答した法人は 8 件( 36.4% )であり、「必要でない」が 14 件( 63.6% )であった。

また、実際にこの作業を行ったかを尋ねたところ「行った」と回答した法人は 6 件( 27.3% )、「行わなかった」と回答した法人は 16 件( 72.7% )であり、前項の「寄附者への同意作業」より「行った」と回答した法人の率は増えた。

書類を提出するに先立ち社員に対して一般の  
閲覧に供することの同意を得る必要性  
(N=22、S.A)



同意を得る作業の実施状況  
(N=22、S.A)

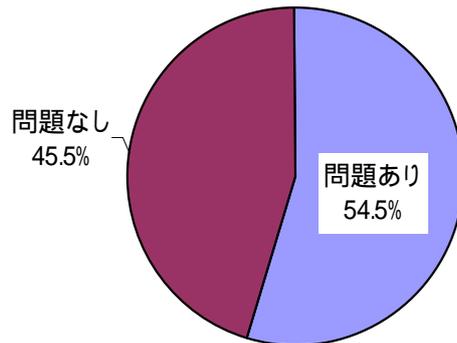


(4) その他の申請書類〔問7-3〕

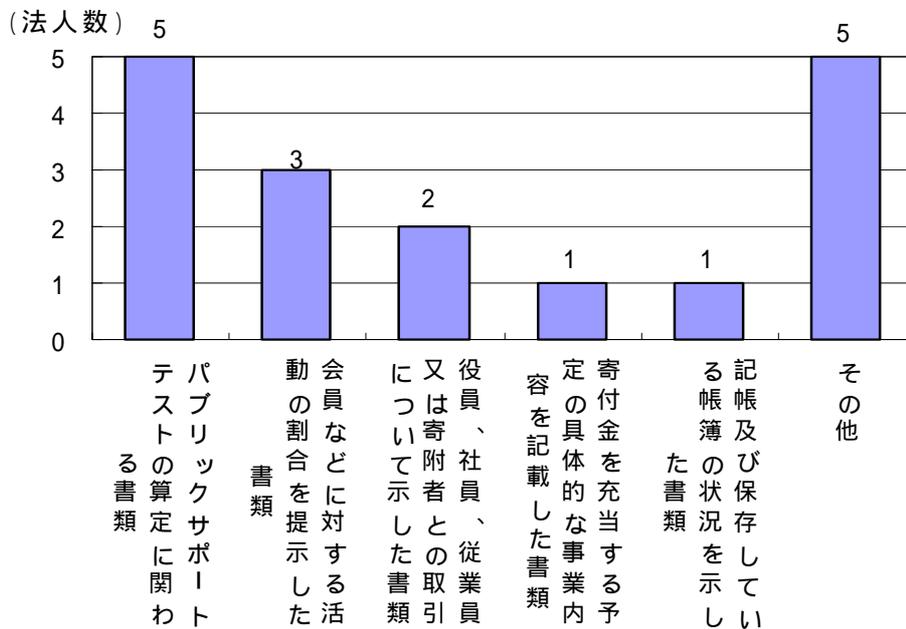
受け入れた寄附金の明細表、役員及び社員の状況を明らかにする書類以外の申請書類の作成に当たり問題があったか尋ねたところ、「問題があった」と回答した法人は12件(54.5%)、「問題はなかった」は10件(45.5%)であった。

「問題があった」と回答した法人に、作成上問題がある書類について尋ねたところ、5件(41.7%)の法人が「パブリックサポートテストの算定に係る書類」を挙げた。

その他の提出書類作成上問題となる点の有無(N=22、S.A)



その他申請書類の作成上問題となる点の有無(N=12、M.A)



申請書類作成上の主な問題点

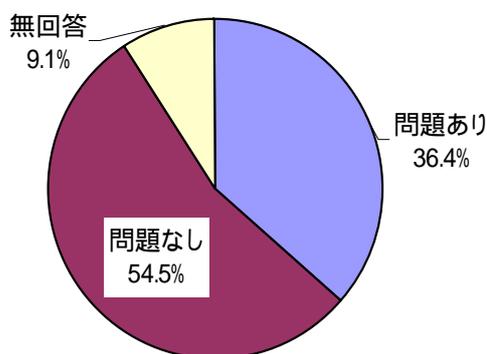
申請書類	主な問題点の例（自由回答）
パブリックサポートテストの算定に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府や国際機関等から様々な形態による支援を受けているため、P S Tの算定式上の取扱いの判断に税務当局との調整が必要となった。</li> <li>・ 公的補助金の定義があいまいであった。</li> <li>・ 事業費と管理費との区分や事業毎の経費の按分等、会計処理が複雑であった。</li> </ul>
会員等に対する活動の割合を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアを活用しているため、活動の割合を算出することが困難であった。</li> </ul>
記帳及び保存している帳簿の状況を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青色申告法人並みの記帳について理解が不十分であった</li> </ul>
その他 (主に申請書類全般に対する意見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素人のスタッフだけで申請書を作成したので、全ての項目で苦労した。</li> <li>・ 全ての書類の準備に時間がかかるので、通常業務に影響した。</li> </ul>

(5) 認定後における報告書類について〔問8〕

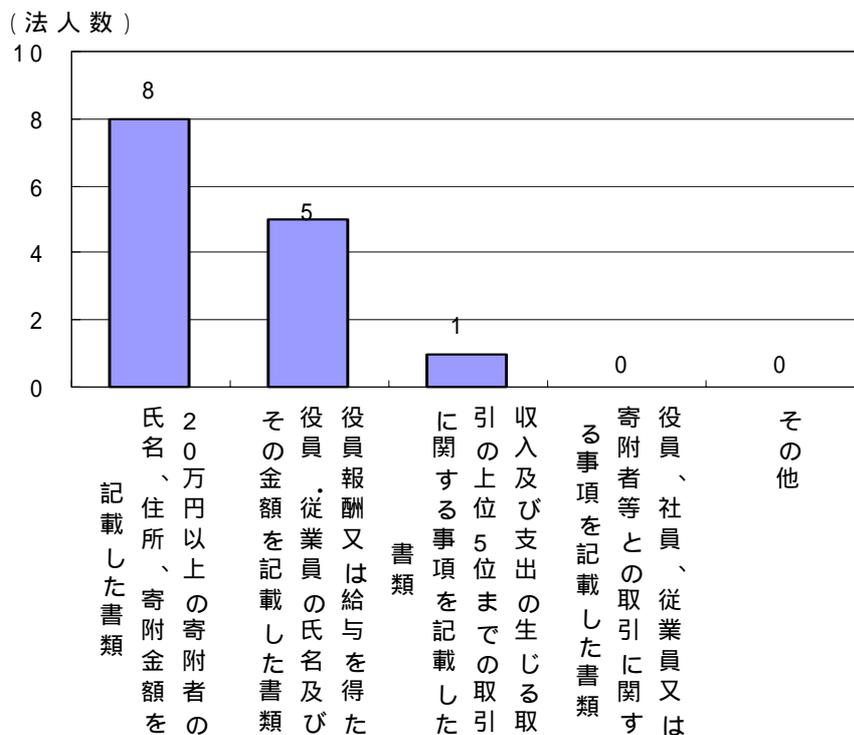
認定後において、毎事業年度終了後に提出する報告書類に関し、一般の閲覧に供することについて「問題あり」と回答した法人は8件(36.4%)、「問題なし」が12件(54.5%)となった。

「問題あり」と回答した法人に、閲覧させることに問題があると思われる報告書類について尋ねたところ、問題ありと回答した全ての法人が「20万円以上の寄附者の氏名、住所、寄附金額を記載した書類」を挙げた。その理由としては、寄附者の個人情報に商業目的や犯罪等に利用されることが挙げられた。

認定後、報告書類を一般の閲覧に供することについて問題の有無(N=22、S.A)



一般の閲覧に供することについての問題点の有無(N=8、M.A)



### 3. 認定後の運営について〔問9、問10〕

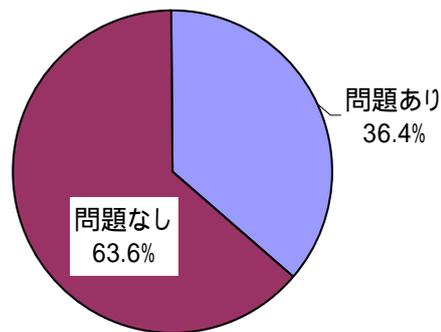
#### (1) 受け入れた寄附金の明細表の作成及び同意を得る作業に関する問題の有無

認定後に受け入れた寄附金のうち20万円以上の寄附について、寄附金の明細表を作成する作業及び閲覧に際して寄附者の同意を得る作業における問題の有無を尋ねた。その結果、「問題あり」と回答した法人は8件(36.4%)、「問題なし」が14件(63.6%)であった。

「問題あり」とした法人に問題となる点を具体的に尋ねたところ、個人情報の公開に関して寄附者の同意を得ることが困難であること、作業量が多いこと、匿名寄附者が増え寄附の勧誘、資料の送付が困難になること等の意見が挙げられた。

これらの作業が法人にとって負担となっているか具体的に尋ねたところ、「負担となっている」と回答した法人からは、専門家(税理士・公認会計士等)のサポートが無ければ困難である、事務処理が煩雑になり活動が阻害されている等の回答が挙げられた。一方で「負担とならない」と回答した法人は20万円以上の寄附者は数人にすぎないからといった理由が挙げられた。

受け入れた寄附金の明細表を作成する作業及び  
閲覧についての同意を得る作業について (N=22, S.A)



さらに、20万円以上の寄附について寄附金の明細表を作成し一般の閲覧に供することについて懸念される問題点及び実際に生じた問題について具体的に尋ねたところ、寄附者における寄附意欲の減退を懸念する回答が多く、また、寄附者の個人情報や商業目的などに利用される恐れを危惧する意見も見られた。

#### (2) 今後の認定NPO法人としての事業活動や広報活動について

今後どのような事業活動や広報活動をおこなっていくか具体的に尋ねたところ、法人の事業内容の周知に加え、認定NPO法人として寄附者への税制優遇措置があるということを積極的にアピールしていきたいといった回答が多くみられた。広報手段としてはホームページによる情報提供、イベント開催、出版等が挙げられた。しかし、中には、寄附の勧誘をおこなう場合にも、認定NPO法人制度の説明を一から寄附者に対してする必要がある、行政に対して、民間事業者や一般人への認定NPO法人制度の周知を行ってほしい、寄附しやすい制度を構築してほしい、といった要望も挙げられた。



・認定NPO法人制度の  
活用増進に向けた課題



最後に、今後、認定NPO法人制度がより広くNPO法人に活用されるために取り組むべき課題について検討したい。

この調査結果を踏まえると、以下のような課題に対し取り組むことが重要であると考えられる。

#### (1) 我が国におけるNPO法人に対する寄附意識の向上

当該制度の普及にあたっては、我が国におけるNPO法人に対する寄附意識の向上が必要不可欠である。もっとも、認定NPO法人制度自体が、市民や企業の寄附によってNPO法人の活動を支えるという「寄附文化」を醸成するものであると考えられるが、本調査によれば、実際に寄附によって事業活動を維持している法人の割合が少ないことから分かるように、そもそも人々がNPO法人に対して寄附を行う環境が整っていないことから本制度を十分に活用できないといった問題が考えられる。

このため、認定NPO法人制度の活用増進にあたっては、以下に挙げる取組等を通じて、人々がNPO法人に対して寄附を行いやすい環境を整備していくことが重要である。

NPO法人の社会における役割の重要性に関する啓発や制度を悪用する法人に対する厳正な対応により、NPO法人制度に対する市民の信頼を確保すること

事業報告書等における活動や財務の状況に関する分かりやすい記載や、受け入れた寄附金の使途及びその社会的効果に関する積極的提示など、NPO法人による市民への情報公開を徹底すること

NPO法人による寄附の募集活動が推進されるための啓発活動や、より円滑な募集活動に必要な環境整備に関する検討を進めること

市民や企業におけるNPO法人への寄附意識の向上のための課題を把握し、必要な対応を図ること

中間支援型NPOによるNPO法人の活動内容やその評価に関する情報提供等、寄附文化の醸成に必要な支援及び環境整備の進展のために必要な対応を図ること

#### (2) 認定NPO法人制度に関する普及啓発

本調査を実施した結果、以下のような課題が明らかになった。

NPO法に基づく「認証」と認定NPO法人制度における「認定」とを同じものとして理解するなど、NPO法人において当該制度が必ずしも正確に周知されていない。

認定NPO法人化を希望しない法人や申請準備を進めていない法人の中には、認定NPO法人制度における特例措置や申請手続きの方法を十分に把握していない法人が多くみられている。

認定NPO法人が指摘するように、認定を受けても寄附の受け入れが進まない一因として、一般の市民や企業において認定NPO法人制度が十分に周知されていない。

このため、今後、認定NPO法人制度の趣旨及び税制上の特例措置の内容、申請手続きの方法等について、NPO法人及び一般市民・企業等に対し、引き続き普及啓発を進めていくことが重要であると考えられる。

#### (3) NPO法人に対する申請手続きや会計処理に対する支援の充実

本調査において、NPO法人に対し認定NPO法人制度の利用状況について尋ねた

結果、日々の活動など日常業務が忙しく、認定を受けるための申請手続きを進める時間がない、会計や税務等に関する専門的な知識をもったスタッフが不足している、申請手続きが煩雑である、又は、どのような準備が必要か分からない、といった課題が、NPO法人において当該制度の利用が進んでいない理由として大きいことが分かった。

また、認定NPO法人に対するアンケート調査においても、同様に、申請手続きを進める上で会計など専門的な知識を持ったスタッフの必要性や申請準備に必要となる大きな時間的コストが指摘された。

従って、認定NPO法人制度の普及にあたっては、NPO法人において日々の活動のみならず、会計処理等法人の内部管理の面においても人材不足が解消されるよう、市民や企業、中間支援組織等の参加・協力がさらに進むように環境整備を図るとともに、会計や税務の専門的な知識を有した専門家によって、NPO法人の会計処理や申請手続きに対する支援が充実していくことが望まれる。

#### (4) 認定要件等、制度面における検討

本調査では、NPO法人に対して、受け入れた寄附等の状況や会員等を対象とした活動の状況など、NPO法人の業務運営や活動に関する実態にかかる基礎的な情報を調査し、これらをもとに、認定NPO法人制度におけるいくつかの認定要件の適合状況について分析を行った。

その結果によると、パブリックサポートテスト要件以外の認定要件については、大半のNPO法人が個々の要件について満たしているものの、パブリックサポートテスト要件については、「5分の1」という時限的に緩和された基準であっても満たさせない法人が9割以上にのぼっている。また、NPO法人において、認定NPO法人制度の利用を希望しない法人や申請準備を進めていない法人の中に、現在パブリックサポートテスト要件などの認定要件を満たしていないことをその理由として挙げる法人が多くみられた。

このため、パブリックサポートテスト要件などの認定要件については、現行の認定要件が設けられている趣旨や必要性、要件緩和による影響等を十分に考慮し、NPO法人の実態を踏まえた上で、NPO法人における当制度の利用を促進していく観点から見直すことができる事項がないか検討することが重要であると考えられる。

さらに、本調査では、税務当局に提出し、一般の閲覧の対象となる申請書類、報告書類について、NPO法人の意識を調査した。これによると、全体として、これらの書類の作成・提出や一般への情報公開に関して、多くのNPO法人は問題がないと考えていることが分かった。一方で、問題があると考えている法人においては、申請書類及び報告書類に記載される寄附者等の個人情報が多数の閲覧に供されることにより悪用されたり、寄附の阻害要因となることなどを懸念する意見がほとんどであった。従って、NPO法人における透明性を確保することの重要性を十分に踏まえつつ、法人外部者である寄附者の個人情報保護に関してどのような配慮を行うことが適当であるか検討することが重要と考える。

**資料：アンケート設問票**



## 認定NPO法人制度に関わる利用実態調査

平成16年7月吉日  
株式会社 価値総合研究所

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども株式会社 価値総合研究所では、内閣府 国民生活局 市民活動促進課の請負調査により、認定NPO法人制度に関する調査を行っております。その一環として、NPO法人の方々へ、現行制度の利用実態に関するアンケート調査を実施することといたしました。

法人の皆様にはご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をおくみ取り頂きましたうえ、ご協力賜りたく、御願い申し上げます。

調査票にご回答をご記入の上、**平成16年7月26日(月)迄に、同封の返信用封筒(切手は不要です)を用いて御返送頂きますよう**、御願い申し上げます。

なお、FAXでの御返送をご希望の場合、下記連絡先(FAX:03-5441-7661)まで御返送下さい。また、E-mailでの御返送を希望される方は、恐縮ですが貴法人名・住所・ご担当様名を明記のうえ下記連絡先(E-mail: [npo@vmi.co.jp](mailto:npo@vmi.co.jp))までご連絡頂ければ、追って本調査票(MS-Word形式)をご送付いたしますので、こちらもご利用下さい。

本アンケート調査の結果については統計処理を施すため、お答え頂いた個々の内容が他に漏れたり、ご回答の結果により貴法人様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。どうぞお考えのままご記入ください。 敬 具

### ご記入にあたってのお願い

1. この調査票は、ご回答に時間を要するもの、お答えが難しい質問が含まれているかと思いますが、設問は認定NPO制度の活用増進に向けて必要な具体的対応の検討に必要な不可欠なものばかりです。できるだけ全ての質問にお答えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
2. ご回答は、該当する番号を で囲むもの、数値を記入するもの、ご自由に記述していただくものがあります。「その他」にあてはまる場合等、( )内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
3. 調査票には、収支計算書及び確定申告時に提出した資料から転記いただく数字が含まれています。収支計算書のほか、確定申告を行った法人の方は提出した書類のコピーをお手元にご用意ください。

質問内容や回答方法の問い合わせ先

株式会社 価値総合研究所 戦略調査事業部 担当：日高、大崎、山口

〒108-0073 港区三田3-4-10 リーラヒジリザカ7階

電話: 03-5441-4811 FAX: 03-5441-7661 E-mail: [npo@vmi.co.jp](mailto:npo@vmi.co.jp)

アンケートの趣旨について

内閣府 国民生活局 市民活動促進課 担当：佐藤、井上、山田

〒100-8970 千代田区永田町1-6-1

電話: 03-3581-9965 FAX: 03-3581-0641

**FAX での御回答の場合、7/26 (月) 迄に御返送下さい。**  
**FAX : 03-5441-7661 (株) 価値総合研究所 担当 : 日高・大崎・山口 (Tel : 03-5441-4811)**

. はじめに、貴法人の概要についてお尋ねします。

問 1 . お差し支えなければ、貴法人およびご回答者名・連絡先をご記入ください。

貴法人名				
ご回答者氏名			部署名	
連絡先	TEL			FAX
	e-mail			

問 2 . 貴法人の活動分野についてお尋ねします。

問 2-1 次の 17 の活動分野のうち、貴法人の定款上に記載されている特定非営利活動の分野全てに を付けてください。

「17」を選択された法人の方のみ、問 2-2 へお進みください。それ以外の方は、問 3 へお進みください。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>2 . 社会教育の推進を図る活動</li> <li>3 . まちづくりの推進を図る活動</li> <li>4 . 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>5 . 環境の保全を図る活動</li> <li>6 . 災害救援活動</li> <li>7 . 地域安全活動</li> <li>8 . 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li> <li>9 . 国際協力の活動</li> <li>10 . 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li> <li>11 . 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>12 . 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>13 . 科学技術の振興を図る活動</li> <li>14 . 経済活動の活性化を図る活動</li> <li>15 . 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>16 . 消費者の保護を図る活動</li> <li>17 . 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ol> <p style="text-align: right;">ここに をつけた方は問 2-2 へ</p> |
|---|

問 2-2 問 2-1 で「17」を選んだ法人の方にお尋ねします。貴法人は、「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助」を主な活動として行っていますか。「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合はその具体的事業内容についてご記入ください。

「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助」を主な活動として、

1 . 行っている  
     ( 具体的事業内容 : )

2 . 行っていない

問 3 . 貴法人が設立された年月（最初に登記した年月）はいつですか。

平成      年      月

問 4 . 貴法人は 2 事業年度終了していますか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

1 . 2 事業年度終了している。  
 2 . 2 事業年度終了していない。

問 5 . 貴法人の会員（社員と社員以外の会員）と役員（理事と監事）の数をご記入ください。  
 なお、会員については、個人と団体（企業やその他の法人等を含む）の別にご記入ください。  
 また、団体会員のなかに、NPO法人及び公益法人が含まれる場合はその団体数をご記入ください。

 回答の手引き      ・前事業年度末時点の数字をご記入ください。

	社員	社員以外の会員	理事	監事
個人	人	人	人	人
団体	団体	団体	X	X
	うちNPO法人 団体	うちNPO法人 団体		
	うち公益法人 団体	うち公益法人 団体		

## 認定NPO法人制度の利用状況について

問6 貴法人は「認定NPO法人」になりたいと思いますか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。また、なりたいと思う又はなりたいたく思わないことについて、その理由をご記入ください。

1. 「認定NPO法人」になりたいと思う。  
( 具体的理由 : \_\_\_\_\_ )  
問7へお進みください
2. 「認定NPO法人」になりたいとは思わない。  
( 具体的理由 : \_\_\_\_\_ )  
問12へお進みください

問7 問6において、「1」と回答された法人の方にお尋ねします。現在、税務当局に対する申請にあたっての作業はどの段階ですか。該当する番号ひとつに を付けてください。

1. 税務当局に申請中である。 問8へ
2. 申請書類の作成を進めている。  
( ご記入ください : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃申請予定 ) 問8へ
3. 申請書類の作成には取りかかっていないが、申請の準備のため、帳簿書類の作成・整理等を行っている。 問8へ
4. 申請の準備は行っていないが、今後は申請したいと考えている。 問9へ
5. 申請の準備は行っておらず、今後も申請は考えていない。 問9へ

問8 問7において、「1」～「3」のいずれかに回答された法人の方にお尋ねします。申請の準備は順調に進んでいますか(進みましたか)。「1」、「2」のいずれかに を付け、「2」の場合、その理由について ~ のうち該当する番号全てに を付けてください。

1. 順調に進んでいる(進んだ) 問10へ
2. 順調に進んでいない(進まなかった)  
↓  
「2」と回答した方は、以下から当てはまるもの全てに を付けてください。  
会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが足りない。  
日常業務で忙しいため申請準備が思い通り進まない。  
税務当局に事前相談に行きたいが場所が遠くて通えない。  
申請書類が煩雑で作成に手間がかかる。  
認定要件等の制度が複雑すぎて理解できない。  
その他(具体的に : \_\_\_\_\_ )  
問10へ



一般の人の閲覧が可能となることについて問題となる点

1 . ある ( 問題となる点 ( 具体的に ) ) 2 . ない
---

- ( 2 ) この寄附金の明細表を提出するに先立ち、寄附者に対し、税務当局に提出し一般の人の閲覧が可能となることについて、同意を得ることが考えられます。

この作業は必要だと思いますか。「 1 」 「 2 」 のいずれかに を付けてください。

1 . 同意を得る作業は必要である。 2 . 同意を得る作業は必要ではない。
---

実際にこの作業を行う場合に問題となる点がありますか。「 1 」 「 2 」 のいずれかに を付け、「 1 」 の場合、問題となる点を具体的にご記入ください。

1 . ある ( 問題となる点 ( 具体的に ) ) 2 . ない
---

- ( 3 ) この寄附金の明細表の作成は、申請手続きを遅延させる又は申請を思い止まらせる原因となっていますか。「 1 」 「 2 」 のいずれかに を付け、「 1 」 の場合、申請手続きを遅延させる又は申請を思い止まらせる原因となっている理由を具体的にご記入ください。

1 . 原因となっている。 ( 申請手続きを遅延させる又は申請を思い止まらせる理由 ( 具体的に ) ) 2 . 原因となっていない。
---

問 10-2 「役員及び社員の状況を明らかにする書類」

申請時の添付書類として、全ての役員及び社員の氏名、住所、法人における職名、続柄（注）、就任の状況を記載した名簿を提出する必要があります。また、当該名簿は、税務当局において一般の人の閲覧が可能となります。

（注）続柄については、役員及び社員のうち、同じ親族等や特定の法人等に属しているものがある場合にその関係を示す必要があります。

（定義）

「親族等」とは、

親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）  
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
役員又は社員の使用人及び役員又は社員から受ける金銭その他の財産  
によって生計を維持しているもの  
または に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

「特定の法人等」とは、

特定の法人  
特定の法人には、  
（ア）この法人の発行済株式等の50%以上を保有する法人  
（イ）この法人が発行済株式等の50%以上を保有する法人  
も含む  
特定の法人の役員又は使用人  
に掲げる者の親族等

（1）この役員及び社員に関する書類を作成するにあたり、問題となる点がありますか。「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合、 ~ のうち、該当する番号に をつけてください。

貴法人において、問題となる点がありますか。

1 . ある                      2 . ない

「1」を選択した法人の方は以下から該当する番号全てに をお付けください。

全ての役員・社員について、同じ親族等に属しているかどうかを把握することが困難。  
全ての役員・社員について、特定の法人等に属しているかどうかを把握することが困難。  
全ての役員・社員について、過去2年間においてその役員・社員が在籍していたかどうかを把握することが困難。  
その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

- (2) (1)に掲げる役員及び社員に関する書類のうち、特に社員に関する書類について、全ての社員の氏名、住所、続柄等を税務当局に提出することについて問題となる点がありますか。また、一般の人の閲覧が可能となることについて、問題となる点がありますか。それぞれ「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合は、問題となる点を具体的にご記入ください。

税務当局に提出することについて問題となる点

1. ある	)
(問題となる点(具体的に)	
2. ない	

一般の人の閲覧が可能となることについて問題となる点

1. ある	)
(問題となる点(具体的に)	
2. ない	

- (3) (2)に掲げる社員に関する書類を提出するに先立ち、社員に対し、税務当局に提出し一般の人の閲覧が可能となることについて、同意を得ることが考えられます。

この作業は必要だと思いますか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

1. 同意を得る作業は必要である。
2. 同意を得る作業は必要ではない。

実際にこの作業を行う場合に問題となる点がありますか。「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合、問題となる点を具体的にご記入ください。

1. ある	)
(問題となる点(具体的に)	
2. ない	



## 認定後の情報公開について

- 問 11 認定NPO法人においては、適正な法人運営がなされていることを明らかにするため、一層の情報公開が義務付けられています。一般の人の閲覧が可能となっている以下の書類のうち、閲覧が可能となることについて、問題があると思われるものはありますか。「1」、「2」のいずれかにを付け、「1」の場合、 ~ のうち該当する番号全てに を付け、問題があると思われる理由をご記入ください。

- 1 . 書類を閲覧させることについて、問題がある。

↓ 「1」を選択した法人の方は、以下の質問にもお答えください。

【閲覧させることに問題があると思われる書類】(該当する番号全てに を )  
収入及び支出の生じる取引の上位 5 位までの取引に関する事項を記載した書類  
役員、社員、従業員又は寄附者等との取引に関する事項を記載した書類  
20 万円以上の寄附者の氏名、住所、寄附金額を記載した書類  
役員報酬又は給与を得た役員・従業員の氏名及びその金額を記載した書類  
その他 (具体的に : )

【上記書類を閲覧させることに問題があると思われる理由 (具体的に)】

- 2 . 書類を閲覧させることについて、問題はない。

## ．活動及び財務状況について

問 12 貴法人が所轄庁に提出した収支計算書に基づき、前事業年度及び前々事業年度の収支金額を以下の科目にしたがって、それぞれご記入ください。



### 【収入部門】

- ・ 定款上の特定非営利活動事業と、定款上のその他事業（特定非営利活動以外の事業）を合算してご記入ください。（一般に、所轄庁に提出した収支計算書は区分経理されています。）
- ・ 補助金・助成金とは、貴法人に直接交付される反対給付のない金銭を指します。具体的には補助金、負担金、利子補給金等で、基本的にNPOの活動を支援するために交付されるもので、受け取った金銭と引き換えに提供元に対してサービスや物品その他の財を提供する義務がないものを指します。委託費はこれに含まれません。

### 【支出部門】

- ・ の積立金の欄には、資産等の購入に充てるために積み立てた金額をご記入ください。
- ・ の繰越金の欄には、特定非営利活動事業から次期特定非営利活動事業への繰越金と定款上のその他事業から次期その他事業への繰越金との合計金額をご記入ください。

### 【収入部門】

		前事業年度	前々事業年度
収入	会費収入 (入会金および会費)	円	円
	寄附金総額 (補助金・助成金は除く)	円	円
	補助金・助成金 (国・地方自治体・国際機関・財団法人や社団法人等の公益法人・独立行政法人・企業等から)	円	円
	事業による収入 (～を除く、特定非営利活動事業、その他事業〔特定非営利活動事業以外〕による収入。 国等からの委託の対価としての収入を含む)	円	円
	の収入内訳		
	定款上の特定非営利活動事業による収入	( 円 )	( 円 )
	定款上のその他事業(特定非営利活動事業以外)による収入	( 円 )	( 円 )
利息、その他金融商品による収入	円	円	
上記 ～ の合計	円	円	

【支出部門】

		前事業年度	前々事業年度
支出	特定非営利活動事業費	円	円
	その他事業(特定非営利活動以外)の事業費	円	円
	その他の管理費	円	円
	上記 ~ の合計	円	円
その他	積立金等	円	円
	繰越金	円	円

問 13 問 12 の「 事業による収入 」に金額を記入した法人の方にお尋ねします。  
( 〃 の記載がない方は、問 14 へお進みください。 )

問 13-1 定款に記載した特定非営利活動の事業のうちで、事業収入が大きい上位 3 つの事業名及びその事業に最も関連すると思われる特定非営利活動の分野について、2 ページの問 2 に記載した 17 分野の番号でご記入ください。

	前事業年度		前々事業年度	
	事業名	分野	事業名	分野
記入例	河川の清掃事業	5	環境問題に関する講演会事業	5
1				
2				
3				

問 13-2 介護保険法に基づく事業の実施の有無について、「 1 」、「 2 」のいずれかに 〃 を付け、「 1 」の場合はその事業収入の金額をご記入ください。

前事業年度	前々事業年度
介護保険法に基づく事業について 1 . 実施している 事業収入 _____ 円 2 . 実施していない	介護保険法に基づく事業について 1 . 実施している 事業収入 _____ 円 2 . 実施していない

問 14 問 12 の「 会費収入」に回答された法人の方にお尋ねします。  
貴法人の会費収入について、記入例に従って以下の表にご記入ください。  
また、会費を支払った会員に対して財・サービスの提供内容がない場合は、「なし」とご記入ください。



回答の手引き

- ・ 社員とは、NPO法上の社員のこと、総会で議決権を有するいわゆる正会員をさします。(以下同じです)
- ・ 社員以外の会員とは、総会で議決権の無い会員全てをさします(例：賛助会員、名誉会員、特別会員、ジュニア会員等)。
- ・ 会員数は、人・団体を合計した数をご記入ください。単位は団体も含めて「人」です。
- ・ 入会金と会費の金額は前事業年度末時点のものをご記入ください。
- ・ 会費は、一年間の会費金額をご記入ください。例えば、1ヶ月 1,000 円の会費を定めている場合は、年会費は 12,000 円としてご記入ください。
- ・ 口数制度(例：一口 1,000 円で 3 口以上)を設けている法人におかれましては、金額に 3,000 円以上と記入し、下に一口 1,000 円とご記入ください。

### 記入例

会員の種類	会員数	入会金	年会費等の額	財・サービスの提供内容
社員の名称 ( 記入例 正会員 )	50 人 ( 団体含む )	10,000 円	3,000 円	会報(月 1 回)
社員以外の会員名称 ( 記入例 賛助会員 )	50 人 ( 団体含む )	0 円	10,000 円	会報(月 1 回) セミナー受講料の 1 回分の免除

### 【回答欄】

会員の種類	会員数	入会金	年会費等の額	財・サービスの提供内容
社員の名称 ( )	人 ( 団体含む )	円	円	
社員以外の会員名称 ( )	人 ( 団体含む )	円	円	
社員以外の会員名称 ( )	人 ( 団体含む )	円	円	
社員以外の会員名称 ( )	人 ( 団体含む )	円	円	

問 15 問 12 の「 寄附金総額」に回答された法人の方にお尋ねします。

寄附者の氏名又は名称がはっきりしていないもの（匿名希望のものも含む）と明らかなものについて、それぞれ件数と金額をご記入ください。また、氏名又は名称が明らかな寄附金については、受入額の幅ごとに個人や企業等の団体の概数、受入金額をご記入ください。



- 例えば、4,000 円の寄附をした人が 5 人いた場合は、下記表の中の「1,000 円以上～1 万円未満」の「件数」の欄に「5」、「受入金額」の欄に「20,000」とご記入ください。

一者あたりの受入金額	前事業年度		前々事業年度		
	件数 (個人、団体 または法人 の合計数)	合計金額	件数 (個人、団体 または法人 の合計数)	合計金額	
a. 寄附者の氏名又は名称が はっきりしていないもの	件	円	件	円	
b. 寄附者の氏名又は名称が 明らかな寄附金	件	円	件	円	
bの受入額の幅別 内訳		件数	受入金額	件数	受入金額
1,000 円未満		件	円	件	円
1,000 円以上～ 1 万 円未満		件	円	件	円
1 万円以上～ 10 万円 未満		件	円	件	円
10 万円以上～ 20 万円 未満		件	円	件	円
20 万円以上～ 50 万円 未満		件	円	件	円
50 万円以上～ 100 万 円未満		件	円	件	円
100 万円以上		件	円	件	円
計 ( a + b )	件	円	件	円	

問 16 寄附金の募集活動について、誰を対象に活動を行っていますか、また行うことを想定していますか。該当する番号をいくつでも選んで をつけてください。

- |  |
|--|
| 1 . 役員及び社員（個人及び団体含む）<br>2 . 上記 1 を除く会員（個人及び団体含む）<br>3 . 上記 1 及び 2 を除く個人<br>4 . 上記 1 及び 2 を除く企業等団体<br>5 . その他（具体的に： _____ ） |
|--|

問 17 補助金・助成金・委託事業についてお尋ねします。

問17-1 問 12 の「 補助金・助成金」に金額を記入された法人の方にお尋ねします。下記の提供元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。また、主な提供元及び補助金・助成金の名称についてご記入ください。

**補助金・助成金**

補助金・助成金の提供元	前事業年度	前々事業年度	主な提供元 ( 補助金・助成金等の名称 )
	件数 ( 金額 )	件数 ( 金額 )	
国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関から提供	_____件 ( _____ 円 )	_____件 ( _____ 円 )	提供元： _____ ( 名称： _____ )
公益法人から提供	_____件 ( _____ 円 )	_____件 ( _____ 円 )	提供元： _____ ( 名称： _____ )
独立行政法人から提供	_____件 ( _____ 円 )	_____件 ( _____ 円 )	提供元： _____ ( 名称： _____ )
特殊法人から提供	_____件 ( _____ 円 )	_____件 ( _____ 円 )	提供元： _____ ( 名称： _____ )
企業から提供	_____件 ( _____ 円 )	_____件 ( _____ 円 )	提供元： _____ ( 名称： _____ )
その他から提供	_____件 ( _____ 円 )	_____件 ( _____ 円 )	提供元： _____ ( 名称： _____ )

問 17-2 問 12 の「 事業による収入」に金額を記入され、事業収入のうち委託事業による収入がある法人の方にお尋ねします。下記の提供元ごとに、受けている件数と合計金額についてご記入ください。また、主な提供元及び委託事業等の名称についてご記入ください。

### 委託事業費

委託事業の提供元	前事業年度	前々事業年度	主な提供元 (委託事業等の名称)
	件数 (金額)	件数 (金額)	
国、地方公共団体または我が国が加盟している国際機関から受託	_____件 ( _____ 円)	_____件 ( _____ 円)	提供元： _____ 〔 名称： _____ 〕
公益法人から受託	_____件 ( _____ 円)	_____件 ( _____ 円)	提供元： _____ 〔 名称： _____ 〕
独立行政法人から受託	_____件 ( _____ 円)	_____件 ( _____ 円)	提供元： _____ 〔 名称： _____ 〕
特殊法人から受託	_____件 ( _____ 円)	_____件 ( _____ 円)	提供元： _____ 〔 名称： _____ 〕
企業から受託	_____件 ( _____ 円)	_____件 ( _____ 円)	提供元： _____ 〔 名称： _____ 〕
その他から受託	_____件 ( _____ 円)	_____件 ( _____ 円)	提供元： _____ 〔 名称： _____ 〕

問 18 貴法人の活動の対象者・物についてお尋ねします。

問 18-1 全ての事業活動（特定非営利活動事業、その他事業）のうち、次に掲げる会員等に対する事業活動の有無について、「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

 回答の手引き	・ 「会員等」とは、次の者を言います。 NPO法上の社員のことで、総会で議決権を有するいわゆる正会員 社員以外の会員で、総会で議決権の無い全ての会員 帳簿書類等に氏名等が記載された者で、継続的若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
---	--

事業活動内容		前事業年度	前々事業年度
A	会員等に対する対価を得て行われる物品の販売やサービスの提供等（資産の譲渡・貸付けや役務の提供） 例：会員向けに情報誌を販売（一般には販売していない）等、会員向けのサービスを行う事業等	1．あり 2．なし	1．あり 2．なし
B	会員等相互の交流、連絡、意見交換、その他、その対象が会員等である活動 例：会員同士の交流のサービスを行う事業等	1．あり 2．なし	1．あり 2．なし
C	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動 例：特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減等を求める活動等	1．あり 2．なし	1．あり 2．なし
D	特定の著作物又は特定の者に関する活動 例：子どもの健全育成として特定のキャラクターグッズの販売、展示、普及、啓蒙等	1．あり 2．なし	1．あり 2．なし
E	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 例： 建設の反対運動シンポジウム等	1．あり 2．なし	1．あり 2．なし

問 18-2 問 18-1 で「A」から「E」のひとつにでも「1」と回答された法人の方にお尋ねします。「A」から「E」のうち、「あり」と回答した全ての事業の合計が全体の事業活動の 50%以上を占めていますか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

 回答の手引き	・ 割合については、事業費の額、従事者の作業時間等により算出してください。
---	---------------------------------------

1．50%以上である。 2．50%未満である。
----------------------------



問 21 貴法人の経理の状況についてお尋ねします。次に掲げるもののうち該当するものにいくつでも を付けてください。

前事業年度	前々事業年度
1. 公認会計士又は監査法人の監査を受けている	1. 公認会計士又は監査法人の監査を受けている
2. 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存している	2. 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存している
3. 上記以外（具体的に） ( )	3. 上記以外（具体的に） ( )

問 22 貴法人では、前事業年度、前々事業年度において、海外送金や海外への金銭持出しを行いましたか。それぞれ「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合は、その回数や年度内の送金総額、持出し金額をご記入ください。

**海外送金について**

	海外送金の有無		送金「あり」の時の海外送金の回数	年度内の送金総額
前事業年度	1. あり 2. なし	→	件	円
前々事業年度	1. あり 2. なし	→	件	円

**海外への金銭持出しについて**

	海外持出し金の有無		持出し「あり」の時の持出しの回数	年度内の持出し総額
前事業年度	1. あり 2. なし	→	件	円
前々事業年度	1. あり 2. なし	→	件	円

## 税務について

問 23 貴法人は、法人税法上（以下「税法上」）の収益事業を実施し、確定申告書を税務署に提出しましたか。前事業年度、前々事業年度それぞれについて、「1」、「2」のいずれかに を付けてください。また、その場合の該当する税法上の 33 業種を具体的にご記入ください。



- ・ 税務署に対して行った法人税の確定申告は国税に関するものです。都道府県税事務所や市町村役場に対して行った地方税分の確定申告分は、ここでは除きます。
- ・ 税法上の収益事業は、必ずしも定款に書かれたNPO法上のその他の事業と一致しません。たとえ特定非営利活動事業であっても、税法上の収益事業(33業種)に該当する場合があります。例えば、環境NPOが環境問題を啓発する本を出版した場合、NPO法上は特定非営利活動ですが、税法上は収益事業である出版業となります。
- ・ 税法上の収益事業は、次の33業種です。

1 物品販売業	2 不動産販売業	3 金銭貸付業	4 物品貸付業
5 不動産貸付業	6 製造業	7 通信業	8 運送業
9 倉庫業	10 請負業	11 印刷業	12 出版業
13 写真業	14 席貸業	15 旅館業	
16 料理店業その他の飲食店業	17 周旋業	18 代理業	
19 仲立業	20 問屋業	21 鉱業	22 土石採取業
23 浴場業	24 理容業	25 美容業	26 興行業
27 遊技所業	28 遊覧所業	29 医療保健業	
30 技芸教授業	31 駐車場業	32 信用保証業	
33 無体財産権提供業			

前事業年度	前々事業年度
法人税の確定申告書の提出について 1. 提出した 上記表の税法上の業種を記載： _____ （上記「回答の手引き」の番号でご記入ください） 2. 提出しなかった	法人税の確定申告書の提出について 1. 提出した 上記表の税法上の業種を記載： _____ （上記「回答の手引き」の番号でご記入ください） 2. 提出しなかった

問 24 問 23 で確定申告書を「1. 提出した」と回答された法人の方にお尋ね  
 します。問 23 の確定申告書に記載した所得金額は次のどれに該当しま  
 すか。前事業年度、前々事業年度それぞれにおいて実際に申告した事業  
 年度の所得金額について、該当する金額幅の番号ひとつに を付け、所  
 得金額の欄に具体的な金額をご記入ください。

前事業年度	前々事業年度
1. マイナス	1. マイナス
2. 0	2. 0
3. 1000 円以上～10 万円以下	3. 1000 円以上～10 万円以下
4. 10 万円超～30 万円以下	4. 10 万円超～30 万円以下
5. 30 万円超～50 万円以下	5. 30 万円超～50 万円以下
6. 50 万円超～100 万円以下	6. 50 万円超～100 万円以下
7. 100 万円超～200 万円以下	7. 100 万円超～200 万円以下
8. 200 万円超～300 万円以下	8. 200 万円超～300 万円以下
9. 300 万円超～500 万円以下	9. 300 万円超～500 万円以下
10. 500 万円超～800 万円以下	10. 500 万円超～800 万円以下
11. 800 万円超～1000 万円以下	11. 800 万円超～1000 万円以下
12. 1000 万円超～2000 万円以下	12. 1000 万円超～2000 万円以下
13. 2000 万円超～3000 万円以下	13. 2000 万円超～3000 万円以下
14. 3000 万円超	14. 3000 万円超
所得金額：_____円 (マイナスの場合は、金額の前に「-」を 入れてください)	所得金額：_____円 (マイナスの場合は、金額の前に「-」を 入れてください)

アンケートはこれで終了です。ありがとうございました。

## 認定NPO法人制度に関わる利用実態調査

平成16年7月吉日  
株式会社 価値総合研究所

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども株式会社 価値総合研究所では、内閣府 国民生活局 市民活動促進課の請負調査により、「認定NPO法人制度」に関する調査を行っております。その一環として、認定NPO法人の方々へ、現行制度の利用実態に関するアンケート調査を実施することいたしました。

法人の皆様にはご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をおくみ取り頂きましたうえ、ご協力賜りたく、御願い申し上げます。

調査票にご回答をご記入の上、**平成16年7月26日(月)迄に、同封の返信用封筒(切手は不要です)を用いて御返送頂きますよう**、御願い申し上げます。

なお、**FAXでの御返送**をご希望の場合、下記連絡先(FAX:03-5441-7661)まで御返送下さい。また、**E-mailでの御返送**を希望される方は、恐縮ですが貴法人名・住所・ご担当様名を明記のうえ下記連絡先(E-mail: [npo@vmi.co.jp](mailto:npo@vmi.co.jp))までご連絡頂ければ、追って本調査票(MS-Word形式)をご送付いたしますので、こちらもご利用下さい。

本アンケート調査の結果については統計処理を施すため、お答え頂いた個々の内容が他に漏れたり、ご回答の結果により貴法人様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。どうぞお考えのままご記入ください。

敬 具

### ご記入にあたってのお願い

1. この調査票は、ご回答に時間を要するもの、お答えが難しい質問が含まれているかと思いますが、設問は認定NPO制度の活用増進に向けて必要な具体的対応の検討に必要不可欠なものばかりです。できるだけ全ての質問にお答えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
2. ご回答は、該当する番号を で囲むもの、数値を記入するもの、ご自由に記述していただくものがあります。「その他」にあてはまる場合等、( )内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

質問内容や回答方法の問い合わせ先

株式会社 価値総合研究所 戦略調査事業部 担当：日高、大崎、山口

〒108-0073 港区三田3-4-10 リーラヒジリザカ7階

電話: 03-5441-4811 FAX: 03-5441-7661 E-mail: [npo@vmi.co.jp](mailto:npo@vmi.co.jp)

アンケートの趣旨について

内閣府 国民生活局 市民活動促進課 担当：佐藤、井上、山田

〒100-8970 千代田区永田町1-6-1

電話: 03-3581-9965 FAX: 03-3581-0641

FAX での御回答の場合、7/26(月)迄に御返送下さい。  
FAX : 03-5441-7661 (株) 価値総合研究所 担当 : 日高・大崎・山口

### 認定のメリットについて

問1 貴法人では、認定NPO法人になったことにより寄附の募集活動や寄附の受入れ状況においてどのようなメリットがありましたか。具体的にご記入ください。

--

問2 設立後から最近の事業年度終了分まで、寄附金の推移についてご記入ください。なお、ここでいう「寄附金」とは、収支計算書の収入部門において「寄附金」として計上されるものをいいます。設立前の年度の欄は、「-」とご記入ください。

事業年度	寄附金件数	寄附金収入金額
平成10年度	件	円
平成11年度	件	円
平成12年度	件	円
平成13年度	件	円
平成14年度	件	円
平成15年度	件	円

## みなし寄附金制度の活用について

問3 貴法人は、設立後、法人税法上の収益事業を行いましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。また、「1」を選ばれた法人の方は、収益事業を行った事業年度の欄に、法人税法の収益事業の業種及び所得金額についてご記入ください。設立前の年度の欄には「-」をご記入ください。

1. 実施した。 2. 実施しなかった。 問5へ



「1. 実施した」を選択した法人の方は以下にもお答えください。  
設立前の年度の欄には「-」をご記入ください。

事業年度	法人税法上の収益事業の業種	所得金額
平成10年度		円
平成11年度		円
平成12年度		円
平成13年度		円
平成14年度		円
平成15年度		円

問4 問3で「1」と回答された法人の方にお尋ねします。貴法人は、認定後、法人税法上の収益事業で得た利益を非収益事業へ繰り入れを行い、みなし寄附金制度を活用しましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。また、「1」を選ばれた法人の方は繰り入れた額を、「2」を選ばれた法人の方は活用しなかった理由をご記入ください。

みなし寄附金制度の活用状況

1. 活用した

2. 活用しなかった



繰り入れた額

円

活用しなかった理由(具体的に)

問5 今後、収益事業を行い、みなし寄附金制度を活用する意向はありますか。該当する番号いずれかに を付けてください。

1. 活用する予定である。
2. 活用したいと思うが、今のところ予定はない。
3. 活用するつもりはない。



実際にこの作業を行いましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。また、「1」を選ばれた法人の方は作業を行うにあたり問題となった点を、「2」を選んだ方は考えられる問題点について、具体的にご記入ください。

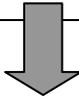
1 . 同意を得る作業を行った。	)
( 作業を行うにあたり問題となった点	
2 . 同意を得る作業は行わなかった。	)
( 考えられる問題点	

#### 問 7-2 「役員及び社員の状況を明らかにする書類」

- (1) 役員及び社員の状況を明らかにする書類を作成するにあたり、問題となった点がありましたか。「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合、 ~ のうち該当する番号全てに を付けてください。

貴法人において、問題となった点がありましたか。

1 . ある	2 . ない
--------	--------

 「1」を選択した法人の方は以下から該当する番号すべてに を付けてください。

全ての役員・社員について、同じ親族等に属しているかどうかを把握することが困難。
全ての役員・社員について、特定の法人等に属しているかどうかを把握することが困難。
全ての役員・社員について、過去2年間においてその役員・社員が在籍していたかどうかを把握することが困難。
その他(具体的に: )

- (2) (1)に掲げる役員及び社員に関する書類のうち、特に社員に関する書類に関し、全ての社員の氏名、住所、続柄等を税務当局に提出することについて、問題となった点がありましたか。また、一般の人の閲覧が可能となることについて、問題となった点がありましたか。それぞれ「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合は、問題となった点を具体的にご記入ください。

税務当局に提出することについて問題となった点

1 . ある	)
( 問題となった点(具体的に)	
2 . ない	

一般の人の閲覧が可能となることについて問題となった点

1. ある

( 問題となった点 (具体的に) )

2. ない

- (3) (2)に掲げる社員に関する書類を提出するに先立ち、社員に対し、税務当局に提出し一般の人の閲覧が可能となることについて、同意を得ることが考えられます。

この作業は必要だと思いますか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。

1. 同意を得る作業は必要である。  
2. 同意を得る作業は必要ではない。

実際にこの作業を行いましたか。「1」、「2」のいずれかに を付けてください。また、「1」を選ばれた法人の方は作業を行うにあたり問題となった点を、「2」を選ばれた法人の方は考えられる問題点について、具体的にご記入ください。

1. 同意を得る作業を行った。

( 作業を行うにあたり問題となった点 )

2. 同意を得る作業は行わなかった。

( 考えられる問題点 )



## 情報公開について

問8 認定NPO法人においては、適正な法人運営がなされていることを明らかにするため、一層の情報公開が義務付けられています。一般の人の閲覧が可能となっている以下の書類のうち、閲覧が可能となることについて、問題と思われるものはありますか。「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合、  
～ の該当する番号全てに を付け、問題があると思われる理由をご記入ください。

<p>1. 書類を閲覧させることについて、特に問題がある。 「1」を選択した方は、以下の質問にもお答えください。</p> <p>↓</p> <p>【閲覧させることに問題があると思われる書類】(該当する番号全てに を) 収入及び支出の生じる取引の上位5位までの取引に関する事項を記載した 書類 役員、社員、従業員又は寄附者等との取引に関する事項を記載した書類 20万円以上の寄附者の氏名、住所、寄附金額を記載した書類 役員報酬又は給与を得た役員・従業員の氏名及びその金額を記載した書類 その他(具体的に: )</p> <p>【上記書類を閲覧させることに問題があると思われる理由(具体的に)】 ( )</p>
<p>2. 書類を閲覧させることについて、特に問題はない。</p>

## 寄附者の名簿の作成について

問9 認定NPO法人においては、受け取った20万円以上の寄附金について、その寄附者の氏名、住所、寄附金額を示した明細表を作成し、一般の人の閲覧が可能となっています。

この明細表を作成する作業や閲覧について寄附者の同意を得る作業において、問題がありますか。「1」、「2」のいずれかに を付け、「1」の場合、その問題について具体的にご記入ください。

<p>1. ある ( 問題(具体的に) )</p>
<p>2. ない</p>

これらの作業は法人にとって負担となっていますか。具体的にご記入ください。

--

問 10 認定NPO法人においては、受け取った 20 万円以上の寄附金について、その寄附者の氏名、住所、寄附金額を示した明細表を作成し、一般の人の閲覧が可能となっています。これについて、どのような問題が懸念されますか。また、実際にどのような問題が生じていますか。具体的にご記入ください。

--

### 認定後の運営について

問 11 今後、認定NPO法人としてどのような事業活動や広報活動を行っていかうと思われませんか。

--

### 最後に、ご回答者についてお尋ねします。

貴法人名				
ご回答者氏名		部署名		
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			

アンケートはこれで終了です。ありがとうございました。